

平成30年度

学 生 便 覧



木更津工業高等専門学校

この「学生便覧」は、本校で学生生活を送るための手引きとして、学生に直接関係のある事項について記載してあります。

学生の皆さんは、この「便覧」を必ず通読し、必要に応じていつでも活用して、学生生活を豊かな実りあるものにするため役立ててください。

木更津工業高等専門学校

〒292-0041

千葉県木更津市清見台東2丁目11番1号

TEL 0438-30-4000 (代表)

0438-30-4003 (電話案内サービス)

0438-30-4038 (学生課)

FAX 0438-98-5403 (学生課)

本校公式 HP <http://www.kisarazu.ac.jp>

情報掲示板 <http://keitai.kisarazu.ac.jp/selecti/>

(携帯電話から見られます) (パスワード:)

在校生・保護者専用 <http://student.kisarazu.ac.jp/>

(ユーザー: パスワード)

目 次

○ 教育方針	1
○ 校章の由来	1
○ 創立 50 周年記念ロゴマークについて	2
○ 本校の教育課程	3
○ 准学士課程の学習・教育目標	4
○ 各学科の専門科目および一般科目の達成項目	5
○ 専攻科課程の学習・教育目標	6
○ 各専攻の専門科目の達成項目	7
○ 「生産システム工学」教育プログラムの学習・教育目標	8
○ 学生心得	10
○ 校歌(風のランナー)	14
○ 学生歌(友愛の丘)	16
○ 行事予定表	18
○ 授業時間表(通常時)	21

1 学習案内

1-1 学 期	25
1-2 休 業 日	25
1-3 教育課程	25
1-4 授業科目	26
1-5 成績の評価	26
1-6 試 験	26
1-7 年度内再評価	27
1-8 再 履 修	27
1-9 修了の条件・留年・仮進級・卒業の条件	28
1-10 休学・復学・退学	29
1-11 特別学修	29
1-12 本校以外の教育施設における学修	30
1-13 学外実習	31
1-14 試験受験心得	31
1-15 成績及び出欠席の訂正について	32
1-16 准学士課程及び専攻科課程の教育課程表	33
1-17 専攻科課程の履修要領	72
1-18 シラバスの利用方法	75
1-19 「生産システム工学」教育プログラムの履修対象者	75
1-20 教育課程終了後の主要国家試験資格等	77

2	学生生活	
2-1	学生と直接関係のある事務窓口	83
2-2	諸手続	83
2-3	学生に関係のある主な証明・願・届 (学生証・学割証・時間外在室願・アルバイト許可願・欠席届)	85
2-4	服 装	87
2-5	学生ロッカー	87
2-6	遺失物及び拾得物	88
2-7	クラス役員	88
2-8	清 掃	89
2-9	特別な事情による臨時休業について	92
2-10	表 彰	92
2-11	自転車通学	92
2-12	車両通学	93
2-13	学校への納付金	93
2-14	学 寮	94
3	福利厚生	
3-1	授業料の免除等	99
3-2	高等学校等就学支援金	99
3-3	奨学金制度	99
3-4	保健室	101
3-5	学生相談室の利用	102
3-6	キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談について	103
3-7	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」	105
3-8	団体学生総合保険について(任意加入)	106
3-9	学校感染症について	106
4	施設の利用	
4-1	図書館	113
4-2	学生会館内合宿研修施設	114
5	学則と諸規則	
5-1	学 則	119
5-2	学業成績審査規程	129
5-3	本校以外の教育施設における学修に関する規程	133
5-4	専攻科授業科目の履修等に関する規程	134
5-5	「生産システム工学」教育プログラムの履修等に関する規則	137

5-6	「生産システム工学」教育プログラムに係る 科目の実力認定試験に関する申し合わせ	138
5-7	ティーチング・アシスタント実施要項	139
5-8	学生の身分の取り扱いに関する規程	141
5-9	授業料の納付を怠る者に係る取扱要領	143
5-10	外国人留学生特例規程	144
5-11	留学規程	146
5-12	留学取扱要領	148
5-13	学生準則	149
5-14	授業料免除・徴収猶予及び寄宿料免除に関する規程	154
5-15	合宿規程	156
5-16	合宿研修施設使用要領	157
5-17	プール使用内規	158
5-18	プール使用心得	159
5-19	学生車両等通学規程	160
5-20	車両通学生組織に関する要領	162
5-21	学生の表彰に関する内規	163
5-22	服装基準	164
5-23	学寮規程	165
5-24	図書館運営細則	168
5-25	貸出図書を所定の期限までに返却しなかった場合の 扱いについて	170
5-26	学生の災害時の避難要領	172
5-27	職業紹介業務運営規程	173
5-28	木更津工業高等専門学校いじめ防止基本方針	174
6	学友会活動	
6-1	学友会の活動	179
6-2	学友会規約	180
6-3	学友会部細則	188
6-4	学友会選挙細則	190
6-5	学友会会計細則	192
6-6	学友会館運営憲章	194
6-7	学友会館使用規程	196
6-8	学友会館運営細則	197
7	卒業後の進路	
7-1	学科の就職	203
7-2	学科の進学	204
7-3	専攻科の就職と進学	205

8 資 料

8-1	本校の沿革	209
8-2	学校配置図	213
8-3	職員名簿	223
8-4	学友会クラブ等指導教員一覧	225

教 育 方 針

(1) 人間形成

いかにすぐれた知識・技能があっても、人間性に欠けるところがあれば、これを正しく発揮することはできない。何にもまして人間形成は重要である。すぐれた人間としては、幅広い教養を基本として、自ら考え自主的に決断する判断力、自ら工夫し新しいものを造り出す創造力、自ら良しとしたことをいかなる障害にも屈せず行う実行力の三つの能力を備えなければならない。

本校は、これらの能力を養い発揮させることに努める。

(2) 専門の科学技術の修得

21 世紀を迎えた現在、科学技術の発展は想像を絶するものがある。本校の学生は将来、指導的立場に立つ技術者として、この発展に対応し、さらにこの発展に寄与していかなければならない。

そのためには、最新の科学技術の成果を知るばかりでなく、これらの科学技術の基礎となる理論、原理を十分に理解しなければならない。

本校は、機械、電気電子、電子制御、情報、環境都市の各工学分野において、自らが専門とする科学技術の最新の成果とその根本の原理を修得させるとともに、これらの境界領域に対する率先した取り組みも含め、広範に活躍しうる技術者の養成に努める。

(3) 心身の鍛錬

将来、すぐれた技術者として社会に貢献するためには、健康な身体と精神を培うことが必要である。

本校は教科教育に加え課外活動への参加を奨励し、身体の鍛錬、豊かな情操の育成に努める。

校 章 の 由 来

本校の校章は、所在地千葉県の県花である十字花植物の菜の花をかたちどり、その4枚の花弁が互いに力強く組み合っている形は、本校学生のゆるぎない協力と団結の姿を表わし、また上下左右にのびる花弁は、それぞれに輝かしい未来に向かってたくましく向上、発展する姿を示したものである。

創 立 5 0 周 年 記 念 ロゴ マー ク に つ い て

平成29年度に創立50周年を迎えた本校では、記念のロゴマークデザインを公募し、学内外からの60点の応募作品の中から厳正な審査の結果、大学院でデザインを学ぶ一般応募の本木礼夫冨(もとされおが)さんの作品が最優秀賞に選ばれました。

受賞作品は、木更津市のシンボルの木である「椿」にテクノロジーの礎として「六角ナット」を組み合わせたものとなっており、スクールカラーである「濃い紫みの青」を構成色として高専の更なる発展を期待させる若々しいデザインとなっています。また、このたびの応募作品からは、優秀賞と中学生特別賞がそれぞれ1点選ばれています。



ロゴマーク画像

本校の教育課程

本校には次のような教育課程および教育プログラムがあります。

準学士課程(学科)

本校の準学士課程では、5年間の一貫教育を通して深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的として、機械工学科・電気電子工学科・電子制御工学科・情報工学科・環境都市工学科の5つの学科が設置されています。また、各学科共通の一般科目は、国語、社会、保健・体育、外国語等を教授する人文学系と数学、物理、化学等を教授する基礎学系に分かれています(従来本科と表記)。

専攻科課程(専攻科)

本校には、5年間の準学士課程の上級コースとして2年間の専攻科(機械・電子システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、環境建設工学専攻)があります。専攻科は、準学士課程における5年間一貫教育の基礎の上に、さらに高度な専門知識と技術を教授し、創造性豊かな技術能力を育成することを目的としています。

「生産システム工学」教育プログラム

本校の準学士課程の4年次から専攻科課程の2年次までの4年間にまたがる「生産システム工学」教育プログラムを設定し、国際化に対応できる技術者教育を行っています。本教育プログラムは、最も得意としている専門分野の知識と能力を身につけ、さらに異なる技術分野を理解し、両分野の知識を複合させる能力を身につけることを目的としています。この教育プログラムは日本技術者教育認定機構(JABEE)に認定されています。

準学士課程の学習・教育目標

準学士課程では、教養ある社会人としての技術者の育成として、自主自立の精神と国際的視野を持ち、

- 1) 基礎学力と工学に関する基礎的な知識
- 2) 行動と実践に基づく柔軟な発想力と創造力
- 3) 倫理的・美的価値への感受性

を備え、他者と共同して社会に貢献できる問題発見・解決型の技術者をめざして、以下の4点の側面から学習・教育目標を設定しています。

1. 人間形成

健康な身体と精神を培い、社会に貢献するすぐれた人間として、幅広い教養をもとに、技術者としての責任を自覚し、その使命を実行しうる技術者。

- (1) 豊かな人間性と健康な心身を培う。
- (2) 深く社会について理解し、広い視野が持てるよう、豊かな教養を身につける。
- (3) 技術が自然や社会に及ぼす影響・効果を理解し、技術者としての責任を自覚する。

2. 科学技術の修得

自らの専門とする科学技術についてその基礎となる理論及び原理を十分に理解し、積極的に活用しようとする技術者。

- (1) 数学および自然科学の基礎知識とそれらを用いた論理的思考能力を身につける。
- (2) 専攻する学科の専門分野の知識と能力を身につける。
- (3) 実験・実習を通して、ものづくりに必要な力を身につける。

3. コミュニケーション能力

高度情報化社会に対応し、自らの考えを状況に応じて的確に表現しうる技術者。

- (1) 日本語の記述能力を身につける。
- (2) 英語によるコミュニケーション基礎能力を身につける。
- (3) 情報技術を使いこなし、発表・討論ができる能力を身につける。

4. 創造力

自ら工夫して新しいものを造り出す問題発見・解決型の技術者。

- (1) 一般特別研究や卒業研究などを通して、修得した知識や技術をもとに創造性を発揮し、問題を発見し、解決する能力を身につける。
- (2) 他者と協力して問題解決に向けた行動力を身につける。

各学科の専門科目および一般科目の達成項目

機械工学科： 材料力学・材料分野、熱流体分野、生産システム分野、計測制御分野の基礎科目に加えて、実験・実習、設計・製図、コンピュータに関する知識を修得し、ものづくりに必要な創造的設計手法を理解し、システム開発の素養を身につけること。

電気電子工学科： 電子・情報通信・コンピュータ・材料・計測・制御・電気機器・エネルギーなど、現代の高度化技術社会の基礎に係わる知識を修得し、創造力が豊かで次世代の産業社会を担うことができる能力を身につけること。

電子制御工学科： 制御工学を中心として、電気工学、電子工学、機械工学、情報処理工学、計算機工学などの基礎工学に関する幅広い知識を修得し、制御システムに関する設計や問題解決に対応できる能力を身につけること。

情報工学科： 情報処理の基本技術である計算機ハードウェアとソフトウェア技術を中心に、インタフェース技術・情報通信技術・制御技術などの関連分野に関する知識を修得し、総合的な情報処理システムの知識を身につけること。

環境都市工学科： 構造力学、水理学、土質力学、測量学、情報処理等の基礎科目に加え、生態環境工学、水環境工学等の環境工学に関する知識を修得し、自然環境の保全や安全で快適な都市の創成などの要望に応える能力を身につけること。

人文学系： 国語、社会、保健・体育、外国語等の修得を通じ、心身の鍛練と並行しつつ、日本語および特に英語でのコミュニケーション能力を獲得し、国際的視野を持ち、倫理的・美的価値への感受性を育むことにより、教養ある社会人としての基礎力を身につけること。

基礎学系： 数学、物理学、化学等の自然科学系一般科目の基礎教育および専門基礎の知識の修得を通じ、論理的思考能力と実験・観察の技術を身につけ、最新の科学技術の基礎となる理論と原理が理解できるようになること。

専攻科課程の学習・教育目標

専攻科課程では、自らがよって立つ所の深い専門性に加え、学際的領域に関する素養と国際化に対応できる能力を身につけた、質の高い実践的技術者の育成として

自主自立の精神と国際的視野を持ち、

- 1) 複合領域の知識を結び付ける研究・開発能力
- 2) 国際化や高度情報化に柔軟に対応できる基礎能力
- 3) 技術者としての社会的責任と倫理の自覚

を備え、他者と共同して社会に貢献できる開発研究型の技術者をめざして、以下の4点の側面から学習・教育目標を設定しています。

A. 人間形成

健康な身体と精神を培い、社会に貢献するすぐれた人間として、幅広い教養をもとに、技術者としての責任を自覚し、その使命を実行しうる技術者。

- (A-1) 豊かな人間性と健康な心身を培う。
- (A-2) 技術が自然や社会に及ぼす影響・効果を理解し、技術者としての責任を自覚する。

B. 科学技術の修得と応用

自らの専門とする科学技術についてその基礎となる理論および原理を十分に理解し、境界領域にもすすんで活躍しうる技術者。

- (B-1) 数学および自然科学の基礎知識とそれらを用いた論理的思考能力を身につける。
- (B-2) 最も得意とする専門分野の知識と能力を身につける。
- (B-3) 異なる技術分野を理解し、得意とする専門分野の知識と複合する能力を身につける。
- (B-4) 実験・実習を通して実践的技術を身につける。

C. コミュニケーション能力

国際化および高度情報化社会に柔軟に対応し、自らの考えを状況に応じて的確に表現しうる技術者。

- (C-1) 日本語の記述能力を身につける。
- (C-2) 情報技術を使いこなし、日本語による発表・討論ができる能力を身につける。
- (C-3) 国際的に通用するコミュニケーション基礎能力を身につける。

D. 創造力(デザイン能力)

自ら工夫して新しいものを造り出す研究開発型の技術者。

- 専攻科特別研究などを通して次の能力を身につける。
- (D-1) 問題解決のために修得した専門知識を応用できること。
 - (D-2) 創意工夫し問題解決のための計画の立案・実行、得られた結果の考察および整理ができること。
 - (D-3) リーダーシップを発揮しながら他のメンバーと協力して、問題解決に向けた実践的な行動をとれること。

各専攻の専門科目の達成項目

(1)機械・電子システム工学専攻

機械工学と電気電子のそれぞれの分野に高い技術力と、両方の専門分野を融合した柔軟性のある能力を身につけ、先端技術に対応した研究開発ができること。

(2)制御・情報システム工学専攻

情報処理技術を基礎として、意思決定技術、ソフトウェア技術、通信技術、制御技術やメカトロニクス技術に関する知識を修得し、創造的、実践的な制御システム・情報システムの研究開発ができること。

(3)環境建設工学専攻

社会的に深刻となっている環境や都市などの高度で広域化した問題に柔軟に対応できる思考力と創造力を身につけ、これらの問題に対応した研究開発ができること。

「生産システム工学」教育プログラムの技術者像と学習・教育到達目標

(「生産システム工学」教育プログラム履修の手引から抜粋)

育成すべき技術者像

「生産システム工学」教育プログラムでは、次のような技術者の育成を目指す。

養成すべき技術者像：

自主自立の精神と国際的視野を持ち、以下の知識及び能力と実践力を備え、他者と共同して社会に貢献できる開発研究型の技術者

- 1) 複合領域の知識を結び付ける研究・開発能力
- 2) 国際化や高度情報化に柔軟に対応できる基礎能力
- 3) 技術者としての社会的責任と倫理の自覚

学習・教育到達目標

「生産システム工学」教育プログラムでは、上に示した技術者を育成するために (A)～(D) の学習・教育到達目標を設定している。

(A) 人間形成

健康な身体と精神を培い、社会に貢献するすぐれた人間として、幅広い教養をもとに、技術者としての責任を自覚し、その使命を実行しうる技術者

(A-1)豊かな人間性と健康な心身を培う。

- ・健康や体力についての理解を深めるとともに、スポーツの実践を通して心身の調和的な発育・発達を促し、生涯スポーツの礎を構築できること
- ・文芸作品を通して、人々の生活を見つめ、他者の心を理解し、自分の考えを深められること

(A-2)技術が自然や社会に及ぼす影響・効果を理解し、技術者としての責任を自覚する。

- ・歴史学習を通して技術者が持つべき社会観を構築できること
- ・技術に関係する事故等の検討を通して、技術者としての社会的な責任と使命について理解できること
- ・環境問題と社会の関係についての概略を理解できること
- ・自然環境に関する基礎的事項を理解できること

(B) 科学技術の修得と応用

自らの専門とする科学技術について、その基礎となる理論及び原理を十分に理解し、境界領域にもすすんで活躍しうる技術者

(B-1)数学および自然科学の基礎知識とそれらを用いた論理的思想能力を身につける。

- ・数学および自然科学の基礎知識を身につけ、それらを用いて応用問題を解けること
- ・実験を通して現象を理解できること

(B-2)最も得意とする専門分野の知識と能力を身につける。

- ・各分野の基礎知識を身につけ、それらを用いて実際の工学的な現象を理解できること

(B-3)異なる技術分野を理解し、得意とする専門分野の知識と複合する能力を身につける。

- ・異なる技術分野を理解し、得意とする専門分野の知識と複合するために、専門分野以外の工学の基礎知識を身につけること

(B-4)実験・実習を通して実践的技術を身につける。

- ・実験・実習を通して、実際の工学現象を理解し、実践的技術を身につけること

(C) コミュニケーション能力

国際化および高度情報化社会に柔軟に対応し、自らの考えを状況に応じて的確に表現する技術者

(C-1)日本語の記述能力を身につける。

- ・国語表現の技法を身につけるとともに、語彙力を高め、場面や状況に応じた言葉で表現できること

(C-2)情報技術を使いこなし、日本語による発表・討論ができる能力を身につける。

- ・コンピュータによる情報処理や情報収集等ができること
- ・コンピュータを用いて、卒業研究や専攻科特別研究の内容を発表・討論できること

(C-3)国際的に通用するコミュニケーション基礎能力を身につける。

- ・国際的に活躍するための基礎的な語学力、特に英語力を身につけること

(D) 創造力（デザイン能力）

自ら工夫して新しいものを造り出す研究開発型の技術者

卒業研究や専攻科特別研究などを通して次の能力を身につける。

(D-1)問題解決のために修得した専門知識を応用できること

(D-2)創意工夫し問題解決のための計画の立案・実行、得られた結果の考察および整理ができること

(D-3)チームの中で他のメンバーと協力しながら、問題解決に向けた適切な行動をとれること

学 生 心 得

(目 的)

- 1 この学生心得は、木更津工業高等専門学校学生準則第 2 条の規定に基づき、学生が本校在学中に自ら努力すべき人間形成の目標を示すとともに、訓育指導に関する学校の方針を明らかにすることを目的とする。

(学問の修練)

- 2 学生は、教えられることを学ぶだけでなく、自ら進んで学問をする境地に進むことを、本校在学中の重要な目標にしなければならない。すなわち、常に鋭い探究心を持ち、自啓自発、学業に励み、学問をすることの厳しさと楽しさを体得できるよう努めなければならない。

(自由な人間)

- 3 学生は、自由を体得した人間になることを目標にしなければならない。すなわち、あらゆる問題に対処するとき、常に自分で考え、自分で判断して行動し、開いた心で他人の意見に耳を傾けながら、自分の目標に向かって独立独歩し、その結果について全責任を負う人間でなければならない。自分の自由を大切にする者は、他人の自由も尊重しなければならない。

(強健な身体)

- 4 学生は、在学中、あらゆる機会を利用して、積極的に身体を鍛えなければならない。強健な身体は、豊かな人生と立派な仕事を実現する第 1 条件であり、その基礎は、青年期の鍛錬によって出来上がる。

(学園社会への参加)

- 5 学生は、学校生活が社会的修練の第 1 歩であることを考え、まず学園の中に理想的な共同社会を作るための仕事に積極的に参加しなければならない。そのような参加の体験によって、人間としての自立心と社会的な連帯感が生まれ、現実社会の問題を解決する実践力が養われる。

(交友関係)

- 6 学生は、学校生活から得られる最大の宝は、心が通じ、互いに磨き合える生涯の友に巡り合うことであることを思い、心を開いて交友関係を深めなければならない。友とつき合うことによって、人間は、自分に厳しく、他人に優しくすべきこと、また、どんな場合に友と競い合い、どんな場合に助け合うべきかを知らなければならない。

(芸術・趣味・娯楽)

- 7 学生は、さまざまな芸術的感動に我を忘れたり、生々とした趣味・娯楽の世界に没頭したりする経験を大切にしなければならない。それは、人間性を豊かにし、技術者として重要な創造力の基礎である柔らかな思考力と鋭い直感力を育てるうえにも重要である。

(美しい人間と環境)

- 8 学生は、服装・あいさつ・言葉遣いが、自分自身の表現であることを忘れてはならない。すなわち、それらによって他人に不快感を与えないことを最低の目標とし、さらに進んでは、さわやかな言動、端正な服装、思いやりのある行動によって、自分と環境を美しいものに仕上げることに努めなければならない。

(自己変革)

- 9 学生は、上述のような人間形成の目標に向かって努力するとき、常に自分の可能性の限界に挑戦し、これまでの不可能を一つずつ克服して自己変革を推進する強固な意志と実行力を持たなければならない。自分自身の改造は、最も価値のある終生の大事業である。

(政治・宗教・性の問題)

- 10 学生は、政治・宗教・性に関する諸問題について悩んだり、重要な決断を迫られたりする場合には、必ず、信頼する年長者に意見を求めるよう心掛けなければならない。それは、これらの問題には人間を根底からゆるがす重大な課題が含まれている場合が多く、それに正しく対応するには適切な助言が必要であり、とり返しのつかない傷跡を残すような失敗を避けなければならないからである。

(車の運転)

- 11 オートバイや自動車は、近代工業技術から生み出した人間の交通手段であって、その便益を受けようとする者は、それに従う社会的責任を負担しなければならない。すなわち、学生がそれらを利用する場合には、特にエンジニアを志す者として、社会の安全に必要な交通法規を最大限に尊重し、人間技術の成果を十分に統御する技量を習得しなければならない。

(喫煙・飲酒)

- 12 喫煙と飲酒は、国法によって未成年者に禁止されている。特に喫煙は、単に社会的習俗又は個人的嗜好の問題というより、当人以外の周辺の人々の健康にも害を及ぼす反社会的行為であることが、近年厳しく指摘されている。若年者に対するアルコールの害も数多く例証されている。学校は、学生の喫煙が習慣化することを抑制する方針をとるとともに、喫煙・飲酒の風習を学園内に広めるおそれのある行為に対しては、懲戒その他の方法により反省を求める。

(道徳的非行)

- 13 学生は、誤って他人の人格を辱めたり、人権を侵したり、破廉恥な行為をしたりすることのないよう、常に正しい道義の感覚を養わなければならない。学校は、これらの非行に対しては、懲戒その他の方法により反省を求める。

木更津工業高等専門学校校歌

「風のランナー」

片岡 輝 作詞
坪能 克裕 作曲

♩ = 80

mf

おきか にか たのー かか にに みみを すまな せぼば し おき いにー みみ が
きさ つら ちのー きつ もゆー おお かか わさを みみ なが せけ ばば (ハレウ) ききう いてー トトミ が
みみ

mf

えりくるるー いにしる えびよのー ちえいと わざー こころう ゆあるすー その
ええりくくー しんく りるよ とせこー ちあう ゆめー ちきぼゆう あのみ れらー その
ええりくくー しんく りるよ とせこー ちあう ゆめー ちきぼゆう あのみ れらー その

1. 2.

あつか おりも いをーとも よ いま う けつ いでー あ す へー わかって はし
かたに なをてーとも よ いま お いも とめー あ す へー わかって はし

れ
れ
い の ち の か ぎ り - あ す - へ - む か っ て は し れ は し

れ
は し
れ

木更津工業高等専門学校校歌
「風のランナー」

作詞 片岡 輝
作曲 坪能 克裕

丘に立ち風に耳を澄ませば
潮騒によみがえりくる
いにしえびとの知恵と技
心揺るがすその熱き思いを
友よ いま受け継いで
明日へ向かって走れ

木更津の丘に集い学べば
時をこえよみがえりくる
真理へ寄せる愛と夢
希望あふれるその高き理想を
友よ いま追い求め
明日へ向かって走れ

さつき萌ゆ丘に技を磨けば
この腕によみがえりくる
創るよろこび生む力
地球の未来その肩に担って
友よ いま生命の限り
明日へ向かって走れ 走れ 走れ

友愛の丘

木更津高専学生歌

岡田 香津 作詞
寺内 昭 作曲

はつらつと ♩=108

mf

くおののの
みよはなはき
はなたなくそ

(V) V V

し う た う こ と
の ひ き め ぼ ど み も 一 二 と
お さ い さ や か に
われ ら 一 き した え て

な ま た

mp

り ひ び く こ の ぼ う そ う の お か の う え ば ん り を て ら す
い つ ど う こ の ゆ う あ い の お か の う え か た い き す な を
ゆ ま ぞ る こ の せ い し ゅ ん の お か の う え た い へ い よ う の

mf V V

ひ か り と て も も よ 一 二 一 二 一 二 一 二
な を ひ う を た と か も た せ
な ら べ た ら な の ひ う を た と か も た せ
あ す こ 一 二 一 二 一 二 一 二

な の ひ う を た と か も た せ

つよが かいな とに わねを もて たか きと じゆつ のの とが う たし て ん 一
 やそ が せく い かい に は た か ら か に と せ が く の の は た あ げ ん 一 二 三 四

あ わ れ ら き さ ら ず の と も 一 も 一

D.S.

木更津高等学校学生歌

友愛の丘

- 一、久遠の歴史うたう如
 潮騒さやかに鳴り響く
 この房総の丘の上
 万里を照らす光とて
 友よ、新たな火を点せ
 強き腕と胸をもて
 高き技術の塔建てん
 ああわれら木更津の友
- 二、見よ葉の花の黄は満ちて
 蝶も五色に舞い集う
 この友愛の丘の上
 固き絆を結びつつ
 友よ、全てをいざ語れ
 やがて世界に馳せんため
 まこと自然の学知らん
 ああわれら木更津の友
- 三、羽撃くその目めざす者
 われら鍛えて弛まざる
 この青春の丘の上
 太平洋の波も聞く
 友よ、心の歌叫べ
 創学の意気高らかに
 永久に科学の旗あげん
 ああわれら木更津の友

平成30年度行事予定表

曜日	平成30年4月	5月	6月	7月	8月	9月	曜日
月	☆は行事のみの日						月
火		1 新入生会宿研修/4・5年球技大会(2・3年休業日) ※専攻科は通常授業					火
水		2 新入生会宿研修/2・3年球技大会(4・5年休業日) ※専攻科は通常授業			1		水
木		3 (憲法記念日)			2		木
金		4 (みどりの日)	1 開校記念日/通常授業		3 115		金
土		5 (こどもの日)	2 第1回実用英検一次試験		4 オープンキャンパス	1	土
日	↑	6	3	1 第1回実用英検二次試験	5	2	日
月	2	7	4	2	6	3	月
火	3 夏季休業	8	5	3	7	4 夏休	火
水	4	9	6	4	8	5 休	水
木	5	10	7	5	9	6 業	木
金	6 ☆ 入学式 新入生保護者懇談会	11	8	6	10 授業終了後よりHR・大掃除	7	金
土	7	12	9	7	11	8 補講期間	土
日	8	13 第1回TOEIC L&R IP	10	8	12 (山の日)	9	日
月	9 ☆ 卒業式 新入生オリエンテーション	14	11	9	13	10	月
火	10 授業開始(月曜授業)	15	12 前期中間試験	10	14	11	火
水	11	16	13	11	15	12	水
木	12	17	14	12	16	13	木
金	13 ☆ 健康診断	18	15	13	17 夏休	14	金
土	14	19	16	14	18 休	15	土
日	15	20	17	15	19 業	16	日
月	16	21	18	16 (海の日)	20	17 (敬老の日)	月
火	17	22	19	17	21	18	火
水	18	23	20	18	22	19	水
木	19	24 ☆ 体育祭 ※	21	19	23	20	木
金	20	25	22	20	24	21	金
土	21	26	23	21	25	22	土
日	22	27 第115回工業英検	24	22	26	23 (秋分の日)	日
月	23	28	25	23	27	24 (振替休日)	月
火	24	29	26	24	28	25	火
水	25	30	27	25 金曜授業	29	26	水
木	26	31	28	26	30	27	木
金	27		29	27	31	28	金
土	28 (昭和の日)		30	28 前天定時試験		29	土
日	29		31	29		30	日
月	30 (振替休日)			30			月
火				31			火
水							水
その他行事	9 新入生歓迎会 19 歯科検診(1-3年生)	学友会総会 後援会総会 ※ 雨天時は5/31に延期	1 開校記念日 19 献血 30・7/1 地区大会(野球)		18~ 9/2 全国体育大会 25-26 地区文化発表会(群馬)	21 厚生補導研究会	その他行事
専攻科	9 ガイダンス	12 推薦選抜入学試験 24 スポーツデー	1 研究所見学 16 学力選抜入学試験		9 連絡会		専攻科
学寮	6 新入生保護者懇談会 7 開校50周年(正) 8 開校50周年(生のみ) 9 入学式 10 開校50周年(4/13まで) 11 自己紹介 12 クリーンデー 13 寮生即興歌合戦(パーティ) 21 スポーツ大会	15 部屋点検、全寮集会、防災避難訓練 寮生保護者会総会 18 ※雨天1週間順延 19 パーベキュー大会 27 クリーンデー 28 勉強会(6/14まで)	16 クリーンデー 19 部屋点検、全寮集会	3 部屋点検、全寮集会 7 クリーンデー 13~ 勉強会(8/1まで)	4 クリーンデー 11 閉寮	24 閉寮 30 学寮リーダー研修会	学寮

平成30年度行事予定表

曜日	10月	11月	12月	平成31年1月	2月	3月	曜日
月	☆は行事のみの日						月
火				1 (元日)			火
水				2			水
木				3			木
金				4			金
土		3 (文化の日)	1	5	2	2	土
日		4 第2回実用英検二次試験	2	6	3	3	日
月	1 後期授業開始	5	3	7	4	4	月
火	2 7限より全校集会	6	4	8	5	5	火
水	3	7	5	9	6	6	水
木	4	8	6	10 3年学習到達度試験	7	7	木
金	5	9	7	11	8	8	金
土	6 第2回実用英検一次試験	10	8	12 第3回TOEIC L&R IP	9	9	土
日	7	11 第117回工業英検	9	13	10	10	日
月	8 (体育の日)	12	10	14 (成人の日)	11 (建国記念の日)	11	月
火	9 月曜授業	13	11	15	12	12	火
水	10	14	12	16	13	13	水
木	11 1~3年hyperQ-U(HR)	15	13	17	14	14	木
金	12	16	14	18	15	15	金
土	13	17	15	19	16	16	土
日	14	18	16	20	17	17	日
月	15	19	17	21 授業終了後 HR・教室清掃	18	18	月
火	16	20	18	22 休業日	19	19	火
水	17	21	19	☆ マラソン大会 ※	20	20	水
木	18	22	20	24 休業日	21	21	木
金	19	23 (勤労感謝の日)	21	授業終了後 HR・教室清掃	22	22	金
土	20 第2回TOEIC L&R IP	24	22	26 第118回工業英検 第3回実用英検一次試験	23	23	土
日	21	25	23 (天皇誕生日)	27	24	24	日
月	22	26	24 (振替休日)	28	25	25	月
火	23	27	25	29	26	26	火
水	24	28	26	30	27	27	水
木	25 金曜授業	29	27	31	28	28	木
金	26 学園祭に伴う休業日	30	28				金
土	27 学園祭	31	29				土
日	28 学園祭		30				日
月	29 学園祭に伴う休業日		31				月
火	30						火
水	31						水
その他行事	27 献血 27 保護者全体懇談会 27-28 プログラミングコンテスト(阿南高等) 14 防災避難訓練 14 ロボコン地区大会(産技品川)	17 地区英語弁論大会(小山高等) 25 ロボコン全国大会(阿南国技館)	10・11 デザコンペティション(御路高等) ※雨天順延無し 学友会役員選挙	26-27 英語プレコン(明石高等)		5年生のHR教室/卒研発表 M 第1講義室 / 第6講義室 E マルチム / 第2講義室 D マルチム / 第1講義室 J 第4講義室 / 階段教室 C 第5講義室 / マルチAB	その他行事
専攻科	2 連絡会		19 特別研究中間発表 特別研究/連絡懇談会	11 特別研究抄録原稿提出 25 特別研究発表会	7 成績審査会議(修了)	専攻科	
学業	2 全寮集会 13 クリーンデー、寮祭 16 防災避難訓練 ※雨天1週間順延	6 部屋点検、全寮集会 10 クリーンデー 12 ~ 勉強会(11/29まで)	4 部屋点検、全寮集会 8 クリーンデー 10 選挙届出日 13 選挙公示(→22日) 18 クリスマスマーティ 22 閉寮	6 閉寮 12 クリーンデー 15 寮友会役員選挙 18 勉強会(2/6まで) ~	12 全寮集会、部屋点検、 卒業式 16 クリーンデー 18 学友リーダー研修会 23 閉寮	部屋点検16:10~ 全寮集会16:40~ その他の行事 ・群長会(毎週火曜日17:00~) ※テスト1週間前から開催しない。	学業

平成30年度 専攻科 行事予定表

月	日(曜)	本科行事予定	専攻科行事予定	
			1年	2年
4	1(日)	春季休業(~5日(木))	春季休業(~5日(木))	
	6(金)	入学式	入学式	
	9(月)	始業式	専攻科ガイダンス	授業ガイダンス
	10(火)	授業開始(月曜授業)	授業開始(月曜授業)	
	13(金)	健康診断	健康診断	
5	1(火)	新入生合宿研修・4.5年球技大会(2.3年休業日)	通常授業	
	2(水)	新入生合宿研修・2.3年球技大会(4.5年休業日)	金曜授業(*6/1研究所見学の振替)	
	12(土)		推薦選抜入学試験	
	24(木)	体育祭※雨天5/31(木)	スポーツデー※雨天5/31(木)	
6	1(金)	開校記念日(通常授業)	開校記念日(専攻科研究所見学)	
	11(月)	前期中間試験(~15日(金))		
	中旬		放送大学出願期間(6/15~)	
	16(土)		学力選抜入学試験	
7	25(水)	金曜授業	金曜授業	
	27(金)	前期定期試験(~8月2日(木))		
8	9(木)	授業終了後よりHR・大掃除	授業終了後より連絡会・大掃除	
	11(土)	夏季休業(~9月24日(月))	夏季休業(~9月24日(月))	
9	25(火)	補講期間(~28日(金))		
10	1(月)	後期授業開始	後期授業開始	
	2(火)	7限より全校集会	7限より連絡会	
	9(火)	月曜授業	月曜授業	
	25(木)	金曜授業	金曜授業	
	26(金)	学園祭に伴う休業日	学園祭に伴う休業日	
	27(土)	学園祭(~28日(日))	学園祭(~28日(日))	
	29(月)	学園祭に伴う休業日	学園祭に伴う休業日	
11	10(土)		社会人特別選抜入学試験	
	26(月)	後期中間試験(~11月30日(金))		
12	上旬		放送大学出願期間(~2/28)	
	中下旬		特別研究中間発表会	
	19(水)	マラソン大会※雨天延期無し	終日特別研究	
	21(金)	授業終了後よりHR・大掃除	授業終了後より専攻科連絡会・大掃除	
	22(土)	冬季休業(~1月6日(日))	冬季休業(~1月6日)	
	1	7(月)	授業開始	授業開始
1	中旬			特別研究抄録原稿提出
	中下旬			特別研究審査用本論文提出
	22(火)	臨時休業	臨時休業	
	23(水)	臨時休業(推薦入学試験)	臨時休業(推薦入学試験)	
	24(木)	臨時休業	臨時休業	
	25(金)		特別研究発表会出席	特別研究発表会
	2	1(金)	後期定期試験(~7日(木))	
7(木)				専攻科修了認定会議
8(金)		月曜授業	月曜授業	
15(金)		授業終了後よりHR・教室清掃		
17(日)		学力入学試験		
18・19(月・火)		臨時休業	臨時休業	
20(水)		補講期間(~22日(金))		
22(金)		7限よりHR・大掃除・終業式		
23(土)		学年末休業	学年末休業	
3		5(火)	成績審査会議(卒業)	
	8(金)	成績審査会議(修了)	成績審査会議	
	9(土)	進路懇談会(保護者)/会社説明会	進路懇談会(保護者)	
	中旬			学位授与可否通知
	15(金)	卒業式		修了式

授業時間表(通常時)			
1時限	8:50	～	9:35
2時限	9:40	～	10:25
3時限	10:35	～	11:20
4時限	11:25	～	12:10
昼休み	12:10	～	13:00
5時限	13:00	～	13:45
6時限	13:50	～	14:35
7時限	14:45	～	15:30
8時限	15:35	～	16:20
課外活動等 終了時間	19:00		原則、授業終了後からこの時間までに帰路についてください。
最終下校時間	19:30		この時間までに、卒業研究等特別に学校から許可を受けた学生以外は校内から立ち退いてください。

注意:

荒天、災害、学校行事等により上記によらない場合があります。その際は別途通知します。

テスト期間中については、別途都度お知らせします。

1 . 学 习 案 内

1 . 学 習 案 内

本校は、中学校を卒業し入学してきた学生に **5 年間の一貫教育**を行い、将来の日本の産業界を担う創造性豊かな**工業技術者を育成する学校**です。したがって、授業の内容や勉強の仕方が、中学校までのものとまったく違います。授業の振替や、行事、諸手続き等に関する連絡事項は、主に掲示によって行います。登校したらすぐ**掲示板を見る習慣**をつけてください。

本校の**専攻科**は、5年間の準学士課程の**上級コース**として位置づけられ、単位の計算方法や成績の評価等が準学士課程と異なります。**専攻科課程の履修要領**（1-17 参照）及び**専攻科授業科目の履修等に関する規程**（5-4 参照）を必ず通読してください。

1-1 学期

学期は、前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～翌年3月31日）に分かれています。

1-2 休業日

休業日は、次のとおりです。ただし、都合により、休業日を授業日に振り替えることがあります。また、特別の事情のある場合、臨時休業の処置が取られます。

- (1) 国民の祝日
- (2) 土、日曜日
- (3) 春季休業 4月1日から 4月5日まで
- (4) 夏季休業 8月11日から 9月24日まで
- (5) 冬季休業 12月22日から 1月6日まで
- (6) 学年末休業 2月23日から 3月31日まで

1-3 教育課程

高専は、**学年制を基本**としていますが、**教育課程表**（1-16 参照）にあるように授業時間数を単位数で表し、一部選択制を導入するとともに、**学年ごとに修了認定**を行っています。各学年の授業科目やその単位数は、教育課程表に示してありますが、学科や入学年度によって異なるので注意してください。

単位には、**履修単位**と**学修単位**があります。**履修単位**は、標準 50 時間の授業時間を 1 単位時間とし、30 単位時間をもって 1 単位とします。学修単位は、**自学自習時間**を含めて単位認定をします。その場合の授業時間数は以下のとおりです。

学修単位 A：1 単位あたり 15 時間の授業で 30 時間の予習復習が課せられます。

学修単位 B：1 単位あたり 22.5 時間の授業で 22.5 時間の予習復習が課せられます。

（1-16 教育課程表及び学則第 13 条を参照）

1-4 授業科目（授業内容をシラバス（1-18 参照）で確認すること）

授業科目には、教育課程表（1-16 参照）に定められた**必修科目**（必修選択科目を含む）と**選択科目**があります。特に選択科目については教育課程表に指定された単位数以上を履修し、卒業までに**卒業の条件**（1-9 参照）に定められた単位数以上を必修科目と合わせて修得する必要があります。

選択科目の履修については、必ず**選択科目履修願**を学級担任経由で学生課教務係に提出してください。**履修申告の時期**は、後期開講科目は7月、次年度前期・通年開講科目は1月です。

また、やむを得ず選択科目を変更する場合は、授業開始後2週間以内に**選択科目履修変更願**を科目（追加科目及び辞退科目）担当教員に提出しなければなりません。

※選択科目を選ぶ場合は、それぞれの学習目的や将来の進路を十分考慮に入れて、履修変更や途中棄権がないようにしてください。

1-5 成績の評価

学業の成績は、科目担当教員が試験の成績、授業の出席状況及び平常の学習態度等を考慮して100点法によって評価します。また、学生指導要録には評点に対応した評定が記録されます。評点と評定の関係は次のとおりです。

評点	100～80	79～70	69～60	59 以下
評定	A	B	C	D

評価が評点60点以上（評定C以上）である場合に科目を修得でき、単位修得が認められます。

評点60点未満（評定D）の場合は**未修得**となり、その科目は**未修得科目**となり単位の修得は認められません。また、科目の授業時間数の3分の1以上欠席した場合、その評点は原則として60点未満（評定D）となり、単位の修得は認められません。

1-6 試験

試験には、**定期試験・中間試験**があり、次の方法で実施しています。

定期試験は前期末と学年末に、**中間試験**は、前期・後期の中間の時期にそれぞれ1回ずつ実施します。各試験の時間割は試験日の2週間前に掲示します。必ず確認してください。

なお、試験日に**やむを得ない事由**により試験を受けられなかった学生は、願い出により**追試験**を受けることができます。

ここで、**やむを得ない事由**とは、

- (1) 学則第24条の規定による伝染病その他の疾病による出席停止
- (2) 学生準則第15条の規定により、他の学校に入学、転学または編入学を希望して受験することを許可された場合

- (3) 就職または進学のための受験、夏季学外学習への参加、個人または学友会諸団体の学外公式行事への参加（校長の許可したものに限り）
- (4) 交通機関の事故その他担当教員が不可抗力と認めた原因
- (5) 忌引
- (6) 病気によるものと明らかに認められる場合

であり、(2)～(6)については、**学生準則**（5-13 参照）第 16 条及び第 17 条による届け出または願い出のあったものに限りです。

追試験を希望する学生は、医師の**診断書**や**登校許可書**、**理由書**等をつけて、**追試験受験願**を学級担任を経て学生課教務係へ提出してください。（5-2 学業成績審査規程第 2 条を参照）

手続きは、当該科目試験終了後 1 週間以内に行ってください。

1-7 年度内再評価

前期で終了する授業科目の評価が評点 60 点未満である場合、科目担当教員が許可し、教務委員会承認された場合に限り、当該年度内における再評価（年度内再評価）を受けることができます。年度内再評価を希望する学生は、事前に学級担任の指導を受けてから再評価願を科目担当教員へ提出してください。提出期間は、10 月末日までです。ただし、原則として前期のみの非常勤講師が担当する科目は除きます。また、科目の授業時間数の 3 分の 1 以上欠席した場合は、科目担当教員による補講等が必要となります。

科目担当教員の指導等の後、学年末の評価が良い場合は評点 60 点（最高 60 点）が得られ、単位の修得が認められます。

1-8 再履修

前年度までの**未修得科目のある学生**は、翌年度前期の授業開始から 2 週間以内に、修得しなればならない科目（通年開講科目、前期・後期開講科目）について**再履修願**をそれぞれの科目担当教員に提出してください。

未修得科目の**修得方法は、科目担当教員の判断により次のいずれかになります。**

(1) 再試験

試験のみで、前期末あるいは学年末の評価が評点 60 点以上の場合は、単位の修得が認められます。ただし、科目の授業時間数の 3 分の 1 以上欠席した場合は、この対象になりません。

(2) 通常授業

通常の授業により再履修を行う方法で、授業時間割上重複しないときに限り許可され、前期末あるいは学年末の評価が評点 60 点以上の場合は、単位の修得が認められます。

(3) 特別補講

特別補講とは、科目担当教員が必要と認める場合に、通常授業によらず授業時間以外に特別に時間を設けて**再履修（補講形態）**を行う方法です。前期末あるいは学年末の評価が評点 60 点以上の場合は、単位の修得が認められます。

特別補講の担当は、原則としてその科目の未修得学年時の科目担当教員が行いますが、科目担当教員により日時・方法等がそれぞれ違いますので事前に科目担当教員と連絡をとってください。

1-9 修了の条件、留年、仮進級、卒業の条件

修了とは、学年を修了し上の学年へ進級できることを意味し、修了の認定は学年末の成績審査会議で行われます。また、途中で退学し進路を変える学生のために、その学年の課程修了の認定も別にあります。

(1) 修了の条件

その学年末までに履修すべき必修科目のうち、未修得科目の単位数の合計が規定の数以内であること（必修科目未修得単位の条件表及び5-2 学業成績審査規程第5条を参照）。さらに、特別活動（通称ホームルーム）や学校行事の出席状況等が考慮されます。具体的には、やむを得ない事由（1-6 参照）によらずまたは無届けで、特別活動を3分の1以上欠席した者や学校行事の欠席を繰り返した者について、進級を認定しないことがあります。

(2) 留年

修了の認定を受けられずに現在の学年に留まることです。

留年者のうち評定 C 以上の科目は、既修得となりますので授業を受講する必要はありません。ただし、修得済の科目に対してより高い評価を得るために、願い出により再履修（1-8 再履修(2)通常授業による）することもできます。（留年者の再履修）（学業成績審査規程第5条を参照）

(3) 仮進級（第2学年以下の特別措置）

修了の認定が受けられない学生でも、第2学年以下に限り特別な措置があります。それは、成績審査会議において、未修得科目に関し、平常の授業で必要な学習の努力を怠っていないと確認された学生のうち、

- ① 未修得単位数が6を大きく超えていない学生
- ② 欠席時数が非常に少ない学生

に適用されます。①かつ②に当てはまると認定された学生は、修了が保留されたまま仮進級となります。

仮進級制度では、やむを得ない事由（1-6 参照）に該当する場合の欠席は、欠席時数に含まれませんので、必ず欠席届（2-3 参照）を学級担任経由で学生課教務係に提出してください。また、事前に手続きができなかった場合は、事後すみやか（2週間以内）に手続きを行ってください。

2年あるいは3年へ仮進級した学生は、再履修（再試験を含む）を経て評価の結果、未修得単位数が、2年は6以内、3年は4以内になると、その学年の修了が認定されますので、再履修願を提出してください。

(4) 卒業の条件

卒業時において

- ① すべての必修科目を修得していること。(未修得単位数の条件及び学業成績審査規程第6条を参照)
- ② 全修得単位数が**167単位以上**で、そのうち、一般科目の修得単位数が**75単位以上**で、専門科目の修得単位数が**82単位以上**の両項目を満たした場合に卒業の認定を行います。

必修科目未修得単位数の条件

第1学年修了	6単位以内
第2学年修了	6単位以内
第3学年修了	4単位以内
第4学年修了	3単位以内
卒業	0単位

1-10 休学、復学、退学

病気や一身上の都合等により休学・復学・退学をする場合は、保護者や学級担任と相談し、慎重に手続きを行ってください。

(1) 休学と復学

病気やその他の理由により、**3ヶ月以上**継続して就学することができない見込みの場合、医師の**診断書**あるいは、**理由書**を添えた**休学願**を学級担任経由で学生課教務係に提出し、**1年以内**に限り休学が許可されます。ただし、特別の理由がある場合には、さらに1年を限度として休学を延長することができます。

病気等の休学の理由が消滅したときは、学級担任を経て**復学願**を提出して、学業に復することができます。

(2) 退学

経済的その他の理由で学業継続が困難となり、やむなく退学しなければならない場合には、理由を記して**退学願**を学級担任経由で学生課教務係へ提出します。

なお、退学に当たっては、学生証や借用図書のリターン、またその年度の授業料等の未納金の精算を行わなければ、退学は許可されません。

その他、**転科・転学・留学・他校受験等**については、学生課教務係に問い合わせてください。

1-11 特別学修

特別学修とは、選択科目として一般科目と専門科目の両方に開設された授業科目です。履修数に上限はありませんが、**一般及び専門の特別学修と本校以外の教育施設における学修**(1-12及び学則第13・14条を参照)を合わせて最大30単位を修得単位として、そのうち10単位を本科卒業の単位として認定することができます。特別学修は他の科目と大きく異なる部分もあるため、その履修方法等について以下に示します。

(1) 技能審査・資格試験等

技能検定・資格試験等合格に関する特別学修の単位認定を申請する場合、学生は該当する検定・試験等に合格した年度内に、それを証する書類を添付して**特別学修による単位認定願**を担当教員（教育課程表（1-16）中の特別学修一覧表参照）に提出しなくてはなりません。ただし、資格取得日が年度末（2月下旬～3月末日）に当たる場合、翌年度の単位認定となります。

なお、本校を通して受験し合格した漢字検定、実用英検、工業英検、TOEIC IP 等に関しては、特別学修による単位認定願を提出する必要はありません。その他、不明な点は、事前（資格取得前）に担当教員と相談するようにしてください。

(2) ロボコンなどの創造的活動、教育支援活動、ボランティア活動

これらの特別学修は、事前に**履修登録**をする必要があります。原則として、4月末日までにシラバスに記載された指導教員のところに行き、指示を受けてください。

授業方法や単位認定方法については各科目によって異なるためシラバスで確認してください。

(3) 平成29年度カリキュラム改訂に伴う旧開設科目の認定

平成29年度カリキュラム改訂に伴い、原級留置により新カリキュラムの対象となった場合、修得している科目のうち新カリキュラムで開講していない旧開設科目について、特別学修一覧表のとおり半期2単位時間を1単位として同名の特別学修（卒業単位では、他の特別学修を含め10単位を上限）として認定する。

1-12 本校以外の教育施設における学修

本校では、教育上有益と認める場合に、他の高等専門学校や大学等で開設されている授業科目について、その学修を許可し本科における単位として認定します（5-3参照）。本科の学生でこの制度を利用する場合は、あらかじめ**本校以外の教育施設における学修許可願**を、学級担任を経て学生課教務係へ提出してください。また、本校以外の教育施設において、その授業科目の学修を修了して単位を修得した場合には、すみやかに**本校以外の教育施設における学修単位認定申請書**を、学級担任を経て学生課教務係へ提出してください。**特別学修**（1-11参照）と合わせて最大30単位を修得単位として、そのうち10単位までを本科卒業の単位として認定することができます。

成績表には、「○○大学における学修（授業科目名）」のように記載され、単位認定申請を行った年度に在籍する学年の単位として、その教育施設で修得した単位数が認められます。

専攻科でも**専攻科授業科目の履修等に関する規定**（5-4参照）第10条に明記されておりと同様な制度があります。専攻科の学生でこの制度を利用する場合は、あらかじめ**大学等における学修許可願**を、専攻主任を経て学生課教務係へ提出してください。シラバスを比較検討して**教育課程表**（1-16参照）の専攻科授業科目と置き換えることができると判断された場合には、許可書の中にその旨が明記されますので、その単位を修得後すみやかに**大学等における学修単位認定申請書**を、専攻主任を経て学生課教務係へ提出してください。最大4単位まで専

攻科における単位として認定されます。

1-13 学外実習

本校では、専門教育の比重が大きくなる第4学年の夏季休業中に、企業での実習体験に参加するように指導しています。

企業での実習を通して、学校での授業では得られない実務の場を体験し、第5学年において進路を決定する際の参考にすることを期待しているからです。

また、この実習の評点が60点以上の場合には、単位を修得できます。実習の時期は夏季休業中の2週間程度です。

実習先等の詳細については、学級担任と相談してください。

やむを得ない場合、第4学年の夏季休業以降でも学外実習を履修することができます(5-2 学業成績審査規程参照)。学級担任と相談してください。

評価方法

第4学年の学生に適用される学外実習についての評価方法は、次のとおりです。

- (1) 所属学科の授業内容に合致する実習を通算60時間(2単位の場合)以上行った者について単位の認定を行う。
- (2) 単位の認定を希望する学生は、担当教員に報告書と学外実習証明書を提出する。
- (3) 報告書には少なくとも次の事項が記載してあること。
 - ① 実習の目的
 - ② 実習の内容
 - ③ 実習の成果
 - ④ 考察
- (4) 担当教員は、提出された報告書等に基づいた成績の評価を行い、各学科の主任を経由して校長に報告する。

1-14 試験受験心得

学業の成績を評価するにあたり、試験は厳正かつ公正に行われなければなりません。下記の事項に注意し、試験に臨んでください。

(1) 受験準備

- ① 移動機の教室においては、机は原則として縦6列とし、試験実施に際して適切となる間隔をあけて配置すること。
- ② 試験中は、廊下側から出席番号順に着席すること。なお、固定機の教室における着席位置については、試験監督教員の指示に従うこと。
- ③ 机上の落書きは、事前に消しておくこと。
- ④ 机の上及び中には、筆記用具及び試験監督教員が持込みを許可した物(電卓等)以外は、一切置かないこと(筆箱や下敷も置かないこと)。消しゴムはスリーブ(ケース)から

出しておくこと。

- ⑤ 携帯電話等[※]については、試験開始前に電源を切っておき、身に付けないこと。(諸機能を含め、携帯電話等の使用は全面的に禁止する)。

※携帯電話等には、腕時計型や時計型などのウェアラブル端末も含んでいますので、スマートウォッチなどを身につけないこと。

- ⑥ 荷物等は、ロッカー内または教室の後方および前方へ整理して置いておくこと。

(2) 受験上の注意

- ① 試験に20分以上遅刻した場合は、受験を認めない。
- ② 試験中に不正行為（不正行為を助ける行為や不正予備行為を含む）を行った場合は、その時間以降の受験資格を失い、さらにその試験期間中の全試験科目の得点は0点となるので、このような行為は絶対に起こさないこと。

(3) その他

- ① 試験会場が特別教室等になる場合があるので、試験時間割で確認すること。
- ② 再試験については試験時間割には組み入れないので、事前に科目担当教員と打ち合わせしておくこと。
- ③ 試験中の途中退室は原則として認めない。

1-15 成績及び出欠席の訂正について

各科目の成績及び出欠席については、前期末及び学年末にコンピュータで処理され、各個人に通知されます。万一、これらについて誤記等の疑問がある場合には、前期の場合は当該年度の10月末日までに、通年（後期）の場合は次年度の4月末日までに、学生課教務係に申し出てください。成績及び出欠席について誤りが発見された場合には、科目担当教員より訂正の手続きがなされますが、これらの期限が経過した後は、訂正は不可能となりますので、十分注意してください。

1-16 準学士課程及び専攻科課程の教育課程表

〈準学士課程〉

一般科目	34
------	----

専門科目

機械工学科	38
電気電子工学科	42
主任技術者認定科目一覧表	46
電子制御工学科	47
情報工学科	51
環境都市工学科	55

特別学修一覧表	59
---------	----

〈専攻科課程〉

機械・電子システム工学専攻	69
制御・情報システム工学専攻	70
環境建設工学専攻	71

一般科目【1・2年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考			
			1年		2年		3年		4年		5年						
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後					
必修科目	国語 I A	2													○		
	国語 I B	2		2											○		
	国語 II A	1			1												
	国語 II B	1				1											
	国語 III	1					1										
	国語表現	1								1							
	地理 A	1	1														
	地理 B	2		2												○	
	歴史 A	1			1												
	歴史 B	2				2											○
	現代社会 A	1					1										
	現代社会 B	2						2									○
	美術	1		1													前期又は後期に受講
	英語 I A	1	1														
	英語 I B	1		1													
	英語 II A	1	1														
	英語 II B	1		1													
	英文法	2	2														○
	英語 III A	1			1												
	英語 III B	1				1											
	英語 IV A	1			1												
	英語 IV B	1				1											
	英語 V A	1					1										
	英語 V B	1						1									
	ドイツ語 I A	1					1										
	ドイツ語 I B	1						1									
	保健体育 I A	1	1														
	保健体育 I B	1		1													
	保健体育 II A	1			1												
	保健体育 II B	1				1											
	体育 I A	1					1										
	体育 I B	1						1									
	体育 II	1							1								
	体育 III	1									1						
	基礎数学 I	3	3														
	基礎数学 II	2		2													
	基礎数学 III	1		1													
	線形代数 I A	1			1												
	線形代数 I B	1				1											
	微分積分 I A	2			2												
	微分積分 I B	2				2											
	線形代数 II	1						1									
微分積分 II	2						2										
微分積分 III	2							2								○	
基礎科学	1	1															
物理学 I	1		1														
物理学 II A	1			1													
物理学 II B	1				1												
ライフサイエンス・アースサイエンス	1					1											
物理学 III	1					1											
物理学 IV	1							1									
基礎化学 I A	1	1															
基礎化学 I B	1		1														
化学 I A	1			1													
化学 I B	1				1												
化学 II	1						1										
開設単位計	69		26		21		19		2		1		14				

区分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 配 当 単 位 数										学 修 単 位 [注1]	備 考
			1 年		2 年		3 年		4 年		5 年			
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
必修 選択科目	英語演習ⅠA	1							1					同時開講 [注2] うち1科目選択
	英会話ⅠA	1							1					同時開講 [注2] うち1科目選択
	英語演習ⅠB	1								1				同時開講 [注2] うち1科目選択
	英会話ⅠB	1								1				同時開講 [注2] うち1科目選択
	英語演習Ⅱ	1									1			同時開講 [注2] うち1科目選択
	英会話Ⅱ	1									1			同時開講 [注2] うち1科目選択
	哲学 A	2							2				○	同時開講 うち1科目選択
	経済学 A	2							2				○	同時開講 うち1科目選択
	社会学 A	2							2				○	同時開講 うち1科目選択
	哲学 B	2							2				○	同時開講 うち1科目選択
経済学 B	2							2				○	同時開講 うち1科目選択	
社会学 B	2							2				○	同時開講 うち1科目選択	
一般特別セミナー	1					1							プロジェクト実習と 同時開講、いずれか選択	
開設単位計	19	0	0	1	16	2						12		
選択科目	国文学	1									1			
	心理学	1									1			同時開講
	法学	1									1			
	ドイツ語ⅡA	1							1					同時開講
	中国語ⅠA	1							1					同時開講
	ドイツ語ⅡB	1								1				同時開講
	中国語ⅠB	1								1				同時開講
	ドイツ語ⅢA	1									1			同時開講
	中国語ⅡA	1									1			同時開講
	ドイツ語ⅢB	1										1		同時開講
	中国語ⅡB	1										1		同時開講
	日本文化論	1					1							集中講義、 2年生以上対象
	開設単位計	12	0	1	0	4	7						0	
特別学修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修をあわせて最大10単位まで有効 ※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注3]		
本校以外の教育施設における学修												[注4]		
開設単位合計	100	26	22	20	22	10						26	特別学修および本校 以外の教育施設にお ける学修は含まない	

注1：1単位：15時間＋自学自習30時間、1履修単位→2.0学修単位

注2：英語科目に関し、次のような振替措置を行う。なお、詳細については、英語の授業時に説明される。

資格試験（合格/得点）	振替を行う授業科目	単位数	評点
実用英検準2級	英語演習ⅠA及び英語演習ⅠB ^{*1}	各1	各90
工業英検4級			
TOEIC L&R 400点以上 ^{*2}	英語演習Ⅱ	1	80～ ^{*2}

※1 2科目一括でのみ振替措置を行う。

※2 TOEIC L&R 400～424点：80点、425～449点：90点、450～469点：100点。
470点以上得点の場合は「特別学修」による単位認定も併せて行われる。

注3：特別学修の内容は、別に定める。

注4：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

一般科目【3～5年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										備考				
			1年		2年		3年		4年		5年						
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後					
必修	国語 I	3	3														
	国語 II	2			2												
	国語 III	2					2										
	国語表現	1							1								
	歴史 I	2	2														
	歴史 II	2			2												
	現代の社会	2	2														
	技術と社会	1					1										H30年度に限り 全学科前期に開講
	美術	1	1														
	音楽	1	1														
修	英語 I A	2	2														
	英語 I B	2	2														
	英文法 I	1	1														
	英語 II A	2			2												
	英語 II B	2			2												
	英文法 II	1			1												
	英語 III	2					2										
	英語表現	1					1										
	ドイツ語 I	2					2										
	科	保健体育 I	3	3													
保健体育 II		3			3												
体育 I		2					2										
体育 II		1							1								
体育 III		1									1						
基礎数学 I		3	3														
基礎数学 II		2		2													
基礎数学 III		1		1													
代数幾何		3			3												
目		解析 I A	2			2											
	解析 I B	2				2											
	解析 II	2					2										
	解析 III	1						1									
	基礎科学	1	1														
	物理学 I	1		1													
	物理学 II	2			2												
	物理学 III	1					1										
	基礎化学	3	3														
	化学	2			2												
一般特別研究	1					1											
開設単位計	69	28		23		15		2		1							

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										備考		
			1年		2年		3年		4年		5年				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
必修 選択 科目	数学演習 A	1							1						同時開講 うち1単位選択
	数学演習 B	1							1						
	生物学	1							1						
	地学	1							1						同時開講 [注1] うち2単位選択
	英語演習 I	2								2					
	英会話 I	2								2					
	英語演習 II	1										1			
	英会話 II	1											1		同時開講 [注1] うち1単位選択
	哲学	2								2					
	経済学	2									2				
社会学	2									2					
開設単位計	16	0	0	4	10	2	学修単位数 6								
選択 科目	国文学	1										1		同時開講	
	心理学	1										1			
	法学	1										1			
	ドイツ語 II	2								2				同時開講	
	中国語 I	2								2					
	ドイツ語 III	2											2	同時開講	
	中国語 II	2											2		
	日本文化論	1							1						集中講義
	開設単位計	12	0	1	0	4	7								
	特別学修	一般および専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設											[注3]		
本校以外の教育施設における学修	における学修をあわせて最大10単位まで有効 ※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注4]			
開設単位合計	97	28	24	19	16	10	特別学修および本校以外の教育施設における学修は含まない								

注1：英語科目に関し、次のような振替措置を行う。なお、詳細については、英語の授業時に説明が行われる。

資格試験(合格/得点)	振替を行う授業科目	単位数	評点
実用英検準2級	英語演習 I	2	90
工業英検4級			
TOEIC L&R400点以上 [※]	英語演習 II	1	80 [※]
[※] TOEIC L&R400～424点：80点、425～449点：90点、450～469点：100点。 470点以上得点の場合は「特別学修」による単位認定も併せて行われる。			

注2：B(1単位：22.5時間+自学自習22.5時間) 1履修単位→1学修単位

注3：特別学修の内容は、別に定める。

注4：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

機械工学科【1・2年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考		
			1年		2年		3年		4年		5年					
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
必修科目	応用数学 A	2							2						○	
	応用物理実験	1								1						
	情報処理 I	1	1													
	情報処理 II	1		1												
	情報処理 III	1			1											
	機構学 I	1				1										
	機構学 II	2					2								○	
	工業力学 I	1			1											
	工業力学 II	1				1										
	機械力学 I	2								2					○	
	機械力学 II	2									2				○	
	材料力学 I	1						1								
	材料力学 II	2								2					○	
	材料力学 III	2									2				○	
	材料学 I	1					1									
	材料学 II	2						2							○	
	材料学 III	2							2						○	
	熱力学 I	2								2					○	
	熱力学 II	2									2				○	
	伝熱工学	1										1				
	流体力学 I	1								1						
	流体力学 II	2									2				○	
	流体力学 III	2										2			○	
	機械工作法 I	2					2								○	
	機械工作法 II	2							2						○	
	設計法 I	1									1					
	設計法 II	1										1				
	図学製図 I	1	1													
	図学製図 II	1		1												
	設計製図 I	1			1											
	設計製図 II	1				1										
	設計製図 III	1					1									
	設計製図 IV	1						1								
	電気回路	1			1						1					
	計測工学 I	1					1									
	計測工学 II	2						2							○	
	マイコン制御	1								1						
	電気工学演習	1									1					
	論理回路	1										1				
	制御工学 I	2										2			○	
制御工学 II	2											2		○		
工学演習 I	1										1					
工学演習 II	1										1					
工学演習 III	1											1				
技術者入門 I	1	1														
技術者入門 II	1		1													
工学実験 I A	1	1														
工学実験 I B	1		1													
工学実験 II A	1			1												
工学実験 II B	1				1											
工学実験 III A	1					1										
工学実験 III B	1						1									
工学実験 IV A	1							1								
工学実験 IV B	1								1							
製作実習 I	2				2											
製作実習 II	2					2										
製作実習 III	1							1								
製作実習 IV	1								1							
課題研究	1									1						
卒業研究	8											2	6			
開設単位数計	86		8		10		17		29		22		6		34	

区分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 配 当 単 位 数										学 修 単 位 [注1]	備 考			
			1 年		2 年		3 年		4 年		5 年						
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後					
必修 選択科目	プロジェクト実習	1					1										一般特別セミナーと同時開講、いずれかを選択
	応 用 数 学 B	2									2				○	1科目は必修	
	応 用 数 学 C	2									2				○	他方は選択科目	
	開 設 単 位 計	5	0	0	0	1	4	0						4			
選択科目	統 計 学	2											2	○			
	応 用 物 理	1											1				
	学 外 実 習	2								2							
	工 業 英 語 演 習	1											1				
	論 文 作 成 技 法	1											1				
	工 学 演 習 IV	1											1				
	開 設 単 位 計	8	0	0	0	0	2	6						2			
特 別 学 修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修を あわせて最大10単位まで有効											[注2]					
本校以外の教育施設 における学修	※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注3]					
開設単位合計		99	8	10	18	35	28						40		特別学修および本校 以外の教育施設にお ける学修は含まない		

注1：1単位：15時間＋自学自習30時間、1履修単位→2.0学修単位

注2：特別学修の内容は、別に定める。

注3：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

専門科目

機械工学科【3～5年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数								学修単位 [注1]	備考			
			1年		2年		3年		4年				5年		
			前	後	前	後	前	後	前	後			前	後	
必修科目	応用数学 A	2							2					A	
	応用物理 I	1						1							
	応用物理 II	1							1					B	
	応用物理実験	1								1					
	情報処理 I	2		2											
	情報処理 II	2			2										
	数値計算法	1							1						
	機械工学概論	1	1												
	機械運動学	1						1							
	機構学(前期)	2									2			A	
	工業力学	2			2										
	機械力学(前期)	2							2					A	
	機械力学(後期)	2								2				A	
	材料力学 I	2					2								
	材料力学Ⅱ(前期)	2							2					A	
	材料力学Ⅱ(後期)	2								2				A	
	材料学 I	2					2								
	材料学Ⅱ(前期)	2									2			A	
	熱力学(前期)	2							2					A	
	熱力学(後期)	2								2				A	
	水力学(前期)	2							2					A	
	水力学(後期)	2								2				A	
	機械工作法	2					2								
	図学製図	2			2										
	設計製図 I	2					2								
	設計製図 II	2								2					
	電気電子回路	2					2								
	論理回路	1							1					B	
	自動制御	1								1				B	
	ロボット制御(前期)	2									2			A	
	計測工学	1					1								
	センサ工学(前期)	2									2			A	
	工業英語演習	1								1					
論文作成技法	1										1				
課題研究	1								1						
工学演習	1									1					
工学実験 I	1		1												
工学実験 II	2			2											
工学実験 III	2					2									
工学実験 IV	2								2						
工学実験 V	1									1					
製作実習 I	2			2											
製作実習 II	2					2									
製作実習 III	1							1							
製作実習 IV	1									1					
電気工学実験	1								1						
卒業研究	8										8				
開設単位数計	82		4		10		17		31		20		29		

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考		
			1年		2年		3年		4年		5年					
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
必修 選択	応用数学B	2										2			A	1科目必修扱い(残りは 選択科目扱い)
	応用数学C	2									2				A	
	開設単位計	4	0	0	0	0	0	0	4	0					4	
選 科 目	統計学	2										2			A	
	応用物理Ⅲ	1										1				
	設計法	2								2						
	伝熱工学	1										1				
	流体力学	1										1				
	数値流体力学	1											1			
	マイコン制御	1									1					
	自動車工学	1										1				
	機構学(後期)	1											1			
	材料学Ⅱ(後期)	1											1			
	ロボット制御(後期)	1											1			
	センサ工学(後期)	1											1			
	学外実習	2								2						
開設単位計	16	0	0	0	0	0	0	5	11					2		
特別学修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修をあわせて最大10単位まで有効 ※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注2]				
学修単位 [注1]												[注3]				
開設単位合計	102	4	10	17	40	31								35	特別学修および本校以外の教育施設における学修は含まない	

注1：A (1単位：15時間+自学自習30時間) 1履修単位→2.0学修単位

B (1単位：22.5時間+自学自習22.5時間) 1履修単位→1学修単位

注2：特別学修の内容は、別に定める。

注3：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

電気電子工学科【1・2年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考		
			1年		2年		3年		4年		5年					
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
必修科目	応用物理実験	1							1							
	技術者入門Ⅰ	1	1													
	技術者入門Ⅱ	1		1												
	電気電子工学入門	1		1												
	工学基礎演習Ⅰ	1			1											
	工学基礎演習Ⅱ	1					1									
	電気磁気学ⅠA	1			1											
	電気磁気学ⅠB	1				1										
	電気磁気学ⅡA	1					1									
	電気磁気学ⅡB	1						1								
	電気磁気学ⅢA	2							2						○	
	電気磁気学ⅢB	2								2					○	
	電気回路ⅠA	1			1											
	電気回路ⅠB	1				1										
	電気回路ⅡA	1					1									
	電気回路ⅡB	1						1								
	電気回路ⅢA	2							2						○	
	電気回路ⅢB	2								2					○	
	電子回路Ⅰ	2							2						○	
	電子回路Ⅱ	2								2					○	
	電気機器Ⅰ	2							2						○	
	電気機器Ⅱ	2								2					○	
	電子計測	2									2				○	
	制御工学	2									2				○	
	電子工学Ⅰ	1					1									
	電子工学Ⅱ	1						1								
	電力工学Ⅰ	2										2			○	
	情報リテラシー	1	1													
	プログラミングⅠ	1		1												
	プログラミングⅡ	1			1											
	デジタル回路Ⅰ	1		1												
	デジタル回路Ⅱ	1					1									
	組み込みプログラミング	1						1								
	電気電子製図Ⅰ	1	1													
実験実習ⅠA	2			2												
実験実習ⅠB	2				2											
実験実習ⅡA	2					2										
実験実習ⅡB	2						2									
実験実習ⅢA	2							2								
実験実習ⅢB	2								2							
機械工作実習	1						1									
課題研究	2								2							
卒業研究	8										8					
開設単位数計	68		7		10		14		25		12		22			

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考	
			1年		2年		3年		4年		5年				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
必修選択科目	プロジェクト実習	1					1								一般特別セミナーと同時開講、いずれか選択
	応用数学A	2							2					○	1科目以上を選択
	応用数学C	2							2					○	
	開設単位計	5	0	0	1	4	0						4		
選択科目	統計学	2										2		○	
	応用数学B	2										2		○	
	応用物理	1									1				
	工業英語	2							2					○	
	情報伝送工学	2							2					○	
	電気電子材料	1									1				
	高電圧大電流工学	1									1				
	パワーエレクトロニクス	1									1				
	情報ネットワーク	1										1			
	ロボット制御	1										1			
	情報通信	2									2			○	
	半導体工学	2									2			○	
	電力工学II	2										2		○	
	電気電子製図II	1										1			
	電気法規	1									1				
学外実習	2							2							
開設単位計	24	0	0	0	6	18						14			
特別学修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修をあわせて最大10単位まで有効 ※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注2]			
本校以外の教育施設における学修												[注3]			
開設単位合計	97	7	10	15	35	30						40		特別学修および本校以外の教育施設における学修は含まない	

注1：1単位：15時間＋自学自習30時間、1履修単位→2.0学修単位

注2：特別学修の内容は、別に定める。

注3：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

専門科目

電気電子工学科【3～5年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考			
			1年		2年		3年		4年		5年						
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後					
必修科目	工業英語演習	1															
	応用物理Ⅰ	1						1									
	応用物理Ⅱ	1										1				B	
	応用物理実験	1									1						
	電気電子工学概論	2		2													
	工学基礎演習Ⅰ	1				1											
	工学基礎演習Ⅱ	2						2									
	電気磁気学Ⅰ	2				2											
	電気磁気学Ⅱ	2						2									
	電気磁気学Ⅲ(前期)	2									2					A	
	電気磁気学Ⅲ(後期)	2										2				A	
	電気回路Ⅰ	2				2											
	電気回路Ⅱ	2						2									
	電気回路Ⅲ(前期)	2									2					A	
	電気回路Ⅲ(後期)	2										2				A	
	電子工学	2						2									
	情報処理Ⅰ	2		2													
	情報処理Ⅱ	1					1										
	コンピュータ工学Ⅰ	1				1											
	コンピュータ工学Ⅱ	1						1									
	コンピュータ実習	1						1									
	情報処理演習	1							1								
	実験実習Ⅰ	3				3											
	実験実習Ⅱ	4							4								
	実験実習Ⅲ	4									4						
	実験実習Ⅳ	2											2				
機械工作実習	1							1									
課題研究	2									2							
卒業研究	8											8					
開設単位計	58		4		10			17			17		10		9		

区分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 配 当 単 位 数										学 修 単 位 [注1]	備 考
			1 年		2 年		3 年		4 年		5 年			
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
必 修 選 択 科 目	応 用 数 学 A	2							2				A	1科目必修扱い(残り は選択科目扱い)
	応 用 数 学 C	2							2				A	
	電 気 機 器 (前 期)	2							2				A	4科目必修扱い(残り は選択科目扱い)
	電 気 機 器 (後 期)	2							2				A	
	電 子 回 路 I (前 期)	2							2				A	
	電 子 回 路 I (後 期)	2							2				A	
	情 報 伝 送 工 学 (前 期)	2							2				A	
	情 報 伝 送 工 学 (後 期)	2							2				A	
	電 気 数 学 演 習 A	1							1					1科目必修扱い(残り は選択科目扱い)
	電 気 数 学 演 習 B	1							1					
	制 御 工 学 (前 期)	2									2		A	4科目必修扱い(残り は選択科目扱い)
	制 御 工 学 (後 期)	2									2		A	
	半 導 体 工 学 (前 期)	2									2		A	
	半 導 体 工 学 (後 期)	2									2		A	
	コ ン プ ュ ー タ 工 学 III (前 期)	2									2		A	
	コ ン プ ュ ー タ 工 学 III (後 期)	2										2	A	
開 設 単 位 計	30	0	0	0	0	0	0	18	12			28		
選 択 科 目	応 用 数 学 B	2							2				A	
	統 計 学	2									2		A	
	応 用 物 理 III	1								1				
	情 報 通 信 I	1						1						
	情 報 通 信 II	1									1			
	電 気 電 子 材 料	1									1			
	電 子 計 測	1									1			
	電 子 回 路 II (前 期)	1								1				
	電 子 回 路 II (後 期)	1									1			
	放 電 工 学	1						1						
	高 電 圧 大 電 流 工 学	1									1			
	電 力 工 学 (前 期)	1									1			
	電 力 工 学 (後 期)	1										1		
	ハ ー ワ ー エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス	1									1			
	回 路 網 理 論	1										1		
	電 気 電 子 製 図 (前 期)	1							1					
	電 気 電 子 製 図 (後 期)	1								1				
	電 気 法 規 (前 期)	1									1			
	電 気 法 規 (後 期)	1										1		
	学 外 実 習	2							2					
開 設 単 位 計	23	0	0	0	0	0	0	8	15			4		
特 別 学 修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修											[注2]		
本校以外の教育施設 における学修	をあわせて最大10単位まで有効 ※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注3]		
開 設 単 位 合 計	111	4	10	17	43	37						41	特別学修および本校以 外の教育施設における 学修は含まない	

注1：A（1単位：15時間＋自学自習30時間） 1履修単位→2.0学修単位

B（1単位：22.5時間＋自学自習22.5時間） 1履修単位→1学修単位

注2：特別学修の内容は、別に定める。

注3：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

〈主任技術者認定科目一覧表〉

区 分	授 業 科 目	単 位 数					◎は 必修	必要 単位数
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
1. 電気電子理論 電気工学又は電子工学等の基礎に関する科目	電 気 磁 気 学 I		2				◎	15 単 位
	電 気 磁 気 学 II			2			◎	
	電 気 磁 気 学 III				3		◎	
	電 気 回 路 I		2				◎	
	電 気 回 路 II			2			◎	
	電 気 回 路 III				3		◎	
	電 子 計 測					1	◎	
2. 電力発生輸送 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関する科目	電 力 工 学					2	◎	7 単 位
	電 気 電 子 材 料					1	◎	
	電 気 法 規					2	◎	
	放 電 工 学				1		◎	
	高 電 圧 大 電 流 工 学					1	◎	
3. 電気利用等 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝達及び処理に関する科目	電 気 機 器				3		◎	9 単 位 以 上
	パワーエレクトロニクス					1	◎	
	制 御 工 学					3	◎	
	情 報 処 理 I	2						
	情 報 処 理 II		1					
	コンピュータ工学 I		1					
	コンピュータ工学 II			1				
コンピュータ工学 III					3			
4. 実験・実習	実 験 実 習 I		3				◎	13 単 位
	実 験 実 習 II			4			◎	
	実 験 実 習 III				4		◎	
	実 験 実 習 IV					2	◎	
5. 設計・製図	電 気 電 子 製 図				2		◎	2単位

電子制御工学科【1・2年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考	
			1年		2年		3年		4年		5年				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
必修科目	統計学	2											2	○	
	応用物理実験	1							1						
	機械制御入門Ⅰ	1	1												
	機械制御入門Ⅱ	1		1											
	製図Ⅰ	1			1										
	製図Ⅱ	1				1									
	工業力学	1					1								
	機械力学	1						1							
	材料力学Ⅰ	2							2				○		
	材料力学Ⅱ	2								2			○		
	材料力学Ⅲ	2									2		○		
	機械設計工学Ⅰ	2								2			○		
	機械設計工学Ⅱ	2									2		○		
	電磁気学Ⅰ	1				1									
	電磁気学Ⅱ	1					1								
	電磁気学Ⅲ	1						1							
	電気回路Ⅰ	1				1									
	電気回路Ⅱ	1					1								
	電気回路Ⅲ	1						1							
	電子工学Ⅰ	1					1								
	電子工学Ⅱ	1						1							
	電子回路Ⅰ	2							2				○		
	電子回路Ⅱ	2								2			○		
	電子回路Ⅲ	2									2		○		
	電子計算機Ⅰ	1		1											
	電子計算機Ⅱ	1			1										
	電子計算機Ⅲ	1				1									
	プログラミング技法Ⅰ	1			1										
	プログラミング技法Ⅱ	1				1									
	情報処理Ⅰ	2							2				○		
	情報処理Ⅱ	2								2			○		
	情報工学	2										2	○		
	計測工学Ⅰ	1					1								
	計測工学Ⅱ	1						1							
	制御工学Ⅰ	2							2				○		
	制御工学Ⅱ	2								2			○		
制御工学Ⅲ	2									2		○			
制御工学Ⅳ	2										2	○			
制御機器	2										2	○			
計算機演習	1	1													
工業英語演習	1								1						
技術者入門Ⅰ	1	1													
技術者入門Ⅱ	1		1												
実験実習Ⅰ	1			1											
実験実習Ⅱ	1				1										
実験実習Ⅲ	2					2									
実験実習Ⅳ	2						2								
実験実習Ⅴ	2							2							
課題研究	2								2						
卒業研究	8									4	4				
開設単位数計	78	6		10		14		24		24		34			

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考		
			1年		2年		3年		4年		5年					
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
必修 選択科目	プロジェクト実習	1					1									一般特別セミナーと同時開講、いずれか選択
	応用数学 A	2							2						○	2科目以上を選択
	応用数学 B	2							2						○	
	応用数学 C	2							2						○	
開設単位計	7	0	0	1	6	0	6							6		
選択科目	応用物理学	1									1					
	流体力学	1									1					
	熱力学	1										1				
	電磁気学Ⅳ	1							1							
	電気回路Ⅳ	1							1							
	電子工学Ⅲ	1							1							
	電子工学Ⅳ	1								1						
	電子回路Ⅳ	1											1			
	計算機制御工学	1											1			
	ロボット工学Ⅰ	1									1					
	ロボット工学Ⅱ	1										1				
	システム工学	1											1			
	学外実習	2							2							
	開設単位計	14	0	0	0	6	8	0							0	
特別学修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修をあわせて最大10単位まで有効											[注2]				
本校以外の教育施設における学修	※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注3]				
開設単位合計	99	6	10	15	36	32	40							40	特別学修および本校以外の教育施設における学修は含まない	

注1：A（1単位：15時間＋自学自習30時間） 1履修単位→2.0学修単位

注2：特別学修の内容は、別に定める。

注3：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

専門科目

電子制御工学科【3～5年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考	
			1年		2年		3年		4年		5年				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
必修科目	統計学	2										2		A	
	応用物理Ⅰ	1					1								
	応用物理Ⅱ	1							1					B	
	応用物理実験	1							1						
	プログラミング技法	2			2										
	製図	2			2										
	機械制御入門	2	2												
	機械力学	2					2								
	材料力学Ⅰ	1					1								
	材料力学Ⅱ(前期)	2							2					A	
	材料力学Ⅱ(後期)	2								2				A	
	電磁気学Ⅰ	2			2										
	電磁気学Ⅱ	2					2								
	電気回路Ⅰ	2					2								
	電子工学Ⅰ	2					2								
	電子回路Ⅰ(前期)	2							2					A	
	電子回路Ⅰ(後期)	2								2				A	
	電子回路Ⅱ(前期)	2									2			A	
	電子回路Ⅱ(後期)	1										1		B	
	電子計算機Ⅰ	2			2										
	情報処理	2					2								
	電子計算機Ⅱ(前期)	2							2					A	
	電子計算機Ⅱ(後期)	2								2				A	
	計測工学	2					2								
	制御工学Ⅰ(前期)	2							2					A	
	制御工学Ⅰ(後期)	2								2				A	
	制御工学Ⅱ(前期)	2									2			A	
	制御工学Ⅱ(後期)	1										1		B	
	制御機器(前期)	2									2			A	
	制御機器(後期)	1										1		B	
	情報工学(前期)	2									2			A	
	情報工学(後期)	1										1		B	
	総合演習	1					1								
工業英語演習	1								1						
実験実習Ⅰ	2	2													
実験実習Ⅱ	2			2											
実験実習Ⅲ	3					3									
実験実習Ⅳ	2							2							
課題研究	2								2						
卒業研究	8										8				
開設単位数計	77	4		10		18		23		22		31			

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考
			1年		2年		3年		4年		5年			
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
必修 選択	応用数学A	2							2				A	2科目必修扱い(残り は選択科目扱い)
	応用数学B	2								2			A	
	応用数学C	2							2				A	
	開設単位計	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	
選 択 科 目	応用物理Ⅲ	1									1			
	精密工学(前期)	1									1			
	精密工学(後期)	1										1		
	熱流体力学(前期)	1									1			
	熱流体力学(後期)	1										1		
	電気回路Ⅱ(前期)	1							1					
	電気回路Ⅱ(後期)	1								1				
	電子工学Ⅱ(前期)	1							1					
	電子工学Ⅱ(後期)	1									1			
	電子材料	1										1		
	工業解析(前期)	1							1					
	工業解析(後期)	1								1				
	計算機制御工学(前期)	1										1		
	計算機制御工学(後期)	1											1	
	ロボット工学(前期)	1										1		
	ロボット工学(後期)	1											1	
	システム工学	1											1	
	設計工学(前期)	1							1					
	設計工学(後期)	1								1				
	学外実習	2							2					
開設単位計	21	0	0	0	0	0	0	10	0	11	0	0		
特別学修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修を あわせて最大10単位まで有効											[注2]		
本校以外の教育施設 における学修	※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注3]		
開設単位合計	104	4	10	18	39	33	37						37	特別学修および本校以外 の教育施設における学修は 含まない

注1：A（1単位：15時間＋自学自習30時間） 1履修単位→2.0学修単位
 B（1単位：22.5時間＋自学自習22.5時間） 1履修単位→1学修単位

注2：特別学修の内容は、別に定める。

注3：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

情報工学科【1・2年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考			
			1年		2年		3年		4年		5年						
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後					
必修科目	コンピュータ入門Ⅰ	1	1														
	コンピュータ入門Ⅱ	1		1													
	コンピュータ演習Ⅰ	1	1														
	コンピュータ演習Ⅱ	1		1													
	技術者入門Ⅰ	1	1														
	技術者入門Ⅱ	1		1													
	実験・実習ⅠA	1	1														
	実験・実習ⅠB	1		1													
	プログラミング基礎Ⅰ	1			1												
	プログラミング基礎Ⅱ	1				1											
	プログラミング演習ⅠA	1				1											
	プログラミング演習ⅠB	1					1										
	電気回路Ⅰ	1				1											
	電気回路Ⅱ	1					1										
	論理回路Ⅰ	1					1										
	論理回路Ⅱ	1						1									
	実験・実習ⅡA	1					1										
	実験・実習ⅡB	1						1									
	ネットワーク演習Ⅰ	1							1								
	データ構造とアルゴリズムⅠ	1								1							
	データ構造とアルゴリズムⅡ	1									1						
	プログラミング演習ⅡA	1										1					
	プログラミング演習ⅡB	1											1				
	情報数学Ⅰ	1												1			
	情報数学Ⅱ	1													1		
	ネットワーク入門Ⅰ	1														1	
	ネットワーク入門Ⅱ	1															1
	コンピュータアーキテクチャⅠ	1															1
	コンピュータアーキテクチャⅡ	1															1
	実験・実習ⅢA	1															1
	実験・実習ⅢB	1															1
コンピュータアーキテクチャⅢ	1															1	
インターフェース回路	1															1	
プログラミング言語Ⅰ	2															2	
プログラミング言語Ⅱ	2															2	
言語処理系Ⅰ	2															2	
言語処理系Ⅱ	2															2	
オペレーティングシステムⅠ	2															2	
オペレーティングシステムⅡ	2															2	
計算機インターフェースⅠ	2															2	
計算機インターフェースⅡ	2															2	
情報セキュリティⅠ	2															2	
情報セキュリティⅡ	2															2	
プレゼンテーション技法	1															1	
プログラミング演習ⅢA	1															1	
プログラミング演習ⅢB	1															1	
実験・実習Ⅳ	1															1	
工業英語	1															1	
課題研究	2															2	
数値計算	2															2	
ソフトウェア設計Ⅰ	2															2	
ソフトウェア設計Ⅱ	2															2	
情報理論Ⅰ	1															1	
情報理論Ⅱ	1															1	
ネットワークシステムⅠ	2															2	
ネットワークシステムⅡ	2															2	
卒業研究	8															8	
開設単位計	80															80	

区分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 配 当 単 位 数										学 修 単 位 [注1]	備 考	
			1 年		2 年		3 年		4 年		5 年				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
必修 選択科目	プロジェクト実習	1					1								一般特別セミナーと同時開講、いずれか選択
	応 用 数 学 A	2							2					○	2科目必修、残りは選択科目となる
	応 用 数 学 B	2							2					○	
	統 計 学	2							2					○	
	開 設 単 位 計	7	0	0	1	6	0	6						6	
選択科目	学 外 実 習	2						2							
	画像情報システム	1								1					
	知 能 シ ス テ ム	1								1					
	制御情報システム	1								1					
	分散情報システム	1									1				
	信号処理工学	1									1				
	認 知 科 学	1								1					
	データマイニング	1									1				
	ハ ⁺ イオンフォマティクス	1									1				
	メディアデザイン	1									1				
	計 測 シ ス テ ム	1									1				
	開 設 単 位 計	12	0	0	0	2	10	0						0	
	特 別 学 修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修を合わせて最大10単位まで有効											[注2]		
本校以外の教育施設における学修	※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注3]			
開設単位合計	99	8	10	14	37	30	36	特別学修および本校以外の教育施設における学修は含まない							

注1：1単位：15時間＋自学自習30時間、1履修単位→2.0学修単位

注2：特別学修の内容は、別に定める。

注3：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

専門科目

情報工学科【3～5年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考	
			1年		2年		3年		4年		5年				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
必修科目	応用物理Ⅰ	1						1							
	応用物理Ⅱ	1								1				B	
	応用物理実験	1								1					
	コンピュータ入門	2	2												
	プログラミング言語	2			2										
	データ構造アルゴリズム	2				2									
	言語処理系Ⅰ	2							2					A	
	言語処理系Ⅱ	2								2				A	
	オペレーティングシステムⅠ	2							2					A	
	オペレーティングシステムⅡ	2								2				A	
	ソフトウェア設計Ⅰ	2									2			A	
	ソフトウェア設計Ⅱ	2										2		A	
	シミュレーション工学Ⅰ	2									2			A	
	シミュレーション工学Ⅱ	2										2		A	
	情報数学	2				2									
	情報理論Ⅰ	2									2			A	
	情報理論Ⅱ	2										2		A	
	ネットワーク入門	2					2								
	情報通信システムⅠ	2									2			A	
	情報通信システムⅡ	2										2		A	
	論理回路	2			2										
	電気回路	2			2										
	電子回路	2					2								
	電子計算機Ⅰ	2					2								
	電子計算機Ⅱ	2							2					A	
	電子計算機Ⅲ	2								2				A	
	計算機インターフェースⅠ	2								2				A	
	計算機インターフェースⅡ	2									2			A	
	計算機システムⅠ	2										2		A	
	計算機システムⅡ	2											2	A	
	工業英語演習	1								1					
	理工学演習Ⅰ	1								1					
理工学演習Ⅱ	1									1					
ドキュメント書法演習	1									1					
プログラミング演習Ⅰ	2			2											
プログラミング演習Ⅱ	2					2									
プログラミング演習Ⅲ	1								1						
プログラミング演習Ⅳ	1									1					
実験実習Ⅰ	2		2												
実験実習Ⅱ	2			2											
実験実習Ⅲ	2					2									
実験実習Ⅳ	2							2							
課題研究	2									2					
卒業研究	7										7				
開設単位計	84		4	10	15	28	27				37				

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考
			1年		2年		3年		4年		5年			
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
必修 選択	応用数学A	2							2				A	2科目必修扱い(残り は選択科目扱い)
	応用数学B	2							2				A	
	統計学	2							2				A	
	開設単位計	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	学修単位数6
選 択 科 目	応用物理Ⅲ	1									1			
	制御工学Ⅰ	1						1						
	制御工学Ⅱ	1							1					
	半導体工学Ⅰ	1								1				
	半導体工学Ⅱ	1									1			
	知能システムⅠ	1								1				
	知能システムⅡ	1									1			
	信号処理工学Ⅰ	1								1				
	信号処理工学Ⅱ	1									1			
	画像情報システムⅠ	1								1				
	画像情報システムⅡ	1									1			
	分散情報システムⅠ	1								1				
	分散情報システムⅡ	1									1			
	学外実習	2							2					
開設単位計	15	0	0	0	0	0	4	0	11	0	0	0		
特別学修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修を あわせて最大10単位まで有効											[注2]		
本校以外の教育施設 における学修	※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注3]		
開設単位合計	105	4	10	15	38	38	43	0	0	0	0	0	43	特別学修および本校 以外の教育施設にお ける学修は含まない

注1：A（1単位：15時間＋自学自習30時間） 1履修単位→2.0学修単位

B（1単位：22.5時間＋自学自習22.5時間） 1履修単位→1学修単位

注2：特別学修の内容は、別に定める。

注3：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

環境都市工学科【1・2年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考	
			1年		2年		3年		4年		5年				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
必修科目	統計学	2											2	○	
	応用物理	1							1						
	環境都市工学概論Ⅰ	1	1												
	技術者入門Ⅰ	1	1												
	技術者入門Ⅱ	1		1											
	情報処理入門	1	1												
	測量学Ⅰ	1		1											
	力学基礎	1		1											
	環境都市工学概論Ⅱ	1			1										
	測量学Ⅱ	1			1										
	測量学Ⅲ	1				1									
	構造力学Ⅰ	1			1										
	構造力学Ⅱ	1				1									
	建設材料学	1			1										
	材料実験	2				2									
	測量実習A	1			1										
	測量実習B	1				1									
	プログラミング演習	1					1								
	測量学Ⅳ	1					1								
	土木総合学習Ⅰ	1						1							
	水理学Ⅰ	1					1								
	水理学Ⅱ	1						1							
	土質力学Ⅰ	1					1								
	土質力学Ⅱ	1						1							
	コンクリート構造学Ⅰ	1					1								
	コンクリート構造学Ⅱ	2						2						○	
	環境概論	1					1								
	上下水道工学Ⅰ	2						2						○	
	水環境工学	1					1								
	測量実習C	1					1								
	構造力学Ⅲ	2							2					○	
	構造力学Ⅳ	2								2				○	
	水理学Ⅲ	2								2				○	
水理学Ⅳ	2									2			○		
土質力学Ⅲ	2								2				○		
土質力学Ⅳ	2									2			○		
コンクリート構造設計学	2								2				○		
上下水道工学Ⅱ	2								2				○		
水域システム工学	2									2			○		
コンクリート構造設計製図	2									2					
土木総合学習Ⅱ	1									1					
防災工学	2									2			○		
水理実験	2									2					
土質実験	2									2					
応用物理実験	1										1				
課題研究	1										1				
環境統計学	2											2	○		
土木英語演習	1											1			
卒業研究Ⅰ	2											2			
卒業研究Ⅱ	6											6			
開設単位数計	74		6		10		15		30		13		28		

区分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 配 当 単 位 数										学 修 単 位 [注1]	備 考	
			1 年		2 年		3 年		4 年		5 年				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
必修 選択科目	プロジェクト実習	1					1								一般特別セミナーと同時開講、いずれかを選択
	応 用 数 学 A	2							2					○	2科目必修、残りは選択科目となる
	応 用 数 学 B	2							2					○	
	応 用 数 学 C	2							2					○	
	環 境 工 学 実 験	2									2				同時開講 いずれかを選択
	構 造 工 学 実 験	2								2					
	開 設 単 位 計	11	0	0	1	6	4	6						6	
選択 科目	水 資 源 工 学	2					2						○		
	土 木 総 合 学 習 III	1								1					
	生 態 環 境 工 学	1									1				
	計 算 工 学	1								1					
	建設プロジェクト実践	1									1				
	橋 構 造	1								1					
	耐 震 構 造	1									1				
	プレストレストコンクリート工学	1									1				
	環 境 管 理 手 法	2								2			○		
	空 間 情 報 工 学	2								2			○		
	学 外 実 習	2						2							
開 設 単 位 計	15	0	0	2	2	11	6					6			
特 別 学 修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修をあわせて最大10単位まで有効 ※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。											[注2]	[注3]		
本校以外の教育施設における学修															
開 設 単 位 合 計	100	6	10	18	38	28	40	特別学修および本校以外の教育施設における学修は含まない							

注1：1単位：15時間＋自学自習30時間、1履修単位→2.0学修単位

注2：特別学修の内容は、別に定める。

注3：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

専門科目

環境都市工学科【3～5年生】

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考
			1年		2年		3年		4年		5年			
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
必修科目	統計学	2										2	A	
	応用物理Ⅰ	1						1						
	応用物理Ⅱ	1							1					
	応用物理実験	1								1				
	環境都市工学概論Ⅰ	1	1											
	図学	1	1											
	情報処理入門	1		1										
	測量学Ⅰ	1		1										
	環境都市工学概論Ⅱ	1			1									
	コンピュータ基礎演習	1				1								
	測量学Ⅱ	2				2								
	測量実習A	2				2								
	構造力学Ⅰ	2				2								
	建設材料学	2				2								
	測量学Ⅲ	1					1							
	測量実習B	1					1							
	構造力学Ⅱ	2						2						
	水理学Ⅰ	2							2					
	土質力学Ⅰ	2								2				
	鉄筋コンクリート工学Ⅰ	2									2			
	環境概論	1						1						
	構造力学演習	1							1					
	材料実験	2								2				
	プログラミング演習	1					1							
	構造力学Ⅲ(前期)	2								2			A	
	構造力学Ⅲ(後期)	2									2		A	
	水理学Ⅱ(前期)	2									2		A	
	水理学Ⅱ(後期)	2										2	A	
	土質力学Ⅱ(前期)	2									2		A	
	土質力学Ⅱ(後期)	2										2	A	
	上下水道工学(前期)	2									2		A	
	上下水道工学(後期)	2										2	A	
	水環境工学Ⅰ(前期)	2									2		A	
水環境工学Ⅰ(後期)	2										2	A		
鉄筋コンクリート工学Ⅱ	1									1				
工業英語演習	1										1			
RC構造設計製図	2										2			
情報処理演習	1										1			
水理実験	2										2			
土質実験	2										2			
課題研究	1										1			
計算工学(前期)	2										2	A		
環境シミュレーション工学(後期)	2										2	A		
生態環境工学	1										1			
卒業研究Ⅰ	2										2			
卒業研究Ⅱ	6										6			
開設単位計	77	4	10	16	32	15	26							

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数										学修単位 [注1]	備考		
			1年		2年		3年		4年		5年					
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
必修 選択 科目	応用数学A	2							2					A	2科目必修扱い(残り は選択科目扱い)	
	応用数学B	2							2					A		
	応用数学C	2							2					A		
	環境 コース	水域システム工学	1							1					B	※[注2]
		水環境工学Ⅱ	1									1			B	
		環境管理手法	1										1		B	
		環境工学実験	2										2			※[注2]
	都市 コース	防災工学	1							1					B	
		橋構造	1										1		B	※[注2]
		耐震構造	1											1	B	
構造工学実験		2										2			※[注2]	
	開設単位計	16	0	0	0	0	0	8	8					12		
選 択 科 目	廃棄物管理	1							1							
	水域シミュレーション工学	1									1					
	プレストレストコンクリート工学	1										1				
	地球環境科学	1										1				
	都市デザイン	1											1			
	測量リモートセンシング	1											1			
	環境保全工学演習	1										1				
	地盤設計製図	1										1				
	環境シミュレーション工学(前期)	1										1				
	計算工学(後期)	1											1			
学外実習	2							2								
	開設単位計	12	0	0	0	0	0	3	9					0		
	特別学修	一般及び専門の特別学修(※)と本校以外の教育施設における学修をあわせて最大10単位まで有効 ※特別学修(旧開設科目)の認定単位数を含む。										[注3]				
	本校以外の教育施設 における学修											[注4]				
	開設単位合計	105	4	10	16	43	32							38	特別学修および本校以外 の教育施設における 学修は含まない	

注1：A（1単位：15時間＋自学自習30時間） 1履修単位→2.0学修単位

B（1単位：22.5時間＋自学自習22.5時間） 1履修単位→1学修単位

注2：※印の科目は、同時開講科目

注3：特別学修の内容は、別に定める。

注4：本校以外の教育施設における学修の手続きは、別に定める。

特別学修一覧表

1. 木更津工業高等専門学校学則第 13 条第 6 項の規程に基づく、別表第 1 及び別表第 2 の特別学修についてはこの定めによる。
2. 特別学修は以下の一覧表とする。
3. この定めは平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

特別学修一覧表

一般（全学科共通）

項目	表記	単位数	主催団体	窓口教員名
日本漢字能力検定 1 級	漢字検定:1 級	1	(公財)日本漢字能力検定協会	加藤達彦 田嶋彩香
日本漢字能力検定 準 1 級	漢字検定:準 1 級	1		
日本漢字能力検定 2 級	漢字検定:2 級	1	(公財)日本英語検定協会	岩崎洋一
実用英語技能検定 1 級	実用英検:1 級	2		
実用英語技能検定 準 1 級	実用英検:準 1 級	2		
実用英語技能検定 2 級	実用英検:2 級	2		
実用英語技能検定 準 2 級	実用英検:準 2 級	1	(公社)日本工業英語協会	荒木英彦
工業英語能力検定 1 級	工業英検:1 級	2		
工業英語能力検定 2 級	工業英検:2 級	1		
工業英語能力検定 準 2 級	工業英検:準 2 級	1		
工業英語能力検定 3 級	工業英検:3 級	2		
工業英語能力検定 4 級	工業英検:4 級	1	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会	小澤健志
TOEIC L&R 730 点以上	TOEIC L&R:上級	4		
TOEIC L&R 600 点以上	TOEIC L&R:中級 II	1		
TOEIC L&R 470 点～599 点	TOEIC L&R:中級 I	1		
TOEIC L&R 400 点以上	TOEIC L&R:初級	1	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会	岩崎洋一
TOEIC L&R 350 点以上	TOEIC L&R : e ラーニング初級 ※ 第 4 学年限定で諸条件あり。	1		
ドイツ語基礎統一試験(ZD)	国際ドイツ語検定:B1	2	ゲーテ・インスティトゥート	柴田育子
スタート・ドイツ語 II (SD2)	国際ドイツ語検定:A2	1		
スタート・ドイツ語 I (SD1)	国際ドイツ語検定:A1	1		
ドイツ語技能検定 2 級	ドイツ語検定:2 級	2	(公財)ドイツ語文学振興会	
ドイツ語技能検定 3 級	ドイツ語検定:3 級	1		
ドイツ語技能検定 4 級	ドイツ語検定:4 級	1	(公社)日本技術士会	丸山真佐夫
技術士補	技術士第 1 次試験	4		
実践ドイツ語 I	実践ドイツ語 I	1		柴田育子
実践ドイツ語 II	実践ドイツ語 II	1		
実践ドイツ語 III	実践ドイツ語 III	1		
技術イベント活動	技術イベント活動: ロボコン I, II, III, IV, V	1		坂元周作
技術イベント活動	技術イベント活動: プロコン I, II, III, IV, V	1		丸山真佐夫
技術イベント活動	技術イベント活動: IVRC ユース I, II, III IVRC I, II	1		渡邊孝一
ボランティア活動	ボランティア活動:社会福祉	1		加藤達彦 岡本保 湯谷賢太郎
ボランティア活動	ボランティア活動:地域支援	1		加藤達彦 岡本保 湯谷賢太郎

国際交流	国際交流:外国人留学生支援	1		関口昌由
国際交流	異文化理解Ⅰ	1		関口昌由
国際交流	異文化理解Ⅱ	1		
国際交流	異文化理解Ⅲ	1		
国際交流	異文化理解Ⅳ	1		
国際交流	日本理解	1	国際交流センター (特別聴講学生対象)	柴田育子 関口昌由
国際交流	国際交流:プロジェクト実習Ⅰ	1		鵜田正俊
国際交流	国際交流:プロジェクト実習Ⅱ	1		鵜田正俊
国際交流	国際学術会議支援	1		鵜田正俊
教育支援活動	電子商取引実践演習Ⅰ	1		米村恵一
教育支援活動	電子商取引実践演習Ⅱ	1		
教育支援活動	電子商取引実践演習Ⅲ	1		
基礎原子力工学	基礎原子力工学:遠隔履修型	1		高谷博史
品質管理検定4級	品質管理検定4級	1		板垣貴喜
品質管理検定3級	品質管理検定3級 ※品質管理検定4級に合格していること。	1		板垣貴喜

機械工学科

項目	表記	単位数	主催団体	窓口教員名	
機械設計技術者試験 3 級	機械設計技術者:3 級	3	(公社)日本設計工業会	小川登志男	
危険物取扱者試験乙種第 4 類	危険物取扱者:乙種第 4 類	1	(一財)消防試験研究センター		
2 級ボイラー-技士試験	2 級ボイラー-技士	2			
エックス線作業主任者試験	エックス線作業主任者	2	(公財)安全衛生技術試験協会	板垣貴喜	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者試験	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	2			
騒音・振動関係公害防止管理者試験	騒音・振動関係公害防止管理者	3	(一社)産業環境管理協会		
機械・プラント製図技能検定(機械製図手書き作業) 3 級	3 級 機械・プラント製図技能士(手書き)	1	中央職業能力開発協会		
機械・プラント製図技能検定(機械製図 CAD 作業) 3 級	3 級 機械・プラント製図技能士(CAD)	1			
機械加工技能検定(普通旋盤作業) 2 級	2 級 機械加工技能士(旋盤)	1			
機械加工技能検定(普通旋盤作業) 3 級	3 級 機械加工技能士(旋盤)	1			
機械加工技能検定(フライス盤作業) 2 級	2 級 機械加工技能士(フライス盤)	1			
機械加工技能検定(フライス盤作業) 3 級	3 級 機械加工技能士(フライス盤)	1			
トレース技能検定試験 2 級	トレース技能検定:2 級	1	(一財)中央工学校生涯学習センター		歸山智治
CAD トレース技能審査・機械部門 初級	CADトレース技能・機械部門:初級	1	中央職業能力開発協会		
CAD トレース技能審査・機械部門 中級	CADトレース技能・機械部門:中級	2	中央職業能力開発協会		
3 次元 CAD 利用技術者試験 2 級	3 次元 CAD 利用技術者:2 級	1	(一社)コンピュータソフトウェア協会		
3 次元 CAD 利用技術者試験 準 1 級	3 次元 CAD 利用技術者:準 1 級	2			
3 次元 CAD 利用技術者試験 1 級	3 次元 CAD 利用技術者:1 級	2			
情報検定(J 検)情報システム試験基本スキル	情報検定:情報システム基本スキル	1	(一財)職業教育・キャリア教育財団	小田 功	
情報検定(J 検)情報システム試験プログラミングスキル	情報検定:情報システムプログラミングスキル	1			
情報検定(J 検)情報システム試験システムデザインスキル	情報検定:情報システムデザインスキル	1			
情報検定(J 検)情報活用試験 2 級	情報検定:情報活用 2 級	1			
情報検定(J 検)情報活用試験 1 級	情報検定:情報活用 1 級	1			
情報検定(J 検)情報デザイン試験初級	情報検定:情報デザイン初級	1			
情報検定(J 検)情報デザイン試験上級	情報検定:情報デザイン上級	1			
情報処理技術者試験基本情報技術者試験	情報処理技術者:基本情報	1			(独)情報処理推進機構
情報処理技術者試験 IT パスポート試験	情報処理技術者:IT パスポート	1			

電気電子工学科

項目		表記	単位数	主催団体	窓口教員名
第1種または第2種電気主任技術者		電気主任技術者:2種	4	(一財)電気技術者試験センター	
第3種電気主任技術者		電気主任技術者:3種	2		
第3種電気主任技術者の2科目合格		電気主任技術者:科目合格	2		
第1種電気工事士		電気工事士:1種	1		
第2種電気工事士		電気工事士:2種	1	(公財)日本無線協会	
第1級陸上無線技術士		陸上無線技術士:1級	2		
第2級陸上無線技術士		陸上無線技術士:2級	1		
第1級陸上特殊無線技術士		陸上特殊無線技術士:1級	1		
アマチュア無線技術士 1級または2級		アマチュア無線:2級	1	(一財)日本データ通信協会	
電気通信主任技術者 線路主任		電気通信技術:線路	1		
電気通信主任技術者 伝送交換主任		電気通信技術:交換	1		
工事担任者 AI・DD 総合種		工事担任者:総合種	2		
工事担任者 AI 第1種または第2種		工事担任者:AI2種	1	(財)実務技能検定協会	
工事担任者 AI 第3種		工事担任者:AI3種	1		
工事担任者 DD 第1種または第2種		工事担任者:DD2種	1		
工事担任者 DD 第3種		工事担任者:DD3種	1		
ラジオ・音響技能検定 1級		ラジオ・音響検定:1級	1	(財)実務技能検定協会	
ラジオ・音響技能検定 2級		ラジオ・音響検定:2級	1		
ラジオ・音響技能検定 3級		ラジオ・音響検定:3級	1		
デジタル技術検定 1級		デジタル検定:1級	1		
デジタル技術検定 2級		デジタル検定:2級	1		
デジタル技術検定 3級		デジタル検定:3級	1	(独)情報処理推進機構	
情報処理技術者	システム監査技術者	情報処理技術者:システム監査	2		
	ITサービスマネージャ	情報処理技術者:ITサービスマネージャ	2		
	情報セキュリティスペシャリスト	情報処理技術者:情報セキュリティ	2		
	エンベデッドシステムスペシャリスト	情報処理技術者:エンベデッドシステム	2		
	データベーススペシャリスト	情報処理技術者:データベース	2		
	ネットワークスペシャリスト	情報処理技術者:ネットワーク	2		
	プロジェクトマネージャ	情報処理技術者:プロジェクトマネージャ	2		
	システムアーキテクト	情報処理技術者:システムアーキテクト	2		
	ITストラテジスト	情報処理技術者:ITストラテジスト	2		
	応用情報技術者	情報処理技術者:応用情報	2		
基本情報技術者	情報処理技術者:基本情報	1			
ITパスポート	情報処理技術者:ITパスポート	1			
情報検定(J検) 情報活用試験 1級		情報検定:情報活用試験 1級	1	(一財)職業教育・キャリア教育財団	
情報検定(J検) 情報活用試験 2級		情報検定:情報活用試験 2級	1		
CGエンジニア検定 CG部門 1級		CG検定:1級	1	(公財)画像情報教育振興協会	
CGエンジニア検定 CG部門 2級		CG検定:2級	1		
マルチメディア検定 1級		マルチメディア:1級	1		
マルチメディア検定 2級		マルチメディア:2級	1		
画像処理検定 1級		画像処理検定:1級	1		
画像処理検定 2級		画像処理検定:2級	1	(財)全日本情報学習振興協会	
パソコン技能検定II種試験		パソコン技能検定:1級	1		
技術製作活動		技術製作活動	1	—	
研究活動		研究活動	1	—	
プロジェクトマネジメントI		プロジェクトマネジメントI	1	—	
プロジェクトマネジメントII		プロジェクトマネジメントII	1	—	
上級プロジェクトマネジメント		上級プロジェクトマネジメント	1	—	

電子制御工学科

項目	表記	単位数	主催団体	窓口教員名	
デジタル技術検定 1 級	デジタル検定:1 級	1	(公財)実務技能検定協会	白井邦人	
デジタル技術検定 2 級	デジタル検定:2 級	1			
デジタル技術検定 3 級	デジタル検定:3 級	1			
情報処理技術者	システム監査技術者	情報処理技術者: システム監査	2		(独)情報処理推進機構
	IT サービスマネージャ	情報処理技術者: IT サービスマネージャ	2		
	情報セキュリティスペシャリスト	情報処理技術者: 情報セキュリティ	2		
	エンベデッドシステムスペシャリスト	情報処理技術者: エンベデッドシステム	2		
	データベーススペシャリスト	情報処理技術者: データベース	2		
	ネットワークスペシャリスト	情報処理技術者: ネットワーク	2		
	プロジェクトマネージャ	情報処理技術者: プロジェクトマネージャ	2		
	システムアーキテクト	情報処理技術者: システムアーキテクト	2		
	ITストラテジスト	情報処理技術者: IT ストラテジスト	2		
応用情報技術者	情報処理技術者: 応用情報	2	(一財) 職業教育・キャリア教育財団		
基本情報技術者	情報処理技術者: 基本情報	1			
ITパスポート	情報処理技術者: IT パスポート	1			
情報検定(J 検) 情報活用試験 1 級	情報検定:情報活用試験 1 級	1			
情報検定(J 検) 情報活用試験 2 級	情報検定:情報活用試験 2 級	1			

情報工学科

項目	表記	単位数	主催団体	窓口教員名	
情報処理技術者	システム監査技術者	情報処理技術者: システム監査	2	(独)情報処理推進機構	丸山真佐夫
	IT サービスマネージャ	情報処理技術者: IT サービスマネージャ	2		
	情報セキュリティスペシャリスト	情報処理技術者: 情報セキュリティ	2		
	エンベデッドシステムスペシャリスト	情報処理技術者: エンベデッドシステム	2		
	データベーススペシャリスト	情報処理技術者: データベース	2		
	ネットワークスペシャリスト	情報処理技術者: ネットワーク	2		
	プロジェクトマネージャ	情報処理技術者: プロジェクトマネージャ	2		
	システムアーキテクト	情報処理技術者: システムアーキテクト	2		
	ITストラテジスト	情報処理技術者: IT ストラテジスト	2		
応用情報技術者	情報処理技術者: 応用情報	2	(一財) 職業教育・キャリア教育財団		
基本情報技術者	情報処理技術者: 基本情報	1			
ITパスポート	情報処理技術者: IT パスポート	1			
情報検定(J 検) 情報活用試験 1 級	情報検定:情報活用試験 1 級	1			
情報検定(J 検) 情報活用試験 2 級	情報検定:情報活用試験 2 級	1			
情報検定(J 検) 情報システム試験 基本スキル	情報検定:基本	1	(一財) 職業教育・キャリア教育財団		
情報検定(J 検) 情報システム試験 プログラミングスキル	情報検定:プログラミング	1			
情報検定(J 検) 情報システム試験 システムデザインスキル	情報検定:システムデザイン	1	(公財)画像情報教育振興会		
CG エンジニア検定 CG 部門 1 級	CG 検定:1 級	1			
CG エンジニア検定 CG 部門 2 級	CG 検定:2 級	1			

環境都市工学科

項目	表記	単位数	主催団体	窓口教員名
測量士試験	測量士	4	国土地理院	島崎彦人
測量士補試験	測量士補	2		
基礎製図検定試験	基礎製図検定	1	(公社)全国工業高等学校長協会	
情報処理技術者 基本情報技術者	情報処理技術者:基本情報	1	(独)情報処理推進機構	石井建樹
ビオトープ計画管理士試験	ビオトープ計画管理士:2級	1	(公財)日本生態系協会	湯谷賢太郎
ビオトープ施工管理士試験	ビオトープ施工管理士:2級	1		
公害防止管理者 1種試験	公害防止管理者:1種	3	(一社)産業環境管理協会	上村繁樹
公害防止管理者 2種試験	公害防止管理者:2種	1		
公害防止管理者 3種試験	公害防止管理者:3種	2		
公害防止管理者 4種試験	公害防止管理者:4種	1		
環境計量士試験	環境計量士	4		
環境社会検定	eco 検定	1	東京商工会議所	

【備考】

- 成績表には、「特別学修（実用検定:準2級）」「特別学修（技術イベント活動:ロボコンI）」のように記載する。
- 資格の級・種の単位認定には、独立方式とする。危険物取扱者や公害防止管理者などは、実際に取得した種だけを独立して単位認定する。

特別学修（旧開設科目）

平成 29 年度カリキュラム改訂に伴い、原級留置により新カリキュラムの対象となった場合、修得している科目のうち新カリキュラムで開講していない旧開設科目について、下表のとおり半期 2 単位時間を 1 単位として同名の特別学修（卒業単位では、他の特別学修を含め 10 単位を上限）として認定する。

【一般科目】

旧開設科目の情報				認定科目名称	認定 単位数
科目名称	開設学年等	単位数	学修単位		
歴史 I	必修 1 年（通年）	2		特別学修（歴史 I）	2
音楽	必修 1 年（通年）	1		特別学修（音楽）	1
英文法 II	必修 2 年（通年）	1		特別学修（英文法 II）	1
英語表現	必修 3 年（通年）	1		特別学修（英語表現）	1

【機械工学科】

旧開設科目の情報				認定科目名称	認定 単位数
科目名称	開設学年等	単位数	学修単位		
数値計算法	必修 4 年（前期）	1		特別学修（数値計算法）	1
数値流体力学	選択 5 年（後期）	1		特別学修（数値流体力学）	1
自動車工学	選択 5 年（前期）	1		特別学修（自動車工学）	1
機構学（後期）	選択 5 年（後期）	1		特別学修（機構学）	1
ロボット制御（後期）	選択 5 年（後期）	1		特別学修（ロボット制御）	1
センサ工学（後期）	選択 5 年（後期）	1		特別学修（センサ工学）	1
応用物理Ⅲ	選択 5 年（前期）	1		特別学修（応用物理Ⅲ）	1

【電気電子工学科】

旧開設科目の情報				認定科目名称	認定 単位数
科目名称	開設学年等	単位数	学修単位		
応用物理Ⅲ	選択 5 年（前期）	1		特別学修（応用物理Ⅲ）	1
情報処理演習	必修 3 年（後期）	1		特別学修（情報処理演習）	1
情報伝送工学（後期）	必修選択 4 年（後期）	2	A	特別学修（情報伝送工学）	1

電気数学演習 A	必修選択 4年(前期)	1		特別学修(電気数学演習 A)	1
電気数学演習 B	必修選択 4年(後期)	1		特別学修(電気数学演習 B)	1
放電工学	選択 4年(前期)	1		特別学修(放電工学)	1
実験実習IV	必修 5年(前期)	2		特別学修(実験実習IV)	2
半導体工学(後期)	必修選択 5年(後期)	2	A	特別学修(半導体工学)	1
コンピュータ工学Ⅲ(前期)	必修選択 5年(前期)	2	A	特別学修(コンピュータ工学Ⅲ(前期))	1
コンピュータ工学Ⅲ(後期)	必修選択 5年(後期)	2	A	特別学修(コンピュータ工学Ⅲ(後期))	1
電子回路Ⅱ(前期)	選択 5年(前期)	1		特別学修(電子回路Ⅱ(前期))	1
電子回路Ⅱ(後期)	選択 5年(後期)	1		特別学修(電子回路Ⅱ(後期))	1
回路網理論	選択 5年(後期)	1		特別学修(回路網理論)	1
電気法規(後期)	選択 5年(後期)	1		特別学修(電気法規)	1

【電子制御工学科】

旧開設科目の情報				認定科目名称	認定 単位数
科目名称	開設学年等	単位数	学修単位		
総合演習	必修 3年(前期)	1		特別学修(総合演習)	1
工業解析(前期)	選択 4年(前期)	1		特別学修(工業解析(前期))	1
工業解析(後期)	選択 4年(後期)	1		特別学修(工業解析(後期))	1
制御機器(後期)	必修 5年(後期)	1	B	特別学修(制御機器)	1
情報工学(後期)	必修 5年(後期)	1	B	特別学修(情報工学)	1
応用物理Ⅲ	選択 5年(前期)	1		特別学修(応用物理Ⅲ)	1
精密工学(前期)	選択 5年(前期)	1		特別学修(精密工学(前期))	1
精密工学(後期)	選択 5年(後期)	1		特別学修(精密工学(後期))	1
電子材料	選択 5年(後期)	1		特別学修(電子材料)	1
計算機制御工学(後期)	選択 5年(後期)	1		特別学修(計算機制御工学)	1

【情報工学科】

旧開設科目の情報				認定科目名称	認定 単位数
科目名称	開設学年等	単位数	学修単位		
応用物理Ⅱ	必修 4年(後期)	1	B	特別学修(応用物理Ⅱ)	1
応用物理実験	必修 4年(前期)	1		特別学修(応用物理実験)	1
電子回路	必修 3年(通年)	2		特別学修(電子回路)	2
理工学演習Ⅰ	必修 4年(前期)	1		特別学修(理工学演習Ⅰ)	1
理工学演習Ⅱ	必修 4年(後期)	1		特別学修(理工学演習Ⅱ)	1
シミュレーション工学Ⅱ	必修 5年(後期)	2	A	特別学修 (シミュレーション工学Ⅱ)	1
応用物理Ⅲ	選択 5年(前期)	1		特別学修(応用物理Ⅲ)	1
制御工学Ⅱ	選択 4年(後期)	1		特別学修(制御工学Ⅱ)	1
半導体工学Ⅰ	選択 5年(前期)	1		特別学修(半導体工学Ⅰ)	1
半導体工学Ⅱ	選択 5年(後期)	1		特別学修(半導体工学Ⅱ)	1
知能システムⅡ	選択 5年(後期)	1		特別学修(知能システムⅡ)	1
信号処理工学Ⅱ	選択 5年(後期)	1		特別学修(信号処理工学Ⅱ)	1
画像情報システムⅡ	選択 5年(後期)	1		特別学修(画像情報システムⅡ)	1
分散情報システムⅡ	選択 5年(後期)	1		特別学修(分散情報システムⅡ)	1

【環境都市工学科】

旧開設科目の情報				認定科目名称	認定 単位数
科目名称	開設学年等	単位数	学修単位		
水域シミュレーション工学	選択 5年(前期)	1		特別学修(水域シミュレーション工学)	1
水環境工学Ⅱ	必修選択 5年(前期)	1	B	特別学修(水環境工学Ⅱ)	1
都市デザイン	選択 5年(後期)	1		特別学修(都市デザイン)	1
環境保全工学演習	選択 5年(前期)	1		特別学修(環境保全工学演習)	1
地盤設計製図	選択 5年(前期)	1		特別学修(地盤設計製図)	1
廃棄物管理	選択 4年(前期)	1		特別学修(廃棄物管理)	1

環境シミュレーション工学(前期)	選択 5年(前期)	1		特別学修(環境シミュレーション工学)	1
地球環境科学	選択 5年(前期)	1		特別学修(地球環境科学)	1

専攻科課程

機械・電子システム工学専攻

区分		授業科目	単位数	学年別配当				備考		
				1年		2年				
				前	後	前	後			
一般科目	必修 選択	英語総合	2	2						
		人間と文化	2		2					
		現代文明	2				2			
		ドイツ語演習Ⅰ	1	1				2		
		ドイツ語演習Ⅱ	1		1					
一般科目開設単位小計			10	6	4	一般科目修得単位8以上				
専門科目	必修 選択	技術英語Ⅰ	2		2					
		技術英語Ⅱ	2			2				
		材料力学通論	2	2						
		コンピュータ科学	2		2					
		地震防災工学通論	2					2		
	共通 必修 選択	問題解決技法	1	1						
		応用数学特論	2		2				3科目中、2科目以上選択	
		応用物理特論	2	2						
		応用化学特論	2	2						
		環境工学通論	2		2				2科目中、1科目以上選択	
	選択 科目	環境化学特論	2			2				
		回路工学	2	2					2科目中、1科目以上選択	
		創造設計工学	2			2				
		材料学通論	2		2				2科目中、1科目以上選択	
磁性材料工学		2			2					
選択 科目	技術論	1			1					
	インターンシップ	2	2							
専門共通科目開設単位数			32	21	11	専門共通科目修得単位22以上				
専門科目	必修 選択	特別研究Ⅰ	6	6						
		特別研究Ⅱ	8			8				
		特別実験	2		2					
		特別演習Ⅰ	2	2						
		特別演習Ⅱ	2				2			
	選択 科目	開講年度			H30	H31	隔年開講(1,2年生同時受講)			
		生産工学	2			2				
		トライボロジー	2				2			
		システム制御工学	2	2						
		可視化情報工学	2	2						
選択 科目	オプトメカトロニクス工学	2		2						
	高周波回路工学	2			2			平成30年度は“H30”欄の科目が開講		
	電磁波工学	2			2					
	エネルギー工学	2				2				
	半導体物性	2	2					平成31年度は“H31”欄の科目が開講		
電気機械エネルギー変換工学	2		2							
専門専攻科目開設単位数			40	20	20	専門専攻科目修得単位32以上				
専門科目開設単位小計			72	41	31	専門科目修得単位54以上				
一般・専門科目開設単位合計			82	47	35	一般・専門科目修得単位62以上				

専攻科課程

制御・情報システム工学専攻

区 分		授 業 科 目		単位 数	学年別配当				備 考
					1 年		2 年		
					前	後	前	後	
一般科目	必修 選択	英語総合	2	2					
		人間と文化	2		2				
		現代文明	2			2			
		ドイツ語演習Ⅰ	1	1					
		ドイツ語演習Ⅱ	1		1				
	一般科目開設単位小計	10	6	4	一般科目修得単位 8 以上				
専門	必修	技術英語Ⅰ	2		2				
		技術英語Ⅱ	2			2			
		材料力学通論	2	2					
		コンピュータ科学	2		2				
		地震防災工学通論	2				2		
	共通 選択	問題解決技法	1	1					
		応用数学特論	2		2			3 科目中、2 科目以上選択	
		応用物理特論	2	2					
		応用化学特論	2	2					
		環境工学通論	2		2			2 科目中、1 科目以上選択	
	選択 科目	環境化学特論	2			2			
		回路工学	2	2				2 科目中、1 科目以上選択	
		創造設計工学	2			2			
		材料学通論	2		2			2 科目中、1 科目以上選択	
		磁性材料工学	2			2			
	技術論	1			1				
	インターンシップ	2	2						
	専門共通科目開設単位数	32	21	11	専門共通科目修得単位 22 以上				
	専攻 科目	必修	特別研究Ⅰ	6	6				
特別研究Ⅱ			8			8			
特別実験			2	2					
特別演習Ⅰ			2	2					
特別演習Ⅱ			2			2			
選択		半導体デバイス	2	2	2				
		学習制御	2		2				
		システム制御	2			2		平成 30 年度に限り集中講義(夏季休業中)で開講	
		通信工学	2			2			
		集積回路工学	2				2		
		数値解析基礎論	2	2					
		ソフトウェア工学	2	2					
		ヒューマンインターフェース	2	2					
情報通信工学	2			2					
数理モデリング	2				2				
専門専攻科目開設単位数	40	20	20	専門専攻科目修得単位 32 以上					
専門科目開設単位小計	72	41	31	専門科目修得単位 54 以上					
一般・専門科目開設単位合計	82	45	35	一般・専門科目修得単位 62 以上					

専攻科課程

環境建設工学専攻

区分		授業科目	単位数	学年別配当		備考	
				1年前	2年後		
一般科目	必修 選択	英語総合	2	2			
		人間と文化	2		2		
		現代文明	2			2	
		技術倫理	2			2	
		ドイツ語演習Ⅰ	1	1			
	ドイツ語演習Ⅱ	1		1			
一般科目開設単位小計			10	6	4	一般科目修得単位8以上	
専門科目	必修 選択	技術英語Ⅰ	2		2		
		技術英語Ⅱ	2		2		
		材料力学通論	2	2			
		コンピュータ科学	2		2		
		地震防災工学通論	2			2	
	問題解決技法	1	1				
	共通 必修 選択	応用数学特論	2		2		3科目中、2科目以上選択
		応用物理特論	2	2			
		応用化学特論	2	2			
		環境工学通論	2		2		2科目中、1科目以上選択
		環境化学特論	2		2		
	選択 科目	回路工学	2	2			2科目中、1科目以上選択
		創造計工学	2		2		
		材料学通論	2		2		2科目中、1科目以上選択
		磁性材料工学	2		2		
		技術論	1		1		
	選択 科目	インターンシップ	2	2			
専門共通科目開設単位数			32	21	11	専門共通科目修得単位22以上	
専門 科目 攻 目	必修 選択	特別研究Ⅰ	6	6			
		特別研究Ⅱ	8		8		
		特別実験	2		2		
		特別演習Ⅰ	2	2			
		特別演習Ⅱ	2		2		
	選択 科目	環境生物工学	2	2			
		構造数値解析学	2		2		
		応用構造工学	2	2			
		環境情報・保全工学	2		2		
		環境工学特論	2			2	
選択 科目	応用材料工学	2			2		
	応用地盤工学	2		2			
専門専攻科目開設単位数			34	18	16	専門専攻科目修得単位32以上	
専門科目開設単位小計			66	39	27	専門科目修得単位54以上	
一般・専門科目開設単位合計			76	43	31	一般・専門科目修得単位62以上	

1-17 専攻科課程の履修要領

専攻科授業科目の履修等に関する規程(5-4 参照)を必ず通読してください。

(1) 単位、開設科目、修了要件、履修申請、成績評価、再試験、次年度以降の履修

① 1 単位の授業時間 (大学設置基準に準拠します)

本科と異なり、1 単位は標準 45 時間の学修を要する教育内容をもって構成されます。実際に時間割に組み込まれる授業時間数は、次のようになります。

講義科目：1 単位あたり 15 時間の授業で、30 時間の予習復習が課せられます。

演習科目：1 単位あたり 30 時間の授業で、15 時間の予習復習が課せられます。

実験および実習科目：1 単位あたり 45 時間の授業です。

特別研究は学生の主体的な取り組みを前提としています。

特別研究は、1 年次は 270 時間以上 (6 単位)、2 年次は 360 時間以上 (8 単位) の指導教員による直接指導を標準とします。

② 開設科目

一般科目、専門共通科目及び専門専攻科目があります。(教育課程表 1-16 参照)

③ 専攻科の修了要件

修了要件は、一般科目 8 単位、専門共通科目 22 単位以上、専門専攻科目 32 単位以上、合計 62 単位以上の修得です。この中には、必修 39 単位と必修選択 10 単位以上を含みます。

ただし、8 単位を超えない範囲で他専攻の専門専攻科目を履修できます。また、申請により認められれば、4 単位を超えない範囲で大学等において修得した単位を専攻科における授業科目の履修とみなすことができます。(5-4 参照)

④ 科目の履修申請

科目の履修については、前期および後期の授業開始日から 2 週間以内に、科目履修申請書を各専攻主任経由で学生課教務係まで提出してください。

⑤ 成績の評価

各科目の学業成績は、シラバス記載の「評価方法および評価基準」に従って 100 点法により評価し、次の区分によって評定します。

評点	100～80	79～70	69～60	59 以下
評定	A	B	C	D

授業時間数の 3 分の 1 以上を欠席した場合の評点は、59 以下となります。評点が 60 以上の場合に、その科目の単位修得を認定します。

⑥ 再試験

単位を認定されなかった場合、次期以降に再試験を受けることができます。

ただし、演習科目、実験科目、および 3 分の 1 以上を欠席した科目を除きます。再試験による評点の上限は 60 点です。再試験を希望する学生は、再試験受験願を科目担当

教員へ提出してください。

⑦ 次年度以降の履修

単位を認定されなかった科目は、次年度以降に履修することができます。履修方法は通常の履修と同様です。

(2) 特別研究

① 特別研究について

特別研究は、専攻科の教育目的を達成するために最も重要な科目として位置づけられており、各専攻ともに必修科目として、1年前期から履修を義務づけています。1年生の後期に専攻ごとに中間発表を行い、2年生の年度末には3専攻合同の専攻科研究発表会を行います。この専攻科研究発表会は、広く学外にも一般公開されます。

自主的な研究への取り組みを促すため、年度当初に予定テーマを掲示し、学生の工学的興味をできるだけ尊重してテーマを決定します。指導教員の下で個別課題について研究を計画立案させ、文献検索から始まり、実験の手法、理論の手法、評価方法等を体得させ、論文作成および発表までを指導します。

② 専攻科特別研究状況報告書

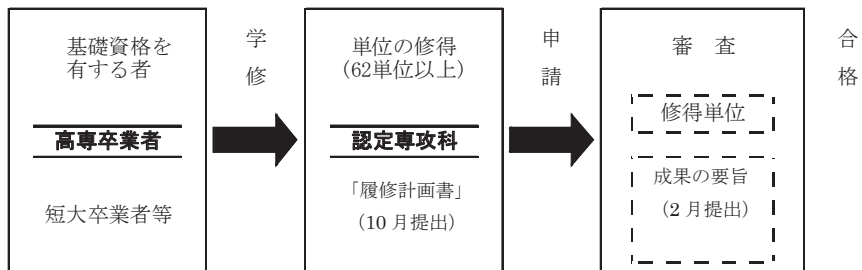
特別研究の計画的な研究実施と、指導の徹底を図り、その記録を残すために、**専攻科特別研究状況報告書**を作成します。報告書には、毎日の研究時間と研究内容を記録し、指導教員がチェックします。

③ 研究成果の学会発表

各学会の研究発表会等の機会を利用して、積極的に研究成果を発表するように心がけてください。学会での研究発表を奨励するために、1回の発表について1万円以内で、1人につき年2回を限度として、後援会から旅費を補助します。その際は、専攻科研究発表補助費請求書を提出してください。

(3) 学位（学士）の取得

平成3年7月に学位授与機構（平成12年4月に大学評価・学位授与機構となる）が創設され、高等専門学校卒業生で一定の要件を満たした場合、大学評価・学位授与機構の審査に合格すれば、学士の学位が取得できます。



① 特例に係る学位授与申請の要件

大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科において 62 単位以上を修得していること。また、下記①及び②を満たしていること。

- ①特例の適用開始年度以降に特例適用専攻科に入学した者
- ②在学する特例適用専攻科および学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表に記載された学科を卒業後、ただちに特例適用専攻科に入学し、学位授与申請年度に修了見込みの者

※本校の専攻科は、大学評価・学位授与機構の認定を受けています。

※本校は、特例適用専攻科に該当します。

② 特例に係る学位授与申請の時期

2年生の10月期に修了見込みで申請できます。申請に際しては、学位授与（見込み）申請書類と「履修計画書」を大学評価・学位授与機構に提出します。

③ 審査内容

大学評価・学位授与機構の審査は次の2段階になります。

- (a) 「修得単位の審査」：要件に適合しているか。
- (b) 「学修成果の審査」：学士の水準に達しているか。

(a)、(b)のいずれもが「可」と判定された場合に合格となります。

※ 「修得単位の審査」は、次の二つの要件

- 専攻科等において、62 単位以上修得しているか。
- 単位取得状況が申請する専攻分野の基準を満足しているか。

について行われます。本校卒業生の場合は、専攻科を修了すれば、審査基準を満足しています。本校卒業生以外の場合は、修得単位の審査に合格できるように入学時に履修指導を行います。

④ 単位修得証明書の提出

見込み申請科目については、2月下旬頃に本校から単位修得証明書を提出する必要があります。

⑤ 審査結果の通知

大学評価・学位授与機構による「学修成果の審査」の結果と「修得単位の審査」の結果は、単位修得証明書を送付後、3月下旬までに本人宛に通知されます。合格の場合には、合格者の同意のもとに3月中旬以降に大学評価・学位授与機構から**学士の学位記**が本校に送付され、専攻科修了式当日に交付されます。

⑥ 審査の結果が不合格になった者の取り扱い

「特例による学位授与申請」を行い不合格となった者は、再度申請する際に特例適用専攻科修了見込みであれば、「特例による学位授与申請」を行うことができます。

ただし、特例適用専攻科をすでに修了した場合は、特例による学位授与申請はできませんので、次回の申請からは「修得単位および学修総まとめ科目等の審査による学位授与の申請」

ではなく、「修得単位の審査および学修成果についての審査ならびに試験による学位授与の申請」で行うこととなります。

⑦ 大学評価・学位授与機構の審査手数料

大学評価・学位授与機構への学位授与申請に伴う審査手数料 32,000 円（現行）が必要となります。

(4) 「生産システム工学」教育プログラムの履修

「生産システム工学」教育プログラムを履修する学生は、入学時に「生産システム工学」教育プログラム履修申請書を提出してください。なお、入学者全員が履修者となることを希望します。

1-18 シラバスの利用方法

勉学に臨むにあたり、「授業の羅針盤」とも言われる「シラバス」の利用方法及び存在意義について以下に示します。「シラバス」は、毎年 4 月に最新版が本科生および専攻科生の全員に配布されます。学生は、十分これを活用できるよう心がけてください。

- (1) 教育課程表（1-16 参照）は、本校の教育方針に基づいて授業科目を組織的に配列したものです。
 - (2) シラバスは、教育課程表の中の各授業科目について、担当教員が授業内容に関する詳細な情報を示したものです。
 - (3) 単に勉強方法だけを示した一般的な「学習の手引」等とは大きく異なり、シラバスには、単位数や授業計画、そして評価方法まで含む、当該授業に関する細かな情報が掲載されています。
 - (4) シラバスに良く目を通せば、計画的な学習（予習や復習）を自立的に行うことが可能となり、受け身ではない各自の勉学プランを立てることが可能になります。
 - (5) 以上のような理由から、学生はシラバスを十分に読みこなし、達成目標や授業の進め方等について十分に理解しておくことが要求されます。
 - (6) また、授業が現在どこまで進み、今後どのような方向に展開し、更に成績評価はどのように行われるのかを確認するためにも、シラバスは開講時のみならず授業を受ける過程において、そして成績が出された後まで利用されるものであることを心得ておいてください。
- (注) シラバスのプログラム目標の欄に記載の記号は、本校の「生産システム工学」教育プログラムにおける学習・教育目標の分類を表わしています。

1-19 「生産システム工学」教育プログラムの履修対象者

(1) はじめに

本校では、準学士課程第 4 学年から専攻科第 2 学年まで 4 年間一貫の「生産システム工学」教育プログラムを設定し、国際化に対応できる技術者教育を行っています。

本教育プログラムは、最も得意とする専門分野の知識と能力を身につけ、さらに異なる技術分野を理解し、両分野の知識を複合させる能力を身につけることを目的としています。具体的

には、機械工学、電気電子工学、電子制御工学、情報工学、環境都市工学のうち、いずれか1つの専門分野を学修して、さらに他専門分野の科目を学修します。学生の皆さんは、プログラム開始前の3年次に配布される**「生産システム工学」教育プログラム履修の手引**をよく読んでください。

(2) 履修対象者

本校の「生産システム工学」教育プログラムは、教育年限の設定を準学士課程第4学年から専攻科第2学年までの4年間としていることから、準学士課程を卒業して専攻科に入学した者が**「生産システム工学」教育プログラムの履修対象者**となります。専攻科入学生は専攻科入学時にプログラム履修申請書を提出してください。

準学士課程を卒業後就職し、その後社会人選抜により専攻科に入学する場合もありますので、就職希望者も**「生産システム工学」教育プログラム**を履修する可能性を持っています。

また、大学への編入学を目指している準学士課程の学生は、編入学先の大学が設定する技術者教育プログラムの履修対象者となる可能性が極めて大きいです。卒業後一旦就職し、その後大学へ編入学する場合も同様です。

したがって、準学士課程の学生は、各々が技術者教育プログラムの履修対象者となる可能性をもっていることを自覚してください。

1-20 教育課程修了後の主要国家試験資格等

全学科共通

資 格 等	根 拠 法 令 等
大学の編入学試験の受験資格	学校教育法第 122 条
国家公務員総合職受験資格	国家公務員法及び人事院規則八一八
技術士第一次試験受験資格	制限なし 技術士法第 5 条
技術士第二次試験受験資格	第 1 次試験に合格し、かつ実務経験 7 年以上 JABEE により認定された教育プログラムの修了者は、 指導技術士の下で実務経験 4 年以上
労働安全(衛生)コンサルタント受験資格	卒業後安全(衛生)の実務 7 年以上 労働安全衛生法第 82 条

機械・電気電子・環境都市工学科

資 格 等	根 拠 法 令 等
電気工作物検査官となる資格	電気工作物の工事・維持及び運用に関する行政事務 に通算 4 年以上従事した者 (電気事業法施行令第 7 条第 2 項)
建設業営業所における専任技術者 となる資格	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、3 年以上の実務経験を有する者 (建設業法第 7 条第 2 項イ)

機械工学科

資 格 等	根 拠 法 令 等
臨床工学技士受験資格 (臨床工学技士法第 11 条)	高等専門学校において 5 年以上修業し、かつ、厚生労働 大臣の指定する科目(A)を修めた者で、文部科学大臣が 指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技 士養成所(2)において、1 年以上臨床工学技士として必要 な知識及び技能を修得したもの
昇降機検査資格者(建築基準法第 12 条第 3 項及び同施行規則第 4 条 の 20 の規定)	高等専門学校において、正規の機械工学若しくは電気工 学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降 機又は遊戯施設に関して 4 年以上の実務の経験を有す る者

資 格 等	根 拠 法 令 等
ボイラー・タービン主任技術者となる資格(電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第1章第1条)	第1種 発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事・維持又は運用 実務経験4年以上 第2種 発電用のボイラー・蒸気タービン又はガスタービンの工事・維持又は運用卒業後4年以上
自動車整備士技能検定受験資格	1級 2級の技能検定に合格した日から2年以上の実務経験を有する者 2級 3級の技能検定に合格した日から1年6ヶ月以上の実務経験を有する者 3級 自動車の整備作業の実務経験6ヶ月以上の者 (自動車整備士技能検定規則第17・18・19条)

電気電子工学科

資 格 等	根 拠 法 令 等
電気主任技術者となる資格	第2種 指定単位修得の上、卒業後1万V以上の電気工作物の工事・維持・運用に関して5年以上の実務経験を有する者 第3種 指定単位修得の上、卒業後500V以上の電気工作物の工事・維持・運用に関して2年以上の実務経験を有する者 (電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条)
第2種電気工事士	電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図(配線図を含むものに限る。)及び電気法規に関する科目を履修して卒業した者は一次試験が免除される。
1級電気工事施工管理技士の受験	建設業許可基準の建設業の営業所で5年以上の実務経験を有する者(建設業法施行令第27条)

環境都市工学科

資 格 等	根 拠 法 令 等
ダム水路主任技術者となる資格(電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第一章第一条)	第1種 高さ15m以上のダムに関する経験4年以上を含む6年以上の実務経験を有する者 第2種 卒業後3年以上の者
土木施工管理技士の受験資格	1級 5年以上の実務経験(うち1年は指導監督的実務経験)を有する者 2級 2年以上の実務経験を有する者 (建設業法施行令第27条5)

資 格 等	根 拠 法 令 等
ダム管理主任技術者となる資格	ダム又は河川の管理に関する 3 年以上の実務経験を有する者(河川法施行令第 32 条)
測量士及び測量士補となる資格	測量士 3 年以上の実務経験を有する者 測量士補 卒業後申請(試験免除) (測量法第 50・51 条)
公共下水道の維持管理を行う者の資格	上下水道の維持管理に関する実務を卒業後 5 年以上の者(下水道法施行令第 15 条 3)
公共下水道の設計又は工事の監督管理を行う資格	計画設計を行わせる場合 10 年以上 監督管理等を行わせる場合 5 年以上 (下水道法施行令第 15 条)

2 . 学 生 生 活

2 . 学 生 生 活

2-1 学生と直接関係のある事務窓口

教 務 係・・・入学、進級、卒業、修了、授業時間割、授業、休業、試験、出欠席や出席簿の取扱い、講義室使用、各種証明書、学外実習、身分の取扱い（休学、復学、退学、転科、転学、住所変更、保証人等）その他教務事務に関すること。

学 生 係・・・授業料の減免・猶予、就学支援金、奨学金、学割証、就職事務、課外活動（学友会・部・同好会）、合宿研修施設の管理、学生団体、保健管理、賞罰、その他厚生補導に関すること。

学寮・保健係・・・入・退寮、学寮の管理運営、外国人留学生、その他寮務に関すること。

図書・情報係・・・図書の閲覧・貸出・返却

予算管理係・・・授業料・寄宿料の納付

2-2 諸 手 続

学生生活に必要な諸手続を怠ったり、不十分だったり、提出時期を失したりすれば、学生に不利になるばかりでなく、学習上支障を来たすこともあるので十分注意してください。

諸手続をする必要があるときは、下記一覧表の担当係に所定の用紙が用意されているのでその用紙をもらって手続をしてください。

なお、専攻科生においては、必要に応じて学級担任を専攻主任に読み替えてください。

1. 願い出をして交付を受けるもの

種 類	担当係	備 考
学 生 証	教務係	第1・4学年の始めに全員に交付 (学生生活2-3参照)
学生証再交付願	〃	写真(4cm×3cm)1枚添える
在学証明書	〃	必要な時の3日前までに申し込む
成績証明書	〃	〃
卒業(見込)証明書	〃	〃
学生旅客運賃割引証 (学割証)	学生係	必要な時の7日前までに申し込む (学生生活2-3参照)

2. 願い出を要するもの

種 類	担当係	時 期	備 考
休 学 願	教務係	事 前	学級担任經由 (学習案内 1-10 参照)
復 学 願	〃	〃	〃 (〃 〃)
退 学 願	〃	〃	〃 (〃 〃)
留 学 願	〃	〃	〃
留学期間変更願	〃	〃	〃
復学願 (留学)	〃	〃	〃
他校受験願	〃	〃	〃
転 学 願	〃	〃	〃
転 科 願	〃	〃	〃
追 試 験 受 験 願	〃	〃	〃 (学習案内 1-6 参照)
再 履 修 願	〃	指定期日	科目担当教員經由 (〃 1-8 〃)
再 評 価 願	〃	〃	〃 (〃 1-7 〃)
選 択 科 目 履 修 願	〃	〃	学級担任經由 (〃 1-4 〃)
選 択 科 目 履 修 変 更 願	〃	〃	科目担当教員經由 (〃 〃)
特別学修による単位認定願	〃	〃	特別学修担当教員經由 (〃 1-11 〃)
本校以外の教育施設における学修許可願	〃	事 前	学級担任經由 (〃 1-12 〃)
本校以外の教育施設における学修単位認定申請書	〃	その都度	〃 (〃 〃)
時 間 外 在 室 願	〃	事 前	指導教員經由 (学生生活 2-3 参照)
施 設 設 備 使 用 願	学生係	5 日 前	〃 (〃 〃)
合 宿 願	〃	〃	〃 (施設の利用 4-2 参照)
車 両 通 学 許 可 願	〃	指定期日	学級担任經由 (学生生活 2-12 参照)
授 業 料 免 除 願	〃	〃	〃 (福利厚生 3-1 参照)
授 業 料 徴 収 猶 予 願	〃	〃	(〃 〃)
授 業 料 月 割 分 納 願	〃	〃	(〃 〃)
学 生 団 体 結 成 願	〃	7 日 前	指導教員經由
学 生 団 体 解 散 届	〃	〃	〃
校 外 団 体 加 盟 願	〃	〃	〃
校 外 団 体 参 加 願	〃	〃	〃
校 外 活 動 願	〃	〃	〃
(校外合宿含む)			
印 刷 物 配 布 願	〃	〃	〃
掲 示 願	〃	〃	本校で定めた掲示期間は 1 週間以内、 大きさは、新聞紙 1 頁大まで
集 会 行 事 願	〃	10 日 前	指導教員經由

就職関係書類交付願(準学士・専攻科)	学生係	7 日 前	学級担任經由
--------------------	-----	-------	--------

※専攻科生においては、必要に応じて学級担任を専攻主任に読み替えてください。

3. 届出を要するもの

種 類	担当係	時 期	備 考
欠席(欠課・遅刻・早退・公欠)届	教務係	事 前	病気で1週間以上の場合は診断書を添える。 学級担任經由 (学生生活 2-3 参照)
学校感染症に関する証明書	〃	治 癒 後	学校保健安全法で定められた伝染病に罹患し、それが治癒した後に提出 学級担任經由
忌 引 届	〃	その都度	父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯・叔父母1日 学級担任經由 (学生生活 2-3 参照)
住 所 変 更 届	〃	〃	学級担任經由
身 上 異 動 届	〃	〃	〃
保 証 人 変 更 届	〃	〃	〃
保 証 人 改 姓 届	〃	〃	〃
保証人住所変更届	〃	〃	〃
自 転 車 通 学 願	学生係	事 前	〃
アルバイト許可願	〃	〃	〃
盗 難 届	〃	その都度	〃
事 故 届	〃	〃	〃

※専攻科生においては、必要に応じて学級担任を専攻主任に読み替えてください。

2-3 学生に関係のある主な証明・願・届

1. 学 生 証

第1・4学年の始めに交付される学生証は、学生の身分を保証する唯一の証明書であるとともに、通学定期乗車券(定期券)の購入や学割証によって旅客運賃の割引を受ける際に必要であり、学生生活にとって欠くことのできないものですから常に携帯し学生証に記載してある注意事項を遵守し、紛失・汚損のないように大切に取扱ってください。

万一、紛失・汚損した場合は、速やかに学生課教務係にその旨届け出て学生証再交付願に写真1枚(4cm×3cm)を添えて提出してください。また、年度の途中で退学した場合は、直ちに学生課教務係へ返還してください。

2. 学生旅客運賃割引証(学割証)

帰省、学外実習や課外活動のため旅行する場合、乗車船区間が片道100kmを超える時は、旅客運賃の割引(割引率:2割)を受けることができます。1人が1年間に使用できる学割の枚数は10枚ですから年間計画を立てて使用してください。交付は、学生課学生係で行います。

3. 時間外在室願

休業日及び平日の正規の授業時間以外で教員等の指導のもとに実験室・実習室等を使用する場合は、時間外在室願を指導教員経由で学生課教務係に提出してください。

4. 施設設備使用願

部活動等の課外活動を行うときに、学校の施設・設備を使用する場合は、施設設備使用願を、指導教員を経て学生課学生係に提出してください。

5. アルバイト許可願

アルバイトの経験が、若者の人間形成にプラスになる面がないとは言えませんが、学生にとって最も大切なものは学業です。勉学を疎かにしてアルバイトおろそをすることは、いかなる場合であっても決して好ましいことではありません。金銭欲・物欲に操られて学生の本分をないがしろにするようなことは厳に慎まなければなりません。

本校では、アルバイトは許可制です。経済的理由等でアルバイトをする場合は、「アルバイト許可願」を、学級担任経由で学生課学生係に提出し校長の承認を受けなければなりません。

ただし、次のような種類のアルバイトは承認されません。

また、1年生については、原則として前期の期間は禁止しています。

- ① 深夜にわたる業務
- ② 風俗営業に属する業務
- ③ 重労働、危険、有害な業務
- ④ 学寮の日課に支障をきたす業務
- ⑤ その他、教育上好ましくない業務

6. 欠席（欠課・遅刻・早退・公欠）届

病気や不慮の事故等の理由でやむを得ず欠席、欠課、遅刻または早退する時は事前に、欠席届を学級担任経由で学生課教務係に提出してください。やむを得ない理由等で事前に手続きができなかった場合は、学級担任に電話で連絡するとともに事後直ちに届出てください。疾病のため1週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添えて提出してください。

なお、次の各事項に該当する場合は、公欠として表彰（2-10参照）対象の皆勤及び精勤の欠課時数には含まれませんので、必ず事前に「欠席届」を、学級担任経由で学生課教務係に提出してください。また、やむを得ない理由で事前に手続きができなかった場合は、事後すみやか（2週間以内）に手続きを行ってください。

- ① 伝染病その他の疾病による出席停止(学則第 24 条「学校感染症に関する証明書」を提出)
- ② 他の学校に入学、転学または編入学を希望して受験することを許可された場合(学則第 26 条)
- ③ 5 年生が就職または進学のために受験する場合
- ④ 学外実習を行う場合
- ⑤ 交通機関が事故、災害等により運休または遅延した場合(運休・遅延証明を添付する)
- ⑥ 災害の発生またはその可能性(警報の発令等)により、安全に登校することが困難である場合
- ⑦ 忌引の場合(学生準則第 17 条、「忌引届」を提出)
- ⑧ 学友会諸団体の学外公式行事への参加(校長の許可した場合に限る。ただし、本校における試験日(中間・定期)の参加は許可しないものとする。)
 - 一 全国高等専門学校体育大会及び関東信越地区高等専門学校体育大会への参加
 - 二 全国高等学校野球連盟の主催する公式試合及び組合せ抽選会への参加
 - 三 全国高等学校総合体育大会(地区予選を含む)への参加
- ⑨ 個人またはグループによる学外公式行事への参加(校長の許可した場合に限る。ただし、本校における試験日(中間・定期)の参加は許可しないものとする。)
 - 一 ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト及び英語弁論大会等への参加
- ⑩ その他校長が許可した場合

7. 忌 引 届

忌引の期間は、父母 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、伯・叔父母 1 日です。休業中であっても直接自分の保護、扶養に当たっている者が死亡した時は、学級担任または、学生課教務係に連絡してください。

2-4 服 装

品位ある服装を心掛けることは、社会生活の基本的な礼儀であり、学校という修学の場での服装は、個人生活の服装とは当然異なります。学生らしい服装を心掛けるために本校の制服基準を遵守し、通学してください。(学則と諸規則 5-22 参照)

2-5 学生ロッカー

学生の皆さんに入学した時から 4 年生まで各学年において個人用のロッカーが与えられます。このロッカーは、体育館履き、体操服等を入れて保管するためのものです。学校の備品ですので各自十分管理するとともに、他のロッカーを使用したり破損したりしないようにしてください。また、進級すると教室及びロッカーが替わります

ので保管物品は、終業式後必ず持ち帰ってください。3月末にロッカーの整理を行う際、ロッカー内に残っている物品は全て処分します。

2-6 遺失物及び拾得物

校内で持物を紛失または拾得した場合は、すみやかに学生課学生係へ届出てください。届けられた拾得物は学生課学生係で保管するので心あたりの者は、学生課学生係に問い合わせてください。

なお、現金その他貴重品の保管用のために各クラスに**貴重品袋**を貸与しています。体育や実習等のためクラス全員が教室から離れる場合は、**盗難予防**のため各人の貴重品を貴重品袋に入れ担当教員または学生課学生係等で保管してもらってください。

2-7 クラス役員

各クラスには、いろいろな役員が置かれ、お互いに協力してクラスの運営に当たることになっています。次にあげる表は、それぞれの役員名、人数及び仕事の内容を示したものです。これらの役員に選ばれた学生は、責任と自覚を持って役割を遂行してください。

役員名	人数	主 な 仕 事
※ 学級委員長	1	学級の運営、試験等の時間割及び掲示等の伝達
書記	1	学級運営の記録の作成等
会計委員	1	クラスでの立替払請求業務等
環境衛生委員	2	学園生活の充実、保健衛生及び学内環境の管理、向上、省エネルギーの推進を図る
文化委員	2	学友会主催の文化活動の計画運営
※ 体育委員	2	学友会主催の体育行事等の企画立案・運営（球技大会、体育祭）
※ 代議員	1	クラスの意見を取りまとめ代議員会で発表
※ 選挙管理委員	1	選挙管理委員会の決定に従っての選挙に関する仕事
※ 交通安全推進委員	2	交通安全の意識の高揚及び事故防止の企画立案
※ 図書委員	1	学生の図書館利用の改善及び向上に関する主体的な活動
※ 学園祭実行委員	2	学園祭の企画・運営
※ 体育祭実行委員	2	体育祭の企画・運営
監査委員	1	5年生のみ
アルバム作成委員	2	5年生のみ

※印に関しては、学友会での各委員会があります。

2-8 清 掃

教室は、授業終了後**毎日清掃**してください。また、次頁の**特別区域清掃当番表**は、**毎週木曜日**ホームルーム終了後清掃する場所です。次の事項を遵守して必ず清掃をしてください。なお、**前・後期 1 回**ずつ校内の**環境整備**や**夏季・冬季**等休業日前に**大掃除**を実施しています。担当区域は**大掃除分担表**のとおりです。

1. 床ワックス・モップの替え糸等がなくなった場合は、学生課学生係に取りに来てください。
2. ゴミ箱には、可燃物・不燃物に分けて捨ててください。
3. 退室の際は、窓を締め電気を消してください。

通常清掃分担表(教室及び特別区域)

クラス	場所	担任(監督)	教室以外の清掃場所	監督
M1	教室	高谷	第1体育館	坂田
			総合教育棟2F通路	板垣
E1	教室	小澤	武道場	清野
			特別教室	岩崎
D1	教室	沢口	第1講義室	佐野
			図書館2F(フリー閲覧スペース)	福士
J1	教室	阿部	第5講義室	福地
			学友会館	吉澤
C1	教室	鈴木道	第2講義室	加藤
			第2体育館	石川雅朗
M2	教室	田嶋	マルチメディア講義室A・B	佐久間
			共通ゼミ室A	嘉数
E2	教室	篠村	講義棟C(多目的室A・B)	浅野
D2	教室	武長	階段教室	鴫田
			共通ゼミ室B	鈴木聡
J2	教室	丸山	講義棟B(第6講義室/室内・外回り)	齋藤
C2	教室	田所	化学実験室	佐合
			第3講義室	倉橋
M3	教室	小田	M科製図室	伊藤裕
E3	教室	大野	ものづくり実習室(実験実習棟)	若葉
D3	教室	柴田	電子制御第1実験室	泉
			電子制御第2実験室	関口明
J3	教室	関口昌	計算機演習室	和崎
			情報回路実験室	SAPKOTA
C3	教室	大久保	第4講義室	荒木
M4	教室	小川	女子更衣室(別途指示有) 監督:瀬川	
E4	教室	谷井		
D4	教室	大橋		
J4	教室	渡邊		
C4	教室	鬼塚		

※教室掃除は毎日行うこと。

※教室以外の場所は、毎週木曜日HR終了後に行うこと。

大掃除分担表(8月9日/2月22日)

クラス	場 所	担任(監督)	教室以外の清掃場所	監 督	教室以外の清掃場所	監 督
M1	教室	高谷	第1体育館	坂田	総合教育棟2F通路	板垣
E1	教室	小澤	武道場	清野	特別教室	岩崎
D1	教室	沢口	図書館2F (フリー閲覧スペース)	福士		
J1	教室	阿部	学生会館	吉澤		
C1	教室	鈴木道	第2講義室	加藤	第2体育館	石川雅朗
M2	教室	田嶋	共通ゼミ室A	嘉敷		
E2	教室	篠村	講義棟C(多目的室A・B)	浅野	電子応用実験室(4F)	若葉
D2	教室	武長	階段教室	鍋田	共通ゼミ室B	鈴木聡
J2	教室	丸山	講義棟B(第6講義室/室内・外回り)	齋藤		
C2	教室	田所	化学実験室	佐合	第3講義室	倉橋
M3	教室	小田	M科製図室	伊藤裕		
E3	教室	大野	電力実験室(第1研/1F)	柏木	電子工学実験室(4F)	飯田
D3	教室	柴田	電子制御第1実験室	泉	電子制御第2実験室	関口明
J3	教室	関口昌	計算機演習室	和崎	情報回路実験室	SAPKOTA
C3	教室	大久保	都市創造実験室 都市創造レクチャー室	青木		
M4	教室	小川	実習工場	高橋秀		
E4	教室	谷井	電気機器実験室(実験実習棟) ものづくり実験室	大澤		
D4	教室	大橋	物理第1・第2実験室	福地		
J4	教室	渡邊	情報回路実験室	米村		
C4	教室	鬼塚	都市創造実験室 都市創造レクチャー室	青木	水理実験室	虻川
M5		歸山	第1講義室	歸山	各研究室及び実験室	
E5		上原	マルチメディア講義室A	上原		
D5		坂元	マルチメディア講義室B	坂元		
J5		大枝	第4講義室	大枝		
C5		島崎	第5講義室	島崎		
ME1		岡本保	専攻科講義室A	岡本保	女子更衣室(別途指示有) 監督:瀬川	
DJ1		臼井	専攻科ゼミ室C	臼井		
CC1		湯谷	CAD室	湯谷		
ME2		石出	専攻科ゼミ室A	石出		
DJ2		栗本	専攻科講義室B	栗本		
CC2		青木	CAD室	湯谷		

2-9 特別な事情による臨時休業について

本校では、年間行事予定表に従い授業を実施することで、正規の授業時間数を確保しています。しかし、学生諸君の身の安全を優先する立場から、正規の授業について止むを得ず臨時休業とする場合があります。この場合の臨時休業は、校長及び教務主事が協議の上、決定します。

1. 授業中に災害等の発生により、その後の授業継続が困難と判断される場合は、学内放送にてその旨を連絡します。
2. その日の始業以前に災害等が発生した場合及びその可能性によって授業の開始が困難であると判断された場合は、臨時休業の決定後、速やかに Web 及び電話案内サービス（コールアンサー）によって、その旨を通知します。

Web アドレス（URL）：本便覧表紙裏に記載してあります。

電話案内サービス：0438-30-4003（同時に複数の着信が可能です）

注意 1：上記のような場合、緊急連絡・通報に支障をきたす可能性がありますので、電話案内サービス以外は、学校への電話を控えてください。

注意 2：学校が臨時休業とならなくても、個々の事情に応じて「公欠」が認められる場合があります（2-3 参照）。

3. 上記以外に学生が登録を行う一斉配信メールシステムにおいて、通知します。
なお、一斉配信メールシステムにおいては、災害時の安否確認にも利用します。

2-10 表彰

次のような場合は、表彰を行います。表彰に値すると思われる場合は、積極的に学級担任または指導教員等に連絡してください。

1. 第 3 学年または第 5 学年までを通じて皆勤または精勤した者（皆勤：欠課時数 0、精勤：第 3 学年まで欠課時数 15 時間以内、第 5 学年まで 30 時間以内）
2. 課外活動等に優れた成果を収めた者または団体
3. 勉学、研究活動を通して専門分野に優れた成果を挙げた者または団体
4. 社会的に優れた功績または学生の模範として推奨できる善行のあった者または団体

2-11 自転車通学

自転車通学を希望する学生は、学生係にある自転車登録台帳（許可願）に記入し、学級担任または専攻主任経由で許可ステッカーの交付を受けて下さい。ステッカーは、泥よけに貼付してください。貼付していない自転車は処分することがあります。なお、申請には、防犯登録番号及び本人もしくは家族名義の賠償責任保険の写しが必要です。近頃、自転車の一時停止違反・無灯火・並列走行等ルール違反やマナー違反が目立ち、近隣の住民にも迷惑をかけております。自転車も交通ルールを守って安全に通学してください。

2-12 車両（二輪・四輪）通学

1. 申請方法

車両通学許可条件に該当し、車両通学を希望する学生は「交通安全ノート」に記載されている手順に従って申請して下さい。許可された場合は、駐輪場（二輪車）または駐車場（四輪車）の指定場所へ駐車してください。

「車両通学許可証」は、必ず車内前面に提示しておくこと。

「ステッカー」は、車両の確認しやすい場所に貼付すること。

	許 可 条 件	申請期間・申請場所
二輪	1. 排気量が 125 cc を超えないこと。 2. 通学距離がおおむね 3 km から 20 km であること。 3. 通学に利用する車両が、本人若しくは家族名義で任意保険（対人・対物）に加入していること。	始業式の日から 1 週間以内または夏季休業前 1 週間以内に学生係に申請すること。ただし、駐車場収容台数上限に達している場合、後期は受け付けない。
四輪	1. 準学士課程 4 年生以上及び専攻科課程の学生。 2. 通学距離がおおむね 4 km から 30 km であること。 3. 通学に利用する車両が、本人若しくは家族名義で任意保険（対人・対物）に加入していること。	

2. 交通事故防止について

運転免許証所有者や車両通学を許可された学生は、学校が主催する交通安全指導（STG 講習会等）に必ず参加し、交通事故防止に努めると共に、事故を起こした場合または事故に遭った場合は速やかに学級担任または学生課学生係に報告してください。

※「交通安全ノート」（学生係で配付）

車両通学許可等交通安全指導の全てがこのノートによって行われます。

2-13 学校への納付金

学校への納付金は、すべて学校に届出をしてある口座から自動引落（振替）によって納付します。引落しに関しての詳細（金額及び引落日）は、3 月下旬及び 9 月下旬頃に保護者に通知します。また、授業料免除申請や、就学支援金の申請をしている学生については、可否決定後、改めて保護者に金額・引落日等を通知します。

授業料等納付金一覧

区 分		金 額	引落日	備 考
授業料	1～3年	前期 117,300 円－就学支援金額 後期 117,300 円－就学支援金額	決定次第 通知します	福利厚生 3-2 を参照
	4・5年 専攻科	前期 117,300 円 後期 117,300 円	4月26日 10月26日	3年次学生のうち、在籍期間36ヶ月超を含む
学友会	入会金	1,000 円	4月26日	1年次
	会費	10,300 円		毎年
後援会	入会金	15,000 円		1年次
	会費	18,500 円		毎年
同窓会	5年	8,000 円	10月26日	5年次

※1 学校に届けてある金融機関の口座番号等に変更があった場合は、速やかに総務課予算管理係（0438-30-4023）へ届けてください。

学年別行事参加経費等

学年	行事名等	実施時期	期 間	金 額	徴 収 日
1年	新入生合宿研修	前期	1泊2日	約 6,000 円	金額が確定し次第、別途通知します。
3年	スキー合宿研修	後期	2泊3日	約 37,000 円※	
4年	見 学 旅 行	後期	3泊4日	約 60,000 円	
5年	卒業アルバム代			約 20,000 円	

※バス代やホテル料金の高騰のため、平成30年度より金額を2,000円引き上げさせていただきます。

2-14 学 寮

本校の学寮は、課外教育施設として規律ある共同生活を体験させ、これを通じてより豊かな人間を育成するために、男子寮は昭和43年度に、女子寮は平成12年度に設置されました。

1. 寮生活の基本

寮生は、相互に敬愛啓発して自己及び寮生全員の共同生活の充実・向上に努めなければなりません。

2. 学寮の運営

寮務主事が責任者となり、円滑かつ適正な運営を行います。

3. 入寮について

原則として年1回、後期末の指定する日までに入寮願を学生課学寮・保健係に提出してください。

入寮は、4月開寮日とします。

居室に空きがある場合には、前期末の指定する日までに入寮願を提出し、後期の始めの入寮も認める場合があります。

入寮できる者は自宅から通学することが困難な者を原則とします。

入寮期間の終わりは、学年末閉寮日とし、引続き入寮を希望する者は、所定の期日までに再度入寮の手続を行ってください。

4. 退寮について

退寮を希望する者は、退寮願を学生課学寮・保健係に提出してください。

なお、次の項目に該当するような行為があった場合は、退寮を命ずることがありますので留意してください。

- ① 学校で定める経費（寄宿料等）の納入を怠った場合
- ② 風紀及び共同生活の秩序を乱す行為があった場合
- ③ 保健衛生上共同生活に適しないと認められる場合
- ④ 除籍及び休学、退学の場合
- ⑤ 学寮の管理運営上、支障をきたすおそれのある場合

※ 退寮する時は、居室その他設備等について職員の検査を受けなければなりません。

5. 寮費等について

寄宿料（毎月26日引落）

男子寮	個室	月額800円
	複数人室	月額700円
女子寮	個室	月額800円

運営費・寮友会費（毎月26日引落） 食費（原則として毎月末食堂業者が引落）

種別	運営費 ^{※1}	エアコン電気料	寮友会費	食費
男女子寮とも	月額約8,400円	月額2,000円	月額500円	日額1,230円

※1 運営費にはエアコンリース料を含みます。

6. 寮生以外の者の学寮への立ち入りについて

盗難等の防止のためにも保護者であるなど特別な事情がある場合を除き、寮生以外の者の学寮への立ち入りを原則として認めていません。（本校以外の知人・友人を含む）

3 . 福 利 厚 生

3 . 福 利 厚 生

3-1 授業料の免除等

経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合は、願い出（授業料免除願）に基づき選考のうえ、その期に納付すべき授業料の全額あるいは、半額が免除されます。

授業料免除を希望する4・5学年及び専攻科学生は、2月及び7月に申請方法を掲示しますので期日までに「授業料免除願」を学生課学生係に提出してください。

また、授業料納付期限までに授業料の納付が困難な場合は、「授業料徴収猶予願」、特別な事情がある場合には、「授業料月割分納願」がありますので、学生課学生係へ申し出てください。

3-2 高等学校等就学支援金

家庭の教育費負担を軽減するために、「公立高等学校に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金に関する法律」により、申請に基づき授業料の一部が助成されます。就学支援金を希望する1～3年生（在籍36月まで）は、指定された日までに申請書等を提出してください。

また、各ご家庭の経済状況により支給額が異なります。詳細は下記の表をご覧ください。

なお、退学及び休学する場合は、その月以降の就学支援金は支給されません。追加で授業料の納付が必要な場合がありますので、必ず事前に学生課学生係にお問い合わせください。

世帯区分別支給額

世帯区分	前期就学支援金	後期就学支援金
所得制限世帯(市区町村民税所得割額 304,200 円以上)	0 円	0 円
一般世帯(市区町村民税所得割額 154,500 円以上 304,200 円未満)	59,400 円	59,400 円
低所得者世帯(市区町村民税所得割額 51,300 円以上 154,500 円未満)	89,100 円	89,100 円
低所得者世帯(市区町村民税所得割額 0 円以上 51,300 円未満)	117,300 円	117,300 円

※上記基準は法改正等により変更になる場合がございます。

3-3 奨学金制度

1. 日本学生支援機構奨学金（貸与型）

学業・人物ともに優秀で、かつ健康であり、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に対し、学資を貸与します。

① 奨学金の種類

・ 第一種奨学金（無利子）

特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な人に貸与されます。貸与額については学年および通学形態により定められます。

・ 第二種奨学金（有利子）

第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された人に貸与されます。貸与額については5種類の貸与月額から自由に選択できます。

貸与額等の詳細につきましては、日本学生支援機構ホームページや募集要領等を参照し、確認してください。

② 出願の手続

奨学生の募集は、4月に行います。出願時期・要領等については、掲示等により通知します。また、家計が急変し、修学が困難になった場合は、定期外で緊急・応急採用の制度もありますので、学生課学生係に相談してください。

③ 採否の決定

提出された願書により審査選考し、日本学生支援機構に推薦します。採用の可否は日本学生支援機構が決定し、採用者には奨学生証が交付されます。

④ 奨学金の交付

奨学金は、申込者が指定した本人名義の金融機関口座へ原則として1ヶ月分ずつ振込まれます。入退寮・休学・退学・転居等により異動が生じた場合は、速やかに学生課学生係に連絡してください。

⑤ 奨学金継続願の提出

奨学金継続願手続きに関する説明書を配布（12月を予定）します。

対象者を電子掲示板で呼び出しますので、見落としのないよう注意してください。この手続きを行わない場合、奨学生の資格を失います。

また、学業成績不振や性行不良により奨学金を停止又は廃止する場合があります。

⑥ 奨学金の返還

本制度は貸与であり、返還する義務があります。貸与が終了した月の翌月から教えて7か月目から返還が始まります。なお、返還を怠ると、奨学金運用に支障が出るだけでなく、自分自身にも様々な不利益が生じますので、規則を守り確実に返還してください。

2. 日本学生支援機構奨学金（給付型）

返還の必要のない給付型の奨学金制度です。

経済的に困難な状況にある学生に対して、進級、進学を後押しすることを目的としています。

① 給付額

自宅通学：月額2万円，自宅外通学：月額3万円

※「社会的養護を必要とする人」は別途一時金24万円が支給されます

② 出願の手続

出願資格があるのは3年生のうち、4年生へ進級、又は大学・短期大学・専修学校専門課程に入学予定の学生です。出願時期・要領等については、掲示等により通知します。

③ 採用候補者の決定

提出された願書により審査選考し、日本学生支援機構に推薦します。

採用の可否は日本学生支援機構が決定し、採用者候補者となった学生には「採用候補者決定通知」が交付されます。

④ 奨学金の交付

進級若しくは進学した後、「採用候補者決定通知」「進学届」を提出することで、奨学生として採用され、奨学金が交付されます。

⑤ 奨学金継続願の提出

奨学金継続願手続きに関する説明書を配布（12月を予定）します。

対象者を電子掲示板で呼び出しますので、見落としのないよう注意してください。この手続きをしないと、奨学生の資格を失います。

また、学業成績不振や性行不良により奨学金を停止又は廃止する場合があります。

3. その他の奨学金制度

地方公共団体・民間団体の育英事業等の奨学金制度がありますが、それらは基本的に各家庭において手続きをお願いしています。なお、学校推薦を必要とする場合や、採用になった時は、学生課学生係へ申し出てください。

3-4 保健室

保健室には看護師が勤務しており、学生・教職員の負傷・病気の応急処置、健康上の相談等に対応できるようにしています。

また、学校保健安全法等の規定に従い、定期健康診断を毎年4月に実施しています。その日時と場所は事前に掲示で通知します。健康診断の未受診者は、体育祭、駅伝大会等の学校行事の参加が認められません。また各種の健康診断証明書（就職・進学・各クラブ行事等への参加）の作成は主として、定期健康診断の結果に基づいて作成されますから、必ず受診してください。

健康診断を受診するにあたって、以下に留意してください。

1. 必ず受診すること
2. 事前に受診できないことが分かっている場合、必ず保健室または担任へ申し

出ること

3. 当日病気等の理由で受診できなかった場合、後日保健室へ申し出ること
4. 上記 2,3 以外の理由で受診しなかった場合、後日医療機関を自分で受診しその結果を保健室へ届けること
5. 学年別受診項目を必ず守ること

定期健康診断実施項目（○印は受診項目です）

項目	学年					専攻科
	1	2	3	4	5	
身長・体重	○	○	○	○	○	○
視力検査	○	○	○	○	○	○
内科聴打診・問診	○	○	○	○	○	○
胸部 X 線検査	○		留学生			1 年生
尿検査	○	○	○	○	○	○
歯および口腔検査	○	○	○			
眼疾患検診		○			○	○
聴力検査	○		○			
心電図検査	○		留学生			
血圧測定	○	○	○	○	○	○
運動器検診 ※（該当者）	○	○	○			

※運動器保健調査票を元に、対象者のみに実施します。

色覚検査について：希望者対象に個別で実施します。希望者は、保健室へご相談ください。

3-5 学生相談室の利用

人は皆それぞれに、さまざまな問題を抱えて生きています。まして、多感な青春時代はなおさらです。勉学や友人関係、クラブ活動、兄弟や親子関係、健康や性の悩み等々、私達の悩みや不安、心配の種はいつも尽きることはありません。人は青春時代に、さまざまな難関に遭遇し、もがき苦しみ、それを乗り越えて、内面的な成長を遂げてゆきます。

しかし、どんなに努力してみても、自分一人の力では容易に解決しないばかりか、ますます混乱が深まり、ついには立ち上がれないほどに疲れ切ってしまうこともあります。

学生相談室は、青春時代のさまざまな疑問や問題を学生と共に考え、学生が心身共に健康で充実した学生生活を送れるよう、手助けをさせてもらうところです。自分一人ではど

うすることも出来ないと思うような時、ほんの少し、勇気を出して学生相談室に足を向けてみませんか。プライバシーは一切、堅く守ります。どうか、学生相談室の存在を心のどこかに留めておいてください。

担 当 者	相 談 場 所	相 談 日
愛 甲 修 子 (カウンセラー)	学 生 相 談 室 (講義棟 A)	毎週火曜日 (10:00～12:00) (13:00～17:00) 毎週木曜日 (13:00～17:00) 毎週金曜日 (13:00～18:00) 毎月2回水曜日 (15:00～18:00)
荒 木 英 彦 (学生相談室長)	荒 木 教 員 室	随 時
田 村 真 弓 (看 護 師)	保 健 室	
森 野 加 奈 (非常勤看護師)	(講義棟 A)	

3-6 キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談について

キャンパス・ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等をおこなうことによって、相手側に不快感や不利益を与え、人権を侵害し、教育研究・学修環境を悪化させることをいいます。本人の意図に関わらず、相手側が不快に思ったり、不利益を受けたと感じた場合、それはキャンパス・ハラスメントとみなされます。キャンパス・ハラスメントは、人権侵害です。キャンパス・ハラスメントには、以下のハラスメントがあります。

1. セクシュアル・ハラスメント

性的な言動によって相手に不利益を与えたり、性的要求や性的な言動を繰り返すことによって相手方に不快感を与え、就学や教育・研究・課外活動の環境を悪化させることを指します。

○セクシュアル・ハラスメントになりうる言動は？

- ① 性的な発言や性的行動（聞くに耐えない卑猥な冗談を交わす。雑誌等の卑猥な写真・記事等を部屋、研究室等に貼る。食事やデートにしつこく誘う等。）
- ② 性別による差別（「男のくせに根性がない」、「女には任せられない」などと発言する。性別により仕事や教育の内容、評価、指導等に差をつける等。）

2. アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の場面において発生する問題で、指導を受ける者の修学・研究の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

3. モラル・ハラスメント

言葉や態度などいわゆる「みえない暴力」によって支配下に置いたり、精神的に追いつめたりする行為を指します。

それぞれのハラスメントは、定義や区分は厳格でなく、実際には原因を区別することが不可能だったり、2つ以上のハラスメントが原因になることもあります。

4. ハラスメントの被害を深刻にしないために

- ① 嫌なことは相手に対しはっきりと拒否の意思を伝えることが望めます。
- ② 信頼できる人に相談してみましょう。

本校からハラスメントに関する問題の被害者や加害者を出さないためには、周囲に対する気配りをし、友人又は同僚として注意するなど必要な行動をとるようにしましょう。

本校では、キャンパス・ハラスメントに関する学生の苦情の申し出や相談のために、次ページのリストに示す相談員を配置しています。相談等は本人だけではなく、友人でも可能です。所属学科に関わらず、どの相談員でも受け付けています。

職名および所属	氏名	連絡先	備考
学生相談室長	荒木英彦	電話 0438-30-4051 araki@h.kisarazu.ac.jp	
カウンセラー	愛甲修子	学生相談室 電話 0438-30-4185 soudan@a.kisarazu.ac.jp	毎週火曜日 10:00~12:00 13:00~17:00 毎週木曜日 13:00~17:00 毎週金曜日 13:00~18:00
人文学系	篠村朋樹	電話 0438-30-4058 sinomura@h.kisarazu.ac.jp	
基礎学系	嘉数祐子	電話 0438-30-4071 kakazu@n.kisarazu.ac.jp	
機械工学科	小田功	電話 0438-30-4083 oda@maple.m.kisarazu.ac.jp	
電気電子工学科	浅野洋介	電話 0438-30-4172 asano@e.kisarazu.ac.jp	
電子制御工学科	関口明生	電話 0438-30-4118 sekiguchi@d.kisarazu.ac.jp	
情報工学科	栗本育三郎	電話 0438-30-4136 kurimoto@j.kisarazu.ac.jp	
環境都市工学科	大久保努	電話 0438-30-4165 okubo@c.kisarazu.ac.jp	
看護師	田村真弓	電話 0438-30-4036 atamura@a.kisarazu.ac.jp hoken@a.kisarazu.ac.jp	
総務課	中根幹子	電話 0438-30-4032 anakane@a.kisarazu.ac.jp	

3-7 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

災害共済給付制度は、学校安全の普及充実を図るとともに、学校の管理下における学生の負傷、疾病、廃疾又は死亡に関して必要な災害共済給付を行い、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする制度です。低い掛金で厚い給付が行われます。掛金は、1人年額1,520円で、後援会で負担しています（原則全員加入）。

対象となる災害の範囲

災害の種類	災害の範囲	給付金
負傷	学校の管理下の事故によるもので、療養に要した費用の総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のもの	医療費
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した費用の総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (1)学校給食等による中毒 (2)ガス等による中毒 (3)熱中症 (4)溺水 (5)異物の嚥下または迷入 (6)ウルシ等による皮膚炎 (7)外部衝撃等による疾病 (8)負傷による疾病	
障害	学校管理下の負傷及び上欄の疾病がなおった後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金
死亡	学校管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因することが明らかな死亡 突然死	死亡見舞金

災害にあった場合は、すみやかに保健室へ申し出て、所定の手続を行ってください。

3-8 団体学生総合保険について（任意加入）

この保険は、学校管理下はもちろんのこと、学生の日常生活全般にわたる災害に対応できる保険制度です。

加入は任意（資料は学生課にあります）であり、加入後に災害が発生した場合は、各家庭で請求手続を行ってください。

なお、運動系クラブ等で活動する場合は、できるだけ加入することを勧めます。自転車通学の際の賠償保険としても使用可能です。

3-9 学校感染症について

学校は、感染症が流行しやすい集団生活の場です。感染性疾患にかかった時は、必ず学校に連絡してください。また、流行を防ぐために、学校保健安全法第19条により、出席停止扱いとなる場合があります（下表「感染症の種類と登校基準」を参照してください）。寮生については自宅で静養してもらうことになります。

早すぎる登校は、他の人にうつしてしまう可能性があります。必ず、医師の許可を受けてから登校してください。出席停止の手続きに必要な書類は本校ホームページ（在校生・保護者専用ページ）からダウンロードできます。（詳細については、本項目末尾の「【参考】学校感染症による出席停止について」を読んでください。）

感染症の種類と登校基準

○第1種感染症：省略(鳥インフルエンザなど入院治療を要するもの)

○第2種感染症：出席停止(学校において流行を広げる可能性が高い)

病名	主な症状	潜伏期間(感染経路)	人にうつす可能性 がある期間	出席停止期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	急な高熱(38 度以上が多い) 強い全身症状(関節痛、頭痛、吐き気、倦怠感)	平均 2 日 (飛沫・接触)	発症前日～7 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
麻疹	・発熱、咳、鼻汁、目やに、頬の内側に白い斑点 ・発症 4 日目頃より発しん(発しんが出る前の、咳が出始めた頃が一番感染力が強い)	主に 8～12 日 (空気・飛沫)	発熱出現 1～2 日前から発しん出現 4 日目頃まで	解熱後 3 日間を経過するまで
百日咳	無熱の感冒症状(鼻水、鼻閉、軽度の咳) 咳は 1～2 週間後に特有な咳発作が起こる	7～10 日 (飛沫・接触)	咳の出現後～4 週間目頃まで(抗生剤の内服でおおよそ 5 日間)	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬療法が終わるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	片側→両側の順に顎の後ろの腫脹、疼痛、食欲不振	16 日～18 日 (飛沫、接触)	耳下腺などの唾液腺が腫脹する 1～2 日前から腫脹 5 日後までが最も他への感染への可能性が高い	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫瘍が始まった後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風しん	発熱・ピンク色の発しん、リンパ節の腫れと圧痛	16 日～18 日 (飛沫、接触)	発しん出現 7 日前から出現後 7 日目頃まで。症状の軽快後はウイルス排出量著減	発しんが消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	水疱のある発しんが体中に次々とでる 痂皮化したものから順に治る	14 日～16 日 (空気・飛沫・接触)	発しんのでる 1 日前～すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで	すべての発しんが痂皮化するまで

咽頭結膜熱	発熱、結膜炎、咽頭炎。 プールを介して流行することが多い。	2～14日 (飛沫・接触)	初期数日が最も高い	発熱、結膜炎、咽頭炎などの主症状が消退した後2日を経過するまで
結核	倦怠感、微熱、寝汗、咳など	2年以内、特に6ヶ月以内に多い。 (空気・飛沫・接触・経口)	痰の塗抹検査で陽性の間は感染力がある	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐を主な特徴とする	主に4日以内 (飛沫・接触)	有効な治療開始後24時間経過するまでは感染源となる	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

○主な第3種感染症：出席停止（学校において流行を広げる可能性がある）

病名	主な症状	潜伏期間(感染経路)	人にうつす可能性がある期間	出席停止期間
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 など)	激しい腹痛・下痢・血便	10時間～6日 (接触・経口)	便中に菌が排出されている間	感染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎	まぶたの腫れ、結膜充血、異物感、流涙、目やに、耳前リンパ節腫脹	2～14日 (飛沫・接触)	初期の数日が最も多いが、便からは数週間以上ウイルスの排出が続くことがある	
急性出血性結膜炎	結膜充血、まぶたの腫脹、異物感、流涙、目やに	1～3日 (飛沫・接触・経口)	呼吸器から 1～2 週間、便からは数週間以上	登校再開後も手洗いを励行

○その他の感染症について

病名	主な症状	潜伏期間(感染経路)	人にうつす可能性がある期間	出席停止期間
感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス感染症など)	嘔吐と下痢が突然始まる 腹痛、微熱、頭痛など	ノロウイルス： 12～48時間 ロタウイルス： 1～3日 (飛沫・接触・経口)	便や吐物中のウイルスが感染源となる。感染力は急性期が最も強く、便中にウイルスが3週間以上排出されることもある	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良いは登校可能だが、回復者であっても、排便後の始末、手洗いの励行は重要

マイコプラズマ 感染症	咳を主症状とし、発熱、頭痛などの風邪症状。特に咳は徐々に激しくなり、しつこい咳が3～4週間持続することもある。	主に2～3週間 (飛沫)	症状のある間がピークだが、保菌は数週～数ヶ月持続する	症状が改善し、全身状態の良い者は、登校可能である。
----------------	---	-----------------	----------------------------	---------------------------

学校感染症等に関する証明書

木更津工業高等専門学校

工学科 第 学年

学籍番号

学生氏名

上記の者、下記疾患はほぼ治癒し他に感染のおそれなく、整夜して差し支えないものと認める。

記

- 1. 病名
□インフルエンザ (A・B・その他) □百日咳 □麻疹
□風疹 □水痘 □結核 □咽頭結核熱 □副膜炎細菌性副膜炎
□流行性耳下腺炎 □感染性胃腸炎 □流行性角膜炎
□急性出血性結膜炎
□その他の感染症
2. 出席停止 (見込) 期間 平成 年 月 日 () 平成 年 月 日 ()
3. 登校許可日 (見込) 平成 年 月 日 () からの登校を許可する。

平成 年 月 日
医療機関名
医師 名 印

木更津工業高等専門学校

学校感染症による出席停止について

下記の学校感染症安全法により指定される感染症に罹患した場合は、集団感染を予防する目的で出席停止扱いとなります。感染が疑われる場合は医療機関にて発症し医師の指示にしたがって治療・療養に努めてください。また医療機関において、右の「学校感染症等に関する証明書」に証明を受け、登校の間に速やかに保健室へご提出ください。学校感染症等に関する証明書は本校ホームページ (在校生・保護者専用ページ) からダウンロードできます。発症の際にはお忘れなように注意ください。

学校感染症安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」であることの医師の診断
欄頭に「学校感染症等に関する証明書」に証明してもらおう ※証明書発行にかかる費用は自己負担となります
(医師より再発診察を受けるよう指示のあった場合は指示に従ってください)
学籍課 (0438-30-4038) へ連絡し治療に努める
登校日に証明書を保険室へ提出し、確認を受ける → 学籍課へ 学生本人が提出する

【学校感染症安全法において出席停止扱いとなる感染症およびその基準】

Table with 2 columns: 病名, 出席停止期間の基準. Rows include: 1. 猩紅熱, 2. 流行性耳下腺炎, 3. 麻疹, 4. 百日咳, 5. 流行性脳脊髄膜炎, 6. 水痘, 7. 結核, 8. 副膜炎細菌性副膜炎, 9. 流行性角膜炎, 10. 急性出血性結膜炎, 11. その他感染症のある感染症.

※感染性胃腸炎、流行性レンサ球菌咽頭炎などは感染力の強い感染症で、主治医・学校医および校長が必要と認め、出席停止扱いになります。詳しくは学校までお問い合わせください。

4 . 施 設 の 利 用

4 . 施 設 の 利 用

4-1 図 書 館

図書館は、学校のシンボルであるとともに、学生や教職員にとって学習や研究意欲にこたえる情報資料のセンターであり、大いに活用されるべきものです。学生の皆さんは、教科書や講義ノートで満足することなく、時間の許す限り積極的に図書館を利用し、有意義な学生生活を送ってください。

図書館は、昭和52年に開館し、平成24年度に全面改修しました。全面開架式を採用し、利用者が希望する図書や雑誌を自由に書架から選び出し利用できる方式となっています。

また、平成26年度から電子書籍配信サービスを開始しました。図書館ホームページからアクセスできます。

図書館の蔵書は、和書約6.5万冊、洋書約3.5千冊のほかに、1年間の研究用の定期刊行物（雑誌）を約85種受け入れています。

なお、図書館は一般の方にも開放しています。

1. 開 館 時 間（平常日）※祝日は閉館です。

平 日 8:40～19:45 土曜日 12:10～16:45

2. 入館するとき

カバン等の所持品は持ち込んでもかまいません。

3. 館内での閲覧

全面開架式ですので、自由に手に取って読むことができます。閲覧を終えた図書は、図書の背に貼ってあるラベルの番号を確かめたうえ、元の位置に返却してください。

4. 館外の貸出

2階カウンターの係員に、「学年・学科・学籍番号・氏名」を述べ、図書等を手渡してください。

5. 蔵書検索

図書が見つからない時には、2階カウンター脇にある蔵書検索性用パソコンを利用してください。また、気軽に係員に問い合わせてください。

6. 貸出冊数・期間と返却

1人4冊まで、期間は2週間です。貸出期間の延長を希望する場合は、期間内にその図書等を持参し、再度、貸出手続きをしてください。返却は、期間内に、借り

ていた図書等を図書館カウンターへ持参してください。

7. インターネットマルチメディア室

パソコンブースには、ネットワーク情報センターと同じ設定のパソコンが10台、インターネット等の利用できるパソコンが5台あります。また、パソコンを持ち込んで利用できるブースも3席あります。

8. グループ学習室

3人以上のグループであれば、利用することができます。1階事務室で当日の利用状況を確認のうえ申し込んでください。

なお、受付は、利用当日の17時までで事前予約はできません。

4-2 学友会館内合宿研修施設（以下、合宿研修施設）

合宿研修施設は、本校の学生が規律ある共同生活をとおして人間形成の向上を図ることを目的として設置されました。

利用は、指導教員の監督・指導のもとクラブ（同好会含む）・クラス・学生有志で利用でき、原則として利用期間は、4泊5日以内、人数は80名以内です。

1. 利用日（期間）については、下記期間は原則として利用できません。

なお、長期休業期間中（夏季・春季）は、学生委員会により合宿研修施設の利用調整を行いますので、掲示に留意してください。

- ① 試験期間中及び試験開始1週間前
- ② 年末・年始（12月29日～1月3日）
- ③ 入学試験当日及び前日
- ④ 卒業式当日及び前日

2. 利用手続きについては、次の手順に従ってください。なお、指導教員の宿泊が伴わない場合は許可されません。

- ① 学生課学生係窓口で、合宿研修施設の利用状況を確認してください。
- ② 利用5日前までに、合宿願・参加者名簿・日課表を指導教員等自署の上、学生課学生係に提出してください。（調整時期以外は、受付順です）
- ③ 寝具及び食事（1回の食事数によっては、対応出来ないこともあります）の申込みは、所定の用紙に記入して、合宿願と一緒に提出してください。寝具のレンタル料金は次のとおりです。

使用料金の目安

	1泊	2泊	3～5泊	6泊以降	備 考
敷布団 1枚 掛布団 1枚 シーツ 1枚 枕 1ヶ	650円 (1組当たりの料金)	850円 (1組当たりの料金)	1泊につき 100円増 (1組当たりの料金)	220円/泊 (6泊は 1,320円)	料金は消費税込み、手数料無し。 毛布1枚追加の場合1泊100円。以後5泊まで1泊毎に50円増。6泊以降は60円増。

④ 合宿研修施設の鍵は、合宿当日、学生課学生係において指導教員に合宿日誌とともに渡します。なお、**食器等の貸与**を受けたいクラブ等は3日前までに申し出てください。

⑤ 合宿終了後、整理清掃の上、指導教員による点検を受けてください。

3. 合宿研修施設を利用する場合

次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 火気の取扱い、保健衛生には、充分注意してください。
- ② 施設・設備の取扱いは、充分注意し、利用期間中は整理・整頓・清掃を行い施設の保全につとめてください。
- ③ 他より暖房器具及び電気器具を持ちこまないでください。
- ④ 盗難には十分注意し、合宿研修施設を離れる場合は、必ず施錠してください。
- ⑤ 学友会館は土足禁止です。入口は7時から19時30分まで解放されます。
- ⑥ **非常口は2階洗面所**にあります。非常時以外は使用できません。

※合宿終了後、指導教員は、鍵を返却し**合宿日誌**を学生課学生係に提出し点検を受けてください。(部活動指導実施報告書の提出は不要です)

4. 合宿研修施設の備品は以下の通りです。

- ① フリースペース：TV、ホワイトボード
- ② 湯沸室：IHクッキングヒータ、電子レンジ、IH器具（フライパン、鍋、やかん）、食器棚、冷蔵庫、給湯器、食器類
- ③ シャワー室：洗濯機2台、乾燥機1台（2階ルーフトラスに物干し台2セット）
- ④ 研修室4：TV

5 . 学 則 と 諸 規 則

5 . 学 則 と 諸 規 則

5-1 学 則

第 1 章 本校の目的

(目的)

第 1 条 木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の精神にのっとり、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づいて、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第 1 条の 2 本校は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 前項の点検及び評価についての必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 1 条の 3 本校は、教育活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

2 前項の情報の積極的な提供についての必要な事項は、別に定める。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第 2 条 修業年限は、5 年とする。

(学年)

第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(学期)

第 4 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 5 条 休業日は、次のとおりとする。ただし特別の必要があるときは、校長はこれらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第 4 号から第 7 号に規定する休業日については、別に定める。

3 その他臨時的休業日については、その都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員、学科の目的及び教職員組織

(学科、学級数及び入学定員)

第7条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員
機械工学科	1	40人
電気電子工学科	1	40人
電子制御工学科	1	40人
情報工学科	1	40人
環境都市工学科	1	40人

2 校長は、教育上有益と認めるときに、前項の規定にかかわらず、異なる学科の学生をもって学級を編制することができる。

(学科の目的)

第7条の2 各学科の目的は、次のとおりとする。

- (1) 機械工学科は、材料・材料力学分野、熱流体分野、生産システム分野、計測制御分野等の基礎科目に加えて、実験・実習、設計・製図、コンピュータに関する教育を行い、ものづくりに必要な創造的設計手法を理解し、システム開発に対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (2) 電気電子工学科は、電子、情報通信、コンピュータ、材料、計測、制御、電気機器、エネルギーなど、高度化技術社会の基礎に係わる教育を行い、創造力が豊で次世代の産業社会を担うことができる技術者を育成することを目的とする。
- (3) 電子制御工学科は、制御工学を中心として、電気工学、電子工学、機械工学、情報処理工学、計算機工学などの広範囲な基礎科目に関する教育を行い、制御システムの開発に対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (4) 情報工学科は、情報処理の基本技術である計算機ハードウェアとソフトウェア技術を中心に、インターフェース技術、情報通信技術、制御技術などの関連分野の教育を行い、総合的な情報処理システムの知識を備えた技術者を育成することを目的とする。
- (5) 環境都市工学科は、構造力学、水理学、土質力学、情報処理等の基礎科目に加え、生態環境工学、水環境学等の環境工学の教育を行い、自然環境の保全や安全で快適な都市の創成などの要望に応えることのできる技術者を育成することを目的とする。

(職員の種類)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(教務主事、学生主事及び寮務主事)

第9条 本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第 10 条 本校に、総務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため事務部を置く。

(教育研究支援センター)

第 10 条の 2 本校に、教育研究業務に係る技術的支援を行うため、教育研究支援センターを置く。

(内部組織)

第 11 条 この学則又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、本校の内部組織については、校長が定める。

第 4 章 教育課程等

(授業を行う期間)

第 12 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(教育課程等)

第 13 条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 各授業科目の単位数は、30 単位時間（1 単位時間は、標準 50 分とする。第 7 項において同じ。）の履修を 1 単位として計算するものとする。この項の計算方法による単位を「履修単位（30 単位時間履修単位）」（以下「履修単位」という。）という。

3 前項の規定にかかわらず、校長が定める授業科目については、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。この項の計算方法による単位を「学修単位（45 時間学修単位）」（以下「学修単位」という。）という。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で校長が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数は、60 単位を超えないものとする。

5 卒業研究の授業科目については、学修の成果を評価して単位数を定めることができる。

6 学年ごとに開設する授業科目及びその単位数は、一般科目にあっては別表第 1、専門科目にあっては別表第 2 のとおりとする。

7 特別活動は、別表第 3 のとおりとする。

8 在学中、身体障害者となった学生に対する教育課程の特例については、別に定める。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第 14 条 校長は、教育上有益と認めるときは、他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第 14 条の 2 校長は、教育上有益と認めるときは、高等専門学校以外の教育施設等における学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、前条により修得したものとみなす単

位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

第 14 条の 3 前 2 条の学修に必要な事項は、別に定める。

(学年の課程修了及び卒業認定)

第 15 条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学年の平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第 16 条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第 17 条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 前項の選抜方法にかかわらず、校長は、入学定員の一部に限り、学力検査を免除し、出身学校の長から送付された推薦書及び調査書を主な資料として入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前 2 項の選抜の結果に基づき、第 29 条に規定する入学金を納付した者、又は入学金免除及び入学金徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。

4 第 1 項及び第 2 項の選抜の手続き及び入学者の選考基準については、別に定める。

(編入学)

第 18 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。

(入学の手続き)

第 19 条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了しない者がある場合には、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第 20 条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の初めにおいて、選考の上第 4 学年までに限り、転科を許可することができる。

2 転科に関し必要な事項は別に定める。

(休学)

第 21 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により 3 か月以上継続して就学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学の期間)

第 22 条 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

(復学)

第 23 条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第 24 条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第 25 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者が再入学を希望するときは、校長は、学年の初めにおいて選考の上相当学年に入学を許可することができる。

(他の学校への入学等)

第 26 条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 26 条の 2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 その他、留学に関する必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第 27 条 校長は、所定の授業科目を履修し、全教育課程を修了した者に卒業を認定する。

2 卒業の認定に必要な科目及び修得単位については、別に定める。

3 校長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

(称号)

第 27 条の 2 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第 6 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第 28 条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号。以下「機構規則」という。）に定める検定料を納付しなければならない。

(入学科)

第 29 条 入学する者は、機構規則で定める入学科を、所定の期日に納付しなければならない。

(授業料)

第 30 条 学生は、機構規則で定める授業料を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出に基づき、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可された者の申出に基づき、入学を許可されたときに納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第 31 条 学年の途中で入学又は復学（以下「入学等」という。）した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学等の日の属する月から次の納付時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学等の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第 32 条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第 33 条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、所定の期日までに機構規則で定める寄宿料を納付するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付するものとする。

(入学科、授業料及び寄宿料の免除等)

- 第 34 条** 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない事由により入学科の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学科の全額又は半額を免除することがある。
- 2 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる場合、又は、前項と同等の事由若しくはその他やむを得ない事由により入学科の納付が著しく困難であると認められる場合は、入学科の徴収を猶予することがある。
 - 3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料又は寄宿料の全部若しくは一部を免除し、また授業料の徴収を猶予することがある。
 - 4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(検定料等の額及び徴収方法並びに返還)

第 35 条 既納の検定料、入学科、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、第30条第3項又は第4項に基づき前期分及び後期分授業料を納付した者が後期分授業料の納付の時期前に休学又は退学した場合には、当該後期分の授業料に相当する額を返還し、並びに、

第 30 条第 4 項に基づき入学を許可されたときに前期分又は前期分及び後期分授業料を納付した者が 3 月 31 日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料相当額を返還する。

第 7 章 専攻科

(設置)

第 36 条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第 37 条 専攻科は、高等専門学校の基礎の上に、更に高度な専門的知識と技術を教授し、創造性豊かな技術能力を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第 38 条 専攻科の修業年限は、2 年とする。ただし、4 年を超えて在学することはできない。

(専攻及び入学定員)

第 39 条 専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員
機械・電子システム工学専攻	8 人
制御・情報システム工学専攻	8 人
環境建設工学専攻	4 人

(専攻の目的)

第 39 条の 2 各専攻の目的は次のとおりとする。

- (1) 機械・電子システム工学専攻は、機械工学と電気電子工学のそれぞれの分野の高い技術力と両方の専門分野を融合した柔軟性のある研究・技術開発能力を兼ね備えた先端技術に対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (2) 制御・情報システム工学専攻は、情報処理技術を基礎として、意思決定技術、ソフトウェア技術、通信技術、制御技術やメカトロニクス技術に関わる教育を行い、創造力、実践的な制御システムに対応できる技術者を育成することを目的とする。
- (3) 環境建設工学専攻は、社会的に深刻となっている環境や都市などの高度で広域化した問題に柔軟に対応できる思考力と創造力を併せ持つ技術者を育成するとともに、これらの問題に対応した研究開発ができる技術者を育成することを目的とする。

(入学資格)

第 40 条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育におけ

る14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者

- (7) その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考及び入学許可)

第41条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(休学の期間)

第42条 専攻科の学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることがある。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第38条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(教育課程)

第43条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第4のとおりとする。

- 2 履修方法については、別に定める。

(修了)

第44条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者について、修了を認定する。

- 2 前項の修了の認定は、年度の途中においても、学期の区分に従い行うことができる。
- 3 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第45条 専攻科の学生については、第3条から第6条、第12条、第14条の2、第19条、第21条、第23条から第25条、第26条の2第1項、第4項、第28条から第35条、第51条から第54条の規定を準用する。この場合において第14条の2第2項中「30単位」とあるのは「16単位」と、第26条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第54条第1項第2号中で「第22条」とあるのは「第42条第1項」と、それぞれ読み替えるものとする。

第46条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第47条 本校において、特定の専門事項について研究することを願い出る者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第48条 本校において開設する授業科目のうち、一又は複数の授業科目を履修することを願い出る者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生で授業科目を履修した者には、単位を認定することができる。

(特別聴講学生)

第48条の2 学校間相互単位互換協定に基づき、本校において開設する授業科目のうち、

特定の授業科目を履修することを願ひ出る者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

第 49 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第 9 章 外国人留学生

(外国人学生)

第 50 条 外国人学生のうち、本校に入学することを目的として入国を許可された外国人留学生の入学、教育課程その他に関する特例については、別に定める。

第 10 章 学生準則及び賞罰等

(学生準則)

第 51 条 学生は、この学則に定めるものの他、別に定める学生準則その他の規則を遵守しなければならない。

第 52 条 学生として表彰に値する行為があったときは、校長はこれを表彰することがある。
(懲戒)

第 53 条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくして、出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第 54 条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第 22 条に規定する休学期間を超えてなお就学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第 17 条第 3 項に規定する入学金免除又は入学金徴収猶予の申請書を受理され、免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（ただし、免除の申請をした者で、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請をした者を除く。）並びに徴収猶予を不許可とされた者又は徴収猶予を許可された者で、それぞれの所定の期日までに入学金を納付しない者
- (5) 死亡した者

第 11 章 学寮

(学寮)

第 55 条 本校に学寮を設ける。

2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第 12 章 外国人受託研修員

(外国人受託研修員)

- 第 56 条** 外国人受託研修員制度実施要項（昭和 49 年 3 月 18 日 文部大臣裁定）に基づき、本校において、特定の専門事項を研究又は研修しようとする者について依頼があったときは、選考の上、外国人受託研修員として受入れることができる。
- 2 外国人受託研修員に関する事項は、別に定める。

第 13 章 民間等との共同研究

(民間等との共同研究)

- 第 57 条** 本校の教員が、民間機関等の研究者と共通の課題について、共同研究を行うことが、教育・研究上有意義であり、かつ本校の教育・研究に支障のない場合に限り、民間等との共同研究を行うことができる。
- 2 民間等との共同研究に関する事項は、別に定める。

第 14 章 公開講座

(公開講座)

- 第 58 条** 地域住民の教養を高め、地域社会への貢献に資するため、本校に公開講座を開講することができる。
- 2 公開講座に関する事項は、その都度これを定める。

附 則

この学則は、昭和 43 年 6 月 14 日から施行し、昭和 42 年 6 月 1 日から適用する。

(略)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 3 月 17 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この学則の別表第 1 の改正規定は、平成 22 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の別表第 1 一般科目については、平成 29 年度以降の入学者から適用するものとし、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 3 この学則の別表第 2 専門科目の別表第 2(1)については、平成 29 年度以降の入学者から適用するものとし、別表第 2(2)については、平成 26 年度から平成 28 年度の入学者に適用するものとする。
- 4 この学則の別表第 2 専門科目の規定にかかわらず、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

5-2 学業成績審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第15条の規定に基づき、学業成績の評価並びに各学年の課程修了（以下「修了」という。）及び卒業の認定について定めたものである。

(履修)

第1条の2 学生は、木更津工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）別表1、別表2及び別表3に従い、年度において編成される授業時間数で配当される授業科目（以下「科目」という。）及び特別活動を履修するものとする。

(科目区分及び履修単位数)

第1条の3 学則別表第1及び別表第2の科目の構成に係る意義は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 必修科目 必ず履修し、単位を修得しなければならない科目
- 二 必修選択科目 必修選択科目として指定されている科目の中から所定の単位数を修得しなければならない科目
- 三 選択科目 履修を選択することができる科目

(履修の特例)

第1条の4 別表に定める選択科目に限り開講学年以外でも履修できる。単位認定は、履修申告及び認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。

(試験)

第2条 学業成績の評価及び学習指導の資料とするため、毎年度、前期末及び学年末に定期試験を行う。

- 2 前項の定期試験のほか、前期・後期において、原則として中間試験を行うものとする。
- 3 試験の内容及び方法については、各授業科目担当教員（以下「担当教員」という。）が定める。
- 4 やむを得ない事由により試験を受けられなかった者については、願い出を審査の結果、追試験を行うことができる。ただし、休学のため試験を受けなかった者については、これを行わない。
- 5 正当な事由によらず試験を受けなかった者、又は懲戒処分の結果、試験を受けられなかった者の試験の成績は0点とする。
- 6 試験中に不正行為を行った者は、その時間以降の試験を受ける資格を失い、その試験期間中の全試験科目の成績は0点とする。

(成績の評価)

第3条 担当教員は、前期中間・前期末・後期中間・学年末の各試験終了後、100点法によって学業成績を評価し、校長に報告するものとする。

- 2 前期末及び学年末の評価は、試験の成績、授業の出席状況及び平常の学習態度等を考慮して行うものとする。
- 3 成績の評価は、100点法によって評価し、次の区分によって評定する。

評 点	100～80	79～70	69～60	59 以下
評 定	A	B	C	D

- 4 前項において、その授業時間数の3分の1以上欠席した者についての評点は、原則として60点未満とする。
- 5 授業が年度の途中で終了する授業科目で、評定がDであるものについては、願い出を審査の結果、担当教員が適切な学習指導を行い、学年末に再評価（以下「年度内再評価」という。）をすることができる。また、前項に該当する場合は、願い出を審査の結果、担当教員が適切な学習指導を行ったうえで、補講により授業出席時数の不足を補い、年度内再評価をすることができる。ただし、この年度内再評価は、いずれも最高60点とする。
- 6 校長は、毎学年末において、各授業科目の学業成績を、評点、評定及び修得単位数によって学生指導要録に記録する。評定Dの授業科目については、修得単位を認めないもの（以下「未修得科目」という。）とする。

（再履修及び再評価）

- 第4条** 必修科目において未修得科目をもつ者は、次年度にその未修得科目を再履修しなくてはならない。また、選択科目において未修得科目をもつ者は、次年度以降、願い出により、その未修得科目を再履修することができる。
- 2 再履修は、その授業科目を通常の授業形態で履修（以下「通常授業による再評価」という。）することを通例とする。
 - 3 前項の規定により難しい場合は、特別の補講の授業形態により履修（以下「特別補講による再履修」という。）することができる。
 - 4 前条第4項に該当する場合を除き、第4学年までの未修得科目については、試験のみの方法により再評価（以下「再試験による再評価」という。）することができる。
 - 5 前4項より単位を修得した場合は、校長は前条第6項の学生指導要録を修正するものとする。

（修了の認定）

- 第5条** 各学年の課程修了の認定については、学則の定める当該学年の所定の単位を修得した者について、特別活動等の履修状況を考慮して、校長が行う。ただし、その学年末までの必修科目及び必修選択科目のうち、未修得科目の単位数の合計が第1学年及び第2学年に在学する者にあつては6以内、第3学年に在学する者にあつては4以内、第4学年に在学する者にあつては3以内の者について、修了の認定を行うものとする。
- 2 前項の規定により修了の認定を受けられなかった者であっても、第2学年以下に限り、進級させることができる。
 - 3 前項の規定により進級できなかつた者は、元の学年にとどまり、その学年の授業科目を改めて履修するものとする。ただし、評定C以上であった科目にあつては、単位の修得を認め、改めて履修する必要はない。

- 4 元の学年にとどまった者は、願い出により、前項の規定により改めて履修を必要としない授業科目も履修（以下「留年者の再履修」という。）することができる。

（卒業の認定）

第6条 卒業の認定は、第5学年までの各学年の課程を修了した者で、すべての必修科目及び必修選択科目を修得し、全修得単位が167以上（そのうち、一般科目については75以上、専門科目については82以上）である者について、校長が行う。ただし、授業料及び寄宿料等を未納の者並びに学校の物品を借用し返済しない者は、卒業の認定を保留する。

- 2 第2学年以上に入学した者（再入学者を除く）に対する前項の規定の適用については、入学を許可されたときに前各学年の必修科目及び必修選択科目の単位を修得したものとみなす。

（成績審査会議）

第7条 前2条の認定は、成績審査会議の議に基づいて行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年5月8日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。ただし、第5条の規定は、この規程の施行の日より前に行われた試験に係る欠点科目については、適用しない。
- 2 木更津工業高等専門学校成績評価、学年課程修了及び卒業の認定に関する規程は、これを廃止する。

附 則

この規程は、昭和62年1月22日から施行し、昭和61年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年5月16日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行日前に在学している者が、第 4 条第 1 項の規定に基づく再履修を行う場合は、平成 18 年度に再履修する場合に限り、第 3 条の規定を適用せず、なお、従前のおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度に第 4 学年に在学する者については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお、従前のおりとする。
- 3 平成 20 年度及び平成 21 年度に第 5 学年に在学する者については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、なお、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 21 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

選択科目名	備 考
学外実習	4 学年以上の学年において履修可
日本文化論	2 学年以上の学年において履修可

5-3 本校以外の教育施設における学修に関する規程

(趣旨)

第1条 木更津工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第14条の3の規定に基づき、本校以外の教育施設における学修については、この規程の定めるところによる。

(学修手続き及び単位認定申請)

第2条 本校以外の教育施設で開設されている授業科目を履修してその単位の認定を希望する者は、あらかじめ「本校以外の教育施設における学修許可願」を校長に提出しなければならない。また、本校以外の教育施設における学修を修了し単位の認定を受けようとするときは、「本校以外の教育施設における学修単位認定申請書」を校長に提出しなければならない。

(修得単位の取り扱い)

第3条 単位の認定は、学則第13条第6項の規定に基づく特別学修とあわせて10単位を超えない範囲で本科における卒業認定の単位として認定することができる。

2 前項により認定する単位は、単位認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

5-4 専攻科授業科目の履修等に関する規程

(趣旨)

第1条 木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第43条第2項及び第46条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了については、この規程の定めるところによる。

(授業)

第2条 授業の1単位時間は、標準50分とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては、学期当初に、別に定める履修届を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、前期末及び後期末に実施する。

3 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかった者に対して実施する。

4 再試験は、実験科目及び演習科目を除く授業科目の単位を認定されなかった者に対して、次の学期以降の定期試験期間中に実施することができる。ただし、第5条第3項に該当する場合は原則として実施しない。また、再試験の評価は最高60点とする。

5 追試験又は再試験を希望する者は、あらかじめ「追試験受験願」又は「再試験受験願」を校長に提出しなければならない。

(成績評価)

第5条 成績は、授業科目ごとに前条に規定する試験の成績及び平素の学修状況等を総合して評価する。

2 成績の評価は、100点法によって評価し、次の区分によって評定する。

評点	100 ~ 80	79 ~ 70	69 ~ 60	59 以下
評定	A	B	C	D

3 前項において、その授業時間数の3分の1以上欠席した者についての評点は、原則として60点未満とする。

(単位の認定)

第6条 前条第2項の規定に基づき、A、B及びCに評価された科目については、当該授業科目の単位を修得したものと認定する。

(履修の特例)

第7条 単位を認定されなかった授業科目は、次年度以降において履修することができる。
履修方法は通常の履修と同様に第3条による。

(修了に必要な単位)

第8条 専攻科の修了は、学則第44条に規定するもののほか、次の区分による単位を修得しなければならない。

専攻	科 目	一般科目	専 門 科 目		合 計
			専門共通科目	専門専攻科目	
機械・電子システム工学専攻		8 単位以上	22 単位以上	32 単位以上	62 単位以上
制御・情報システム工学専攻		8 単位以上	22 単位以上	32 単位以上	62 単位以上
環境建設工学専攻		8 単位以上	22 単位以上	32 単位以上	62 単位以上

(他の専攻で履修した単位認定)

第9条 本校の他専攻で開設されている選択科目（専門専攻科目）の履修を希望する者は、あらかじめ専攻主任の許可を得た上で、受講届けを提出しなければならない。これにより修得した単位は、8単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位の修得として認定することができる。

(他の教育施設で履修した単位認定)

第10条 他の高等専門学校の専攻科及び大学等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目を履修してその単位の認定を希望する者は、あらかじめ「大学等における学修許可願」を提出しなければならない。また、大学等における学修を修了し単位の認定を受けようとするときは、「大学等における学修単位認定申請書」を校長に提出しなければならない。

2 単位の認定は、シラバスを比較検討し、学則第43条に規定する別表第4の授業科目と置き換えて、最大4単位まで専攻科における単位として認定することができる。

3 前項により認定する単位は、単位認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成16・17年度の入学者の専攻科の修了に関する区分の単位の修得については、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専攻	科目 一般科目	専門科目		合計
		専門共通科目	専門専攻科目	
機械・電子システム工学専攻	6 単位以上	20 単位以上	36 単位以上	62 単位以上
制御・情報システム工学専攻	6 単位以上	20 単位以上	36 単位以上	62 単位以上
環境建設工学専攻	6 単位以上	20 単位以上	36 単位以上	62 単位以上

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

5-5 「生産システム工学」教育プログラムの履修等に関する規則

(趣旨)

第1条 木更津工業高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の履修及び修了については、この規則の定めるところによる。

(教育プログラム科目)

第2条 教育プログラム科目は、準学士課程第4学年及び第5学年に配当された科目（学則別表第1・第2）並びに専攻科課程に配当された科目（学則別表第4）とする。

(履修対象期間)

第3条 教育プログラムの履修対象期間は、準学士課程第4学年及び第5学年と専攻科課程の4年間とする。

(履修対象者)

第4条 教育プログラムの履修対象者は、専攻科入学者とする。

(修了要件)

第5条 教育プログラムの修了要件は次の各号とし、全てを満たした者に修了証書を授与する。

(1) 専攻科の課程を修了し、学位（学士）を取得していること。

(2) 設計・システム系科目群、情報・論理系科目群、材料・バイオ系科目群、力学系科目群、社会技術系科目群の5群からなる「基礎工学の知識・能力科目」について、各群から少なくとも1科目、合計6科目以上修得していること。

(3) 「各学習・教育目標の達成度評価対象とその評価方法及び評価基準」を全て満たしていること。

(修了認定)

第6条 教育プログラムの修了認定は、専攻科修了認定会議において行うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、教育プログラムの履修等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

5-6 「生産システム工学」教育プログラムに係る科目の実力認定試験に関する申し合わせ

専攻科に入学した学生のうち「生産システム工学」教育プログラムを修了しようとする者にあつては、本科第4学年及び第5学年において単位を修得した授業科目中の同プログラムに係る科目について JABEE 合格点に達していることが必要である。

そのため、その合格点未満である者について、JABEE 合格点以上の実力を有していることを認定するため、当該学生に対し実力認定試験を課することとし、以下のとおり申し合わせる。

1. 専攻科長は、専攻科に在籍する学生のうち「生産システム工学」教育プログラムを修了しようとする者で、本科第4学年及び第5学年において修得した同プログラム関連科目の評点が JABEE 合格点未満である者については、実力認定試験を実施しなければならない。ただし、実験・実習等に係る授業科目については、実力認定試験を実施しないものとする。
2. 専攻科長は、前項に該当する入学者があるときは、専攻科委員会の議を得て、実力認定試験の実施について当該学生へ通知するものとする。
3. 専攻科長は、傷病等のやむを得ない事情により前項に基づく実力認定試験を受けることができない者があるときは、専攻科委員会の議を得て、当該学生に対する実力認定試験を延期し、又は中止することができる。
なお、当該学生は、あらかじめ医師の診断書等を添えて、事前に校長宛に届け出るものとする。
4. 正当な理由なく実力認定試験を受けない者は、実力認定試験を放棄したものとみなし、以後同科目の実力認定試験は実施しない。
5. 実力認定試験の内容および方法については、各科目担当教員が定める。
6. 科目担当教員は、実力認定試験結果を本科の学業成績審査規程に準じて評価し、その評点及び評定を専攻科長に報告するものとする。
7. 専攻科長は、前項の評点及び評定について専攻科委員会に諮り、認定結果を校長に報告するものとする。
8. 実力認定試験に関する事務は学生課教務係が担当する。

附 則

この申し合わせは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

注) 平成 17 年度から JABEE 合格点をプログラム合格点と表わすこととし、「シラバス」及び「生産システム工学」教育プログラム履修の手引には、プログラム合格点と表示しています。

5-7 ティーチング・アシスタント実施要項

(趣 旨)

- 1 この要項は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生に対して指導的な専門技術者としての資質の助長を図り、併せて本校教育の充実を図ることを目的とし、教員指導の下に専攻科の学生が教育実践として行う教育補助活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

- 2 この要項に定める教育補助活動に携わる者をティーチング・アシスタント（以下「TA」と略称する。）という。

(活動内容)

- 3 TAは、授業科目を担当する教員（以下「科目担当教員」という。）の指導の下、本科の学生に対する実験、実習、演習等（以下「実験等」という。）に関わる教育補助活動を行う。ただし、TAの実施時間は、1週間につき4時間、かつ、年間48時間を超えないものとする。

(応募資格)

- 4 TAに応募できる者は、本校の専攻科の学生とする。

(選考基準)

- 5 TAの選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該授業科目の補助ができる専門的な資質及び能力を備えている者
- (2) 教育補助活動を行うことにより、TA本人の専攻科における学習に役立つことが見込まれる者

(実施希望調書の提出)

- 6 専攻科の学生に対する TA 活動の場を提供できる実験等を有する学科学系主任（以下「主任」という）は、別紙様式1によるティーチング・アシスタント実施希望調書に必要な事項を記入の上、TAによる教育補助活動の実施可能な年度の前年度2月末まで（前期実施）と、その年度の7月末まで（後期実施）に、専攻科長に提出するものとする。

(募集及び選考)

- 7 専攻科長は、前項の実施希望調書の内容が適当であると認めたときは、専攻科の学生の中からTA候補者を公募し、第5項の規定に基づき選考するものとする。

(期 間)

- 8 TAの実施期間は、前期、後期又は通年の範囲とする。

(報告書の提出)

- 9 主任は、TAによる教育補助活動の実施状況について、実施期の学期末に別紙様式2

によるティーチング・アシスタント教育補助実施報告書を専攻科長に提出するものとする。

(オリエンテーション等)

- 10 科目担当教員は、事前にTAに対し、教育補助活動に関する適切なオリエンテーションを行うとともに、状況に応じて適切な指導・助言を行う等その円滑なTA制度運営に努めるものとする。

(その他)

- 11 この要項に定めるもののほか、TAの教育補助活動に関する必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

5-8 学生の身分の取り扱いに関する規程

第1条 学則に規定する学生の身分に関する事項の取り扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 学則第18条の入学のうち、工業高等学校又は、高等学校の工業に関する学科を卒業の者、あるいは、高等学校の普通科及び理数科を卒業の者が本校を希望するときは、第4学年に限り選考のうえ入学を許可することがあるものとする。

2 前項の入学の選考は、筆記試験、出身学校の長から送付された調査書及び面接によってこれを行うものとする。

第3条 学則第18条の入学のうち、高等専門学校の工業に関する学科に在学する者が、本校の同種の学科を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがあるものとする。

2 前項の選考は、出身学校の長から送付された調査書、面接及び必要と認められた場合に課する筆記試験によってこれを行うものとする。

第4条 学則第25条第2項の再入学の選考は、退学の理由、退学前の指導要録、面接及び必要と認められた場合に課する筆記試験によってこれを行うものとする。

2 再入学の学年は、原則として、退学前に修了した学年に引き続くものとする。

第5条 学則第54条第1項第3号に規定する授業料の納付を怠る者とは次に掲げる者をいう。

- (1) 授業料の納付について督促を受け、その指定する日になお納付しない者
- (2) 授業料の免除、徴収猶予又は徴収猶予延長の申請が不許可となり、指定する納付期限内までに納付しない者
- (3) 授業料の免除又は徴収猶予の許可について取り消し処分を受け、指定する納付期限内までに納付しない者
- (4) 授業料の徴収猶予期限を経てなお納付しない者

第6条 学則第26条の許可のうち、高等学校卒業を入学資格とする大学その他の学校については当該学年末に退学する者についてこれを行うものとする。

第7条 学則第53条第3項第2号に規定する学力劣等で成業の見込みがない者とは、2年を超えてなお原学年にとどまるものとする。

ただし、この間に休学した者については3年を超えてなお原学年にとどまるものとする。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年1月23日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和52年5月10日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 12 月 12 日から施行する。

5-9 授業料の納付を怠る者に係る取扱要領

(趣旨)

- 1 木更津工業高等専門学校学生の身分の取り扱いに関する規程第5条の規定に基づく授業料の納付を怠る者の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(督促)

- 2 木更津工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第30条第2項に定める納付期限までに授業料を納付しない場合には、保証人及び保護者に対し督促をする。

(滞納者に対する措置)

- 3 校長は、督促しても授業料を納付しない場合には、当該学生に対し、除籍することとなる旨を通知する。
- 4 校長は、前項の規定による通知をしてもなお授業料を納付しない場合は、当該学生を学則第54条第3号の該当者とみなす。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

5-10 外国人留学生特例規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第50条の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の入学、教育課程その他に関する特例を定めたものである。

(入学)

第2条 留学生は、定員外として、第3学年に入学を許可するものとする。

(教育課程)

第3条 留学生のために、別表に定める授業科目を必要に応じて開設するものとする。個々で修得した単位は、学則別表第1のうち、第3学年、第4学年及び第5学年における自然の分野及び英語、保健・体育に関する授業科目を除く各授業科目と振替えることができる。

2 留学生の第3学年における教育課程は、特別活動のほか、第3学年までに修得すべき専門科目の履修に特に必要な基礎学力を養うため、別表並びに学則別表第1及び別表第2に定める授業科目により特別に編成するものとする。

3 留学生の第4学年及び第5学年における教育課程は、別表並びに学則別表第1及び別表第2に定める授業科目により編成するものとする。

(授業料等)

第4条 国費外国人留学生については、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

(留学生指導教員)

第5条 留学生に対する専門科目に関する学習指導を一貫して行うため、各留学生に対して、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 前項の指導教員は、当該学科の教員の中から、学科主任の推薦に基づき、校長が指名する。

(学生相談員)

第6条 学校生活及び個人生活について留学生に助言を与えるため、入学後最初の二年間について各留学生に対して、学生相談員を置く。

2 前項の学生相談員は、当該留学生と同一学科の第3学年以上の学生の中から、学科主任及び指導教員の推薦に基づき、校長が委嘱する。

3 学生相談員は、その職務に関し、必要に応じて学生主事、寮務主事または指導教員に連絡し、その指導を受けるものとする。

(住居)

第7条 留学生は、原則として学寮に居住するものとする。この場合には、前条の学生相談員は寮生である者とする。

(世話係)

第8条 留学生の補導と生活上の世話をを行うため、学生課に留学生の世話係を置く。

2 前項の世話係は、学生課の職員の中から、校長が指名する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 6 月 20 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 3 月 12 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（各学科共通）

授 業 科 目	単 位 数	備 考
日 本 語 I	2	
日 本 語 II	2	
日 本 語 III	2	
日 本 事 情 I	2	
日 本 事 情 II	2	
日 本 事 情 III	2	

5-11 留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津工業高等専門学校校則第26条の2第4項の規定に基づき、本校学生の外国の高等学校又は大学への留学（以下「留学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 留学は、次の各号に該当する場合に許可するものとする。

- (1) 留学先の高等学校又は大学が、正規の教育機関であり体系的な教育課程を有していること。
- (2) 前号の高等学校又は大学に在籍することを許可されていること。
- (3) 留学の目的、理由等が当該学生にとって教育上有益であると認められること。

(申請及び許可)

第3条 留学しようとする者は、原則として、出国3か月前までに留学願（別紙様式1）に、次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 留学希望先の学校規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
 - (2) その他校長が必要と認める書類
- 2 前項の願い出があったときは、校長は、教務委員会の議に付し前条各号の基準を満たしているものについて、これを許可するものとする。
- 3 前項の許可をした場合において、出国前に留学の許可基準に該当しなくなったときは、その許可を取り消すことがある。

(期間)

第4条 留学の期間は、10か月以上1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

2 留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願（別紙様式2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(終了及び復学)

第5条 留学期間が終了したときは、すみやかに復学願（別紙様式3）に、次に掲げる書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 留学先の高等学校又は大学の発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
- (2) 本人の留学に関する報告書

第6条 復学の際の学年については、教務委員会の審査の結果に基づき、校長が決定するものとする。

(単位の認定)

第7条 留学中の履修に係る単位の認定は、個々の科目について行わず、当該留学生在が高等学校又は大学において良好に履修したと認められる場合は、一括して30単位を認め、評価は行わない。

2 留学期間の短縮を許可した場合において、当該留学期間が第4条第1項本文に定める期間に満たなくなったときは、前項の単位認定は行わない。

(卒業時の修得単位の特例)

第8条 留学中の履修に係る単位の認定を受けた者について、卒業時に167単位以上の単位を修得しているときは、卒業を認めることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成元年9月14日から施行する。

5-12 留学取扱要領

1. 本校における留学に関する取扱いについては、木更津工業高等専門学校留学規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、この要領の定めるところによるものとする。
2. 留学の許可は、当分の間、第1学年から第3学年までに在籍するものを対象とする。
3. 復学後の学生は、原則として留学時の学年の1年上の学年とする。
4. 規定第7条に定める単位の認定は、留学当初に在籍する学年について、認定するものとする。
5. 許可された留学の期間は、出席扱いとする。
6. 学籍簿には留学先、期間及び認定単位のみ記載する。

附 則

この取扱要領は、平成元年9月14日から適用する。

5-13 学生準則

第1章 総則

第1条 この準則は、学則第51条に基づき、学生として守らなければならない事項を規定したものである。

第2条 学生は、本校学生としての自覚と誇りを持ち、学則、学生準則その他の規則を守るとともに、別に定める木更津工業高等専門学校学生心得の趣旨にのっとり、自らの人間形成に努めなければならない。

第2章 誓約書及び保証人

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の様式により、在学中の保証人2名が連署した誓約書を、学生課教務係を経て校長に提出しなければならない。

第4条 保証人は、原則として、入学を許可された者の保護者として同人に親権を行う者1名、及び木更津市又はその周辺に居住し緊急の場合直ちに来校できる者1名とする。

第5条 保証人は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人

第6条 保証人が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに新たな保証人を定めて所定の様式による保証人変更届を、学生課教務係を経て、校長に提出しなければならない。

第7条 保証人が改姓した場合は、所定の様式による保証人改姓届を、保証人が転居した場合は、所定の様式による保証人変更届を、学生課教務係を経て、校長に提出しなければならない。

第3章 学生証

第8条 学生は、毎学年のはじめに本校において交付する学生証を常に携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第9条 学生証は、その有効期間が終了したとき、又は退学するときは、学生課教務係を経て直ちに校長に返納しなければならない。

第10条 学生証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに所定の様式による学生証再交付願を、学生課教務係を経て校長に提出して、再交付を受けなければならない。

第4章 休学、退学、欠席等

第11条 学生が、休学しようとするときは、所定の様式による休学願に医師の診断書又は理由書を添え、学級担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第12条 学生が、復学しようとするときは、所定の様式による復学願を、学生課教務係を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第13条 学生が、退学しようとするときは、所定の様式による退学願を、学級担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第14条 再入学しようとする者は、その旨を学生課教務係を経て校長に願い出なければならない。

第15条 他の学校に入学、転学又は編入学を希望しようとする者は、その旨を学級担任を

経て校長に願い出なければならない。

第 16 条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に所定の様式による欠席（欠課、遅刻、早退）届を学生課教務係を経て校長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承認を得ることができなかつたときは、すみやかに口頭で連絡するとともに、事後直ちに届け出て承認を受けなければならない。

2 疾病のため引き続いて 1 週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第 17 条 父母又は近親者の喪に服するために欠席するときは、所定の様式による忌引願を、学生課教務係を経て校長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、伯叔父母 1 日とする。

第 18 条 学生は、改姓その他一身上の異動があつたときは、直ちに所定の様式による身上異動届を学生課教務係を経て校長に提出しなければならない。

第 19 条 学生は、毎学年のはじめに所定の様式による住居届を、学生課教務係を経て校長に提出しなければならない。

2 学生が、住居を変更するときは、所定の様式による住居変更届を、学生課教務係を経て校長に提出しなければならない。

第 5 章 服装

第 20 条 およそ学生の服装は、本校学生として品位のあるものでなければならない。

2 服装の基準については別に定める。

第 6 章 飲酒、喫煙の禁止

第 21 条 学生は、飲酒、喫煙をしてはならない。ただし、20 歳以上の学生が、校外において飲酒、喫煙をする場合は、法令等を順守するとともに、本校の名誉を傷つける行為をしてはならない。

第 7 章 アルバイト

第 22 条 学生は、本来学業に専心すべきであつて、アルバイトは望ましくない。やむを得ない事情によりアルバイトをするときは、修学に支障のないようにしなければならない。

2 学生が、アルバイトをしようとするときは、あらかじめ所定の様式によるアルバイト許可願を学級担任を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 8 章 健康診断

第 23 条 学生は、毎年行われる定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第 24 条 校長は、健康診断の結果、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第 9 章 学友会

第 25 条 本校に、本校学生会員をもって構成する学友会を置く。

2 本校の学生は、入学と同時に学友会の会員となる。

第 26 条 学友会は、校長の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に役立てることを目的とする。

第 27 条 学友会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

(1) 学生生活を楽しく、豊かに規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。

(2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸張をはかる。

- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第 28 条 学友会活動を行うにあたっては、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反せず、かつ、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 学友会は、学校の教育方針に従って、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学友会は、本来の目的使命ののっとり、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学友会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学友会は、会員の総意に基づいて運営され、又いかなる場合においても個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学友会は、校外活動を行うにあたっては、学校の許可と指導を受け、学友会の目的の範囲内で行動すること。
- (6) 学友会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学友会の自主性が妨げられないと認めて学校が許可した場合にかぎり、校外団体に加盟することができること。
- (7) 学友会活動は、正課時間以外の時間に行うこと。

第 29 条 学友会にその機関として、学生総会、代議員会、中央委員会、会館運営委員会、査問委員会、特別委員会、学級会、部・同好会、監査委員会及び選挙管理委員会を置く。

2 学友会及び各機関に、その事務を処理するため役員を置く。

3 学生は、原則としていずれかの部に所属するものとする。

第 30 条 学友会は、規約を制定して校長の承認を受けなければならない。規約の改正についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 機関に関すること
- (5) 役員の種類、任務及びその任期に関すること。
- (6) 総会及びその他の機関の機能と権限に関すること。
- (7) 部の種類とそれらの機能に関すること。
- (8) 会費に関すること。
- (9) 会計に関すること。
- (10) 学校の指導に関すること。
- (11) 会議の招集に関すること。
- (12) 部活動の連絡調整に関すること。
- (13) 選挙に関すること。
- (14) 事業計画及び予算、決算に関すること。
- (15) 規約の改正に関すること。
- (16) 規約発効の期日に関すること。

第 31 条 学友会の各機関の決議事項は、校長の承認を得なければならない。

2 学友会は、毎年度事業計画及び収支予算書について校長の承認を受け、又事業報告書及び収支決算書を校長に提出しなければならない。

第 32 条 学友会の指導教員として学生主事を充てる。

2 学友会の各機関毎に指導教員を置く。

3 前項の指導教員は校長が命じ、学生主事の総括のもとに学友会活動について指導と助言を与えるものとする。

第 33 条 学友会が、第 28 条第 6 項の規定により校外団体に加盟しようとするときは、当該団体の規約を添え所定の様式による校外団体加盟願を、学生課学生係を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学友会の各機関の単位で、校外団体に加盟しようとする場合は、前項の規定を準用する。

第 34 条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その許可を取り消すものとする。

第 35 条 学友会及び学友会各機関の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その役員の変更を命じ、又は解散を命ずることがある。

第 10 章 学生団体

第 36 条 学生が、学友会以外に、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、学生主事の指導を受けて所定の様式による学生団体結成願を、学生課学生係を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた団体に指導教員を置き、校長が、これを命ずるものとする。

3 団体の規約を改正する場合も、第 1 項の規定を準用する。

第 37 条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その許可を取り消すものとする。

第 38 条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、その校外団体の規約及び役員名簿を添え、所定の様式による校外団体参加願を、学生課学生係を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 39 条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その許可を取り消すものとする。

第 11 章 集会

第 40 条 学生が、校内又は校外において、本校名を使用して集会、催物その他の行事（以下「集会」という。）を行おうとするときは、あらかじめ所定の様式による願を、学生課学生係を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、会館運営委員会の企画する行事を除く。

2 学生が、校外の個人又は団体を加えて集会を行おうとするときは、前項の規定を準用する。

第 41 条 前条の集会願は、集会の 10 日前までに提出しなければならない。

2 集会の実施にあたっては、学生主事の指示に従うものとする。

第 42 条 集会において、本校学生の本分に反する行為があると認められるときは、校長は、その中止を命ずることがある。

第 12 章 印刷物の配布及び販売

第 43 条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パン

フレット等の印刷物を配布し、又は販売しようとするときは、あらかじめ所定の様式による印刷物配布・販売願を、学生課学生係を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 13 章 掲示等

第 44 条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、あらかじめ所定の様式による掲示願を、学生課学生係を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、学友会館内の掲示については、別に定めるところによる。

- 2 校内に掲示するときは、本校の定める掲示場に、掲示しなければならない。
- 3 前項に違反した場合は、撤去することがある。
- 4 掲示期間は、原則として1週間以内とする。
- 5 掲示物は、原則として新聞紙1頁大までとする。

第 45 条 前条の掲示物は、掲示期間が経過したときは、直ちに撤去しなければならない。

第 14 章 署名運動等

第 46 条 学生が、校内又は校外において、署名運動、寄附募集、世論調査、示威運動、物品販売、拡声器使用その他、本校職員、学生、部外者等を対象とする行為をしようとするときは、あらかじめ学生課学生係を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第 15 章 施設等の使用

第 47 条 学生が、時間外に教官等の指導のもとに、視聴覚室、特別教室、製図室、実験室及び実習工場を使用しようとするときは、あらかじめ所定の様式による時間外在室願を、授業科目担当教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 前項に定めるほか、学生及び学生団体が、本校の施設、設備を使用しようとするときは、所定の様式による施設設備使用願を、学生課学生係を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、学友会館については別に定めるところによる。
- 3 校長は、必要があるときは、前2項の許可を取り消し、又は一時使用を停止することがある。

附 則

この準則は、昭和42年6月1日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この準則は、平成30年4月1日から施行する。

5-14 授業料免除・徴収猶予及び寄宿料免除に関する規程

(趣旨)

第1条 木更津工業高等専門学校学則第34条第3項の規定に基づく授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿寮の免除については、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（機構規則第109号 平成24年3月1日制定）のほか、この規程の定めるところによる。

(授業料の免除)

第2条 授業料の免除は、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生に対してこれを行うことができる。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの未納の授業料の全額を免除する。ただし、休学の日が月の初日である場合にあっては、休学当月から免除することとする。

3 前2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合についても各号に示すとおりその授業料を免除することがある。

(1) 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該期分の授業料が未納の場合は、当該期分の授業料

(3) 授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

(4) 授業料の未納を理由として学生に退学を命じた場合は、未納の授業料の全額

第3条 授業料の免除額は、毎年度、独立行政法人国立高等専門学校機構から通知を受けた額の範囲内で行う。

(授業料の徴収猶予)

第4条 授業料の徴収猶予は、経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生に対して、前期分については9月末日まで、後期分については3月末日まで、その期に納付すべき授業料の徴収を猶予することがある。ただし、特に必要があると校長が認める場合は、前期分の授業料の徴収猶予期間を3月末日まで延長することがある。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合についても前項に準じて授業料の徴収を猶予することがある。

(1) 行方不明の場合

(2) 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が、風水害等の災害を受け納付困難と認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

3 特別の事情がある学生に対しては、その期の授業料については、月割分納を許可するこ

とがある。この場合の月割分納額は授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月末日までに納付するものとする。

(申請の手続き)

第5条 授業料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする学生は、所定の様式による願を学生課学生係を経て校長に提出するものとする。

(許可)

第6条 授業料の免除又は徴収猶予の取扱いは、年度を2期に分けその都度定められた期日までに受理した申請に対して、当該学年分又は当該期分の授業料について選考の上許可するものとする。

2 第4条第1項ただし書の規定による前期分授業料の徴収猶予期間延長の取扱いは9月末日までに受理した申請に対して、選考の上許可するものとする。

第7条 前2条により申請があったときは、学生委員会の議を経て校長が許可を決定する。

(許可の取り消し)

第8条 授業料の免除又は徴収猶予を許可された学生で、許可の決定後その理由が消滅したものがあるとき、若しくは申請に不正の事実が発見されたときは、校長は、その許可を取り消すものとする。

2 前項により許可を取り消したときは、直ちに次に定める授業料を納付させるものとする。

(1) 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことにより取り消したときは、免除された授業料又は徴収を猶予された授業料

(2) 不正の事実が発見されたことにより取り消したときは、免除又は徴収猶予をしたその期の授業料

(寄宿料の免除)

第9条 寄宿料の免除は、次の各号に掲げるものについて、これを行うことができる。

(1) 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いた場合の、当該学生に係る未納の寄宿料

(2) 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が、風水害等の災害を受け納付困難と認められる場合は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料

(3) 授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた学生に係る未納の寄宿料

2 前項に規定する寄宿料の免除については、第5条から第8条までの規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和42年6月1日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

5-15 合宿規程

(趣旨)

第1条 本校学生の合宿については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 合宿は、本校の学生が規律ある共同生活を通じ、人間形成の向上を図ることを目的とする。

(合宿心得)

第3条 合宿は、学業に支障のないようにしなければならない。

第4条 合宿は、日課表に従い規律正しく行わなければならない。

(部外者の参加)

第5条 合宿には、原則として部外者の参加を認めない。

(期間及び人員)

第6条 合宿の期間は、原則として4泊5日以内とする。

第7条 合宿の人数は、原則として80人を超えないものとする。

(合宿施設)

第8条 学校内に合宿するときは、本校校友会館内合宿研修施設を使用し、学校外に合宿するときは、本校学生の合宿所としてふさわしい場所を選ぶこと。

(指導教員)

第9条 合宿期間中は、指導教員の監督のもとに行うこと。

(手続)

第10条 合宿をしようとするときは、あらかじめ保護者の承諾書を添え所定の様式による合宿願を学生課学生係を経て校長に提出し、その許可を受けること。

(違反行為)

第11条 校長は、合宿中の学生の行為が合宿の目的に反する場合、合宿を中止させることがある。

附 則

1 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

2 木更津工業高等専門学校合宿規程（昭和44年6月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

5-16 合宿研修施設使用要領

(趣旨)

第1条 木更津工業高等専門学校学友会館内合宿研修施設（以下「研修施設」という。）の使用については、この要領の定めるところによる。

(使用手続)

第2条 研修施設を使用する場合は、所定の使用願を5日前までに学生課学生係に提出し、校長の許可を受けること。

2 使用願の記載事項に変更を生じた場合は、すみやかに学生課学生係に届け出、許可を受けること。

(期間及び人員)

第3条 研修施設の使用期間は、原則として4泊5日以内とする。

第4条 研修施設の使用人員は、原則として80人を超えないものとする。

(使用上の注意)

第5条 研修施設の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 施設設備の取扱いには充分注意し、使用期間中はこれらの整理・整頓・清掃を行い施設の保全につとめること。
- (2) 火気の取扱いについては、充分注意すること。
- (3) 暖房器具及び電気器具を持ち込まないこと。
- (4) 秩序を乱し、他人に迷惑になるような行為はしないこと。
- (5) 保健衛生には充分留意すること。
- (6) 使用終了後は、整理整頓のうえ、指導教員による点検を受けること。
- (7) 宿泊しない場合の使用は、原則として19時までとする。

(使用の取消)

第6条 校長は、この要領の各条項に反した場合は、使用の許可を取消すことがある。

(弁償)

第7条 使用者が故意又は過失により施設設備及び備品等を破損若しくは紛失した場合は、その相当額を弁償させることがある。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

5-17 プール使用内規

第1条 本校のプールを使用できる者は、原則として本校の学生及び教職員とする。

第2条 学生は次の場合に使用できる。

- (1) 体育の授業
- (2) 水泳部等の課外活動

第3条 プールの使用期間及び使用時間は原則として次のとおりとする。

- (1) 使用期間 5月中旬～9月下旬
- (2) 使用時間 8時50分～19時

第4条 前項に規定する期間、時間内でも不相当と思われる場合は、使用を禁止することがある。また、体育の授業及び水泳部の課外活動を優先する。

第5条 プールの水質、環境整備等の管理は、体育教員・水泳部指導教員及び学生課が協議して行う。

第6条 プールを使用する場合は、事前に申請書を提出するものとする。申請書は、使用日の11時までに学生課学生係に提出し許可を得る。ただし、課外活動の一環で使用する学生は指導教員の下承を得るものとする。また、指導教員は、監督・指導を行う。

第7条 プールを使用する場合は、別に定める使用心得を遵守するものとする。

第8条 この規程・使用心得及び注意事項に違反した場合は、以後の使用を認めないことがある。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

5-18 プール使用心得

プール使用者は、次の事項を遵守すること。

- 1 プール使用前に、シャワーで十分体を洗い、準備運動を必ず行う。また、使用後は洗眼し、濡れた体はプールサイドで拭いた後更衣室に入ること。
- 2 水泳帽子を必ず着用し、水着以外では泳がない。また、学生は授業に準じた使用をする。
- 3 プールサイドを走ること、他人の迷惑となること及び危険な行為は絶対しない。
- 4 いかなる飛び込みも禁止する。
- 5 体に異常がある時、空腹時、疲労時、食事の直後は泳がない。
- 6 風邪、眼疾その他伝染性疾患のある者、下痢等の症状のある者は使用しない。
- 7 ガラス製品（眼鏡を含む。）等危険な物を持ち込まない。
- 8 指輪、ピアス、腕時計等の貴金属を身につけて泳がない。
- 9 浮き輪、ボール等は持ち込まない。また、遊戯は禁止する。
- 10 プール使用許可書を持参すること。
- 11 プール内で事故が起きた場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに、学生課、体育教員、指導教員等関係教職員に急報し、その指示を受けること。
- 12 その他関係教員等の指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

5-19 学生車両等通学規程

(目的)

第1条 この規程は、本校学生の普通自動車・自動二輪車・原動機付自転車（以下「車両」という。）及び自転車通学に関する必要な事項を定め、もって交通安全の確保と教育環境の維持を図ることを目的とする。

(使用許可)

第2条 車両を使用して通学すること(以下「車両通学」という。)を希望する学生は、校長に願い出てその許可を受けるものとする。

2 前項の願い出には、保護者の車両通学承諾書及び通学用車両の本人若しくは家族名義の任意保険（対人・対物）証書の写を添付するものとする。

3 願い出は、学級担任又は専攻主任を経て、その年度の前期・後期ごとに指定する申請期間内に所定の窓口へ提出するものとする。ただし、後期については、駐車場収容台数が上限に達している場合、願い出を受理しないものとする。

(許可基準)

第3条 車両通学は、原則として公共交通機関（鉄道、バス等）による通学が困難な場合に、本校構内駐車場の収容台数を考慮し、実情を調査のうえ許可する。

2 普通自動車による通学は、次の各号に該当するものとする。

(1) 準学士課程4年生以上及び専攻科課程の学生

(2) 住居から本校までの通学距離が、おおむね4 km以上30 kmまで

3 自動二輪車及び原動機付自転車による通学は、次の各号に該当するものとする。

(1) 排気量は125 ccを超えないこと

(2) 住居から本校までの通学距離が、おおむね3 km以上20 kmまで

4 前2項によらず、特段の必要がある場合は特別に許可することがある。

5 前項については、学級担任又は専攻主任の所見を提出するものとする。

(車両通学許可証等の交付)

第4条 車両通学の許可を受けた学生には、車両通学許可証又はステッカーを交付する。

2 車両通学許可証又はステッカーの有効期限は、翌年度の4月30日までとする。

(遵守事項)

第5条 車両通学の許可を受けた学生は、道路交通法に従い、安全運転に留意し、別に定める車両通学生組織に参加のうえ安全運転教育（STG講習会等）を受けるとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 車両通学許可証は、車両通学時に常に携帯し、本校構内に駐車する際には必ず車内前面に提示しておくこと。

(2) 車両通学許可証又はステッカーは、他人に使用させないこと

(3) 車両通学許可証又はステッカーを紛失若しくは汚損したときは、所定の窓口へ届出て再交付を受けること

(4) ステッカーは、自動二輪車及び原動機付自転車の確認しやすい場所に貼付すること

(5) 車両で通学する場合は、相乗りはしないこと（特別な事情のある場合は除く）

- (6) 通学用車両は他人との間で貸借しないこと
- (7) 車両は、本校構内の指定された場所に駐車すること

(自転車通学)

第6条 自転車通学を希望する学生は、防犯登録番号を自転車通学登録台帳に記載の上、所定の窓口へ届け出るものとする。

2 前項の届け出には、通学用自転車の本人若しくは家族名義の賠償責任保険証書の写を添付するものとする。

3 届け出は、学級担任又は専攻主任を経て、その年度の始業式の日から1週間以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、年度途中においても届け出出来るものとする。

4 自転車通学許可を受けた学生には、ステッカーを交付するものとし、ステッカーは指定された場所に貼付しなければならない。なお、ステッカーの有効期限は毎年度末とする。

5 通学用自転車は、本校構内の指定の学生用自転車置場に駐輪するものとする。

(車両及び自転車変更等の届出)

第7条 車両及び自転車通学の中止又は通学用車両及び自転車の変更等を希望する学生は、すみやかに学級担任又は専攻主任を経て所定の窓口へ届け出るものとする。

(罰則)

第8条 この規程に違反した学生に対して、車両及び自転車通学許可の一時停止又は取り消しを行うことがある。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月23日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

2 木更津工業高等専門学校車両通学規程（昭和44年規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

5-20 車両通学生組織に関する要領

(組織と指導者)

- 1 この組織は、木更津工業高等専門学校学生車両等通学規程（以下「規程」という。）第3条により車両（自転車を除く。）通学を許可された学生の組織である。
- 2 車両通学を許可された学生は、規程第5条により、車両通学生組織（略称 STG）に参加し、指導者による安全運転教育を受けなければならない。
- 3 STG を指導する教員は、学生主事の推薦に基づいて校長が任命する。
- 4 STG 指導教員は、学生主事及び学生主事補とともに STG に対する指導方針を決定し執行する。
- 5 学生委員会は、STG に対する指導に関して適時検討する。

(組織運営と活動)

- 6 STG では、各学年 1 名ずつのリーダーを選出し、その中から互選により STG の責任者 1 名を決める。
- 7 STG に所属する学生は安全運転教育を受けるばかりではなく、校内での車両に関する環境全般にわたる秩序維持を自治的に図る責任を持つ。
- 8 STG に運営記録簿を備え、STG 責任者は、適時、STG 指導教員の点検を受ける。
- 9 STG 所属学生に事故等が発生した場合、STG は可能な限り臨機に対処し、事後においてはその事例を詳細に検討しなければならない。

附 則

この要項は、昭和 60 年 4 月 23 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

5-21 学生の表彰に関する内規

(趣旨)

第1条 木更津工業高等専門学校学則第52条の規定に基づく学生の表彰については、この内規の定めるところによる。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 第3学年又は第5学年までを通じて皆勤又は精勤した者
- (2) 課外活動等に優れた成果を収めた者
- (3) 不断の勉学、研究活動を通して専門分野に優れた成果を挙げた者
- (4) 社会的に優れた功績があった者又は学生の模範として推薦できる善行のあった者
- (5) その他前各号に準ずる者

(表彰の推薦)

第3条 前条に規定する表彰に該当する者がある場合は、学級担任又は指導教員等は学生主事を経て校長に推薦する。

(表彰の決定)

第4条 表彰は、前条の推薦に基づき賞罰審査会議の議を経て校長が決定する。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、第2条第1号に規定する「第5学年までを通じて皆勤又は精勤した者」の表彰は卒業時に、その他の表彰はその都度これを行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。

2 特に優れた成果を収めた者に対しては、前項の表彰状に添えて、記念品を授与することができる。

(表彰の記録及び公示)

第7条 表彰された者は、記録にとどめるほか、全学生に公示する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この内規は、平成元年3月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

5-22 服装基準

第1条 男子学生の正装は、制服、制靴とする。

2 制服、制靴の制式は次のとおりとする。

制服	上着は、黒色詰えり5ツボタン学生服とし、胸ボタン、袖ボタンとも校章を描いた金属製のものをつけ、又右えりに学校章、左襟えりにM(機械工学科)、E(電気電子工学科)、D(電子制御工学科)、J(情報工学科)、C(環境都市工学科)の学科章をつける。ズボン、黒色長ズボンとする。
制靴	黒色革靴又は白ブック靴とする。

第2条 第1学年から第3学年までの男子学生は、制服、制靴を着用し、第4学年から第5学年までの男子学生は、制服・制靴又は品位のある適宜の服装を着用して通学するものとする。天候に応じ外とう及び雨靴を着用することができる。

2 正装によらず通学するときは、左えりに学科章をつけるものとする。

第3条 女子学生の服装は、清潔端正で華美にならぬものを着用し、上着に学校章をつけ通学するものとする。

第4条 実験・実習の際は、実習帽・実習服を着用させることがある。

第5条 体育実技の際は、体操服を着用するものとする。

第6条 学校行事等で必要のあるときは、服装を指定することがある。

第7条 やむを得ない事情により、制服を着用し難いときは、あらかじめ所定の様式による異装願を学級担任を経て、校長に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

この基準は、昭和45年4月1日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

5-23 学寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則（以下「学則」という。）第55条第2項に基づき学寮の管理運営についての必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(学寮の目的)

第2条 学寮は、本校の課外教育施設として学生の修学に適する環境において規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資することを目的とする。

(寮生活の基本)

第3条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規程及びこの規程に基づいて定められた諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(学寮管理の責任者等)

第4条 学寮の管理運営は、校長の命を受けて寮務主事が責任者となる。

第5条 学寮に舎監を置き、寮生の指導にあたる。

(入寮)

第6条 入寮を希望する学生は、入寮願を学生課学寮・保健係を経て校長に提出するものとする。

2 入寮者は、自宅から通学することが困難な者のうちから選考する。ただし、特別な事情のある場合には自宅から通学できる者を入寮させることができる。

3 入寮の選考に関し必要な事項は別に定める。

第7条 入寮は、寮務委員会の議を経て、校長が許可する。

2 入寮の許可を受けた者は、所定の期日までに誓約書を学生課学寮・保健係を経て校長に提出するものとする。

3 入寮願に虚偽の記載をしたときは、校長は、その入寮の許可を取り消すことがある。

第8条 入寮の時期は学年の初めを原則とする。

2 入寮期間の終わりは毎学年末の閉寮日とする。引き続き入寮を希望する者は、あらかじめ前2条の規定により、入寮手続を行うものとする。

(退寮)

第9条 退寮を希望する者は、あらかじめ学生課学寮・保健係を経て校長に退寮願を提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、校長は、速やかに退寮を命ずるものとする。

- (1) 寄宿料又は第13条に定める経費の納入を怠ったとき。
- (2) 風紀を乱す行為のあったとき。
- (3) 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき。
- (4) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認められるとき。
- (5) 退学を命ぜられたとき又は除籍されたとき。
- (6) その他学寮の管理運営上支障をきたすおそれのあるとき。

第 11 条 寮生が退寮するときは、居室その他居室に付属する設備等について校長の指定する職員の検査を受けなければならない。

(寄宿料等)

第 12 条 寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）による額とする。

2 寮生は、寄宿料を本校が指定する方法で所定の期日までに納付しなければならない。

3 入退寮の日が、月の中途である場合にあっても、寄宿料は 1 ヶ月分納付しなければならない。

4 休業期間中に係る寄宿料は休業期間前に徴収するものとする。

5 第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があった場合は、当該年度内に徴収する寄宿料の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収できるものとする。

第 13 条 学寮食堂の食費及びその他生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

2 前項の食費については、学寮食堂業者に直接納付し、その他生活に必要な光熱水料等の経費の納付については、第 1 2 条第 2 項の規定を準用する。

(施設保全の義務)

第 14 条 寮生は、居室、共同施設その他学寮の施設設備を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号に定めるところに誠実に従わなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には他の部屋の者を宿泊させないこと。

(3) 居室その他学寮の施設には工作を加えないこと。

(4) 共同の施設は、常に良好な状態に保つように連帯して保全すること。

(5) 学寮施設に許可なく掲示等をしないこと。

(6) 故意又は過失により、施設、設備を滅失、き損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(7) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学寮施設の管理運営上の必要からする学校の指示に忠実に従い、積極的にこれに協力すること。

(共同生活の自治)

第 15 条 学寮に、学寮設置の本旨に従い、学寮における日常生活上の具体的問題を共同で処理し、自主的にこれを規律するため、寮生全員で構成する寮友会を置く。

2 寮生は、入寮と同時に寮友会の会員となる。

第 16 条 寮友会の指導は、寮務主事がこれを総括する。

第 17 条 寮友会は、規約を制定し、校長の承認を受けるものとする。規約の改正についても同様とする。

第 18 条 寮友会活動を行うにあたっては、学則、本校学生準則並びにこの規程及び本校寮生心得に違反しないものとする。

(休業閉鎖)

第 19 条 学寮は、学則第 5 条に定める長期休業期間中は原則として閉鎖する。

(寮生以外の者の寄宿・立入)

第 20 条 学寮には、寮生以外の者の宿泊を認めない。

第 21 条 寮生が部外者を学寮に立入らせようとするとき、及び寮生以外の学生が学寮に立

入ろうとするときは、あらかじめ学寮の管理者の許可を受けなければならない。

第22条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和42年6月1日から施行する。

2 寄宿料の額は、第11条の規定にかかわらず、昭和43年6月30日までの間月額100円とする。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年1月23日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和52年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

5-24 図書館運営細則

- 1 この細則は、木更津工業高等専門学校図書館運営規程第7条に基づき、図書館の運営その他必要な事項について定める。
 - 2 図書館を利用しようとする者は、学生証、職員証、身分証明書又は利用者カードを携帯し、係員にこれを提示しなければならない。
 - 3 図書館は、次の各号に掲げる日を除き、毎日これを開くものとする。ただし、必要により臨時に閉館することがある。
 - (1) 国民の祝日
 - (2) 日曜日
 - (3) 年末年始（12月28日から1月4日まで）
 - (4) 蔵書点検、ばく書の期間
 - 4 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、必要により開館の時間を変更することがある。
 - (1) 月曜日から金曜日 8時40分から19時45分まで
 - (2) 土曜日 12時10分から16時45分まで
 - (3) 春季、夏季、冬季及び学年末休業期間 8時40分から16時45分まで
 - 5 図書館の利用方法は、次のとおりとする。
 - (1) 館内閲覧
 - (2) 一般貸出
 - (3) 特別貸出
 - 6 館内では静粛を旨とし、許可された場所以外では、談話、音読、飲食等他人の迷惑になる行為は慎み、係員の指示に従わなければならない。
 - 7 館内では貴重図書及び特殊図書を除き、自由に閲覧することができる。
 - 二 利用済の図書は、すべて配架位置に正しく返納しなければならない。
 - 三 貴重図書及び特殊図書は、係員の指示に従い閲覧するものとする。
 - 8 一般貸出は、1人4冊以内、期間は2週間までとする。ただし、休業期間中の貸出期間は別に定める。
 - 二 次に掲げる図書は貸出を行わない。ただし、(ハ)の図書を図書館の閉館時刻から次の開館時刻までの間に利用する場合はこの限りでない。
 - (イ) 辞書、辞典、地図等参考図書
 - (ロ) 貴重図書及び特殊図書
 - (ハ) 購入後1月未満の未製本雑誌
 - (ニ) その他貸出が不相当と認められる図書
 - 三 返納期限前に図書の利用が終わったときは、直ちに返納するものとする。
 - 四 学生が、卒業・転学・退学又は休学するとき、及び職員が、転任・退職又は退職するとき、一般貸出を受けた図書を返納しなければならない。
- 9 貸出の継続を希望する者は、返納期限前に当該図書を提示し、再度貸出手続きをとらなければならない。ただし、当該図書について貸出希望の多いときは継続貸出を認めないことがある。

- 二 学外者については、図書の継続貸出は認めない。
- 10 一般貸出図書は転貸してはならない。
- 11 特別貸出は、専任教員が公的研究費で購入した図書に限るものとする。
 - 二 特別貸出を希望する専任教員は、図書借用票に記入押印するものとする。
 - 三 特別貸出を受けた図書について利用を申し出る者がある場合は、差し支えのない限り便宜を与えるものとする。
 - 四 特別貸出中の図書は、毎年借受者別に総点検を行うものとする。この場合、借受者は点検に立ち会うものとする。
- 12 特別貸出中の図書について必要があるときは、返納を求めることがある。
- 13 専任教員が転任・退職又は休職するときは、特別貸出を受けた図書を返納しなければならない。
- 14 図書は日本十進分類法により分類するものとする。
- 15 寄贈を受けた図書については、寄贈者の氏名を記入して登録するものとする。
- 16 図書を紛失、汚損したときは、原則として同一図書を弁償するものとする。
- 17 この細則に違反したものは、図書の貸出、又は図書館の利用を停止することがある。

附 則

この細則は、昭和 56 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する

5-25 貸出図書を所定の期限までに返却しなかった場合の取扱いについて

木更津工業高等専門学校図書館運営細則（昭和 56 年 4 月 30 日細則第 6 号）第 8 項において、「一般貸出は、1 人 4 冊以内、期間は 2 週間までとする」と規定されているが、図書の紛失や他の者の図書利用の妨げを防止するため、貸出期間を過ぎても返却しない者については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 図書の貸出期限超過の者に対する督促

毎週月曜日に図書・情報係で貸出状況を確認し、期限が過ぎている学生に対し、電子掲示板により、図書返却の督促を行う。

なお、教職員については、電子メールにより督促を行い、学外者については、電話又は文書により督促を行う。

また、貸出超過期間が 1 ケ月を超える者については、呼出を行い、速やかに返却するよう指導する。

2. 図書の貸出超過期間が 1 週間以内の者への対応

利用者が貸出図書を所定の期限までに返却せず、かつ、貸出超過期間が 1 週間以内の場合には、貸出担当者は、当該利用者が図書返却のために来館した際、注意を喚起するとともに今後の貸出期間を徹底させる。

3. 図書の貸出超過期間が 1 週間以上の者への対応

(1) 利用者が貸出図書を所定の期限までに返却せず、かつ、貸出超過期間が 1 週間以上の場合には、貸出図書が返却された日から起算して、貸出図書を延滞した日数（90 日を上限とする）に相当する期間、当該利用者に対し、貸出を停止するものとする。

(2) 前号に該当する利用者があった場合は、貸出担当者は、当該利用者が図書返却のために来館した際、貸出停止期間について告知するものとする。

ただし、利用者からの遅延理由書（様式 1）の提出があり、図書館長がその遅延に特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

附 記

この取扱いは、平成 27 年 11 月 1 日から実施する。

様式 1

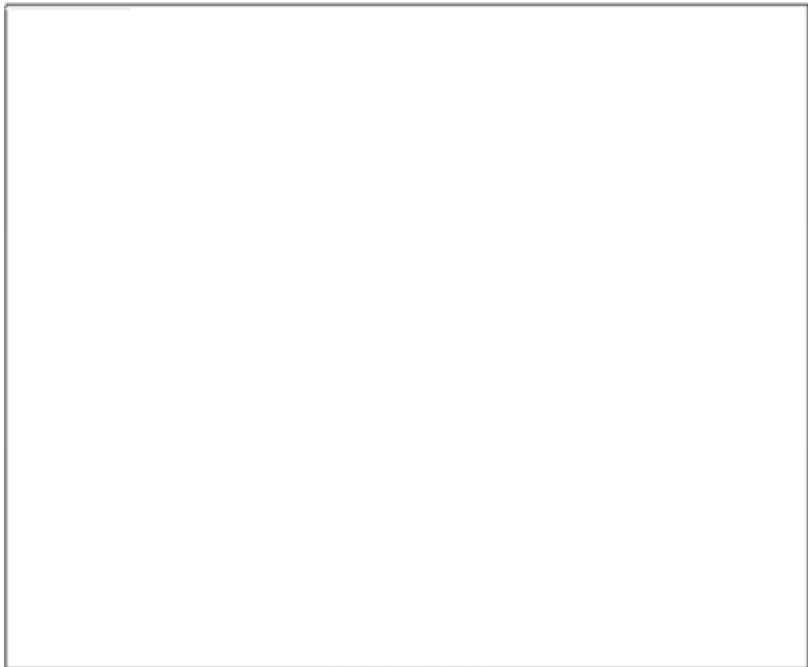
図書貸出期間遅延理由書

平成 年 月 日

木更津工業高等専門学校
図書館長 殿

所属(学外者にあつては、住所)
氏名 印
(学籍番号:)

【遅延理由内容】



5-26 学生の災害時の避難要領

緊急災害対策マニュアルに基づき学生が安全かつ迅速に避難できるよう定めたものである。

I 大規模地震にあった場合の対応

1. 教室内にいる時

- (1) ドアの開閉ができなくなる可能性があるので、教室のドアを開ける。
- (2) 実験などで火を使用している時は、確実に消火し、ガスの元栓を閉める。
- (3) 机などの下にふせる。
- (4) 窓側付近の学生は、ガラスが破損する危険があるので注意すること。
- (5) あわてて外へ飛び出さない。
- (6) 地震動がほぼおさまった後で、教員の指示に従って行動する。
- (7) 避難する場合は、避難要領に従って冷静かつ迅速に避難する。

2. 室外にいる時

- (1) 倒れやすい建造物等から離れる。
- (2) 窓ガラスその他、頭上からの落下物に注意する。
- (3) 地震動の激しい間は、安全な場所に身を寄せ、地震動がほぼおさまった後でグラウンドに集合し、教員の指示に従う。
3. 帰宅の際は、交通情報等に注意し、交通機関の混乱にまきこまれないように帰宅経路や手段を同じくする者同士で下校する。
4. 登校の際は、ラジオ、テレビの報道、市町村の広報等確実な情報を入手し、「交通機関が不通になった場合の授業の取扱い」に準じて登校を判断する。

II 火災発生時の対応

1. 火災の発生及び発生のおそれのあることを発見した学生は、最寄りの教職員に知らせ、遅滞なく火災報知器による報知又は内線4005番への通報を行うとともに、自衛防災隊到着までの間消火器等を用いて初期消火に努める。
2. 避難する場合は、避難要領に従って冷静かつ迅速に避難する。

III 避難要領

1. 授業期間中

- (1) 授業担当教員の指示により、集団による混乱の防止に努めながら、安全な場所の出口や非常口から集合場所（原則的にグラウンドとする。）に避難する。
- (2) 学級委員長は、クラスの全員が安全に避難できるよう担当教員を補佐し、避難時に出席簿を持参する。
- (3) 学級委員長は、集合場所に集合後、直ちに点呼をとり担当教員に報告する。
- (4) 学生は、一旦避難したら無断で移動しない。
2. 授業時間以外については、放送等の指示に従い、互いに声をかけあって集合場所に避難する。
3. 避難する際は、次の場所を避けて速やかに行動すること。
 - (1) 実験実習棟周辺
 - (2) 化学実験室周辺
 - (3) 化学薬品庫周辺

5-27 職業紹介業務運営規程

第1条 木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、職業安定法（以下「法」という。）第33条の2の規定に基づき、本校学生並びに卒業生に対し無料の職業紹介業務を行う。

第2条 職業の紹介は校長が行う。ただし、校長は本校職員のうちから職業紹介に関する業務の担当者を定め、その業務を代行させるものとする。

第3条 職業紹介業務は、法、その他の関係法令及び通達に基づいて行うものとする。

第4条 法第16条の定めるところにより、いかなる求人者の申し込みもこれを受理するものとする。ただし、次の各号に該当する場合はこれを受理しない。

1. 申し込み内容が法令に違反しているとき。
2. 労働条件が通常条件に比べて著しく不相当であるとき。
3. その職業が教育課程に適切でないとき。

第5条 求人者の申し込みは、所定の求人票により行う。ただし、それによりがたいときは便宜の方法によって申し込むことができる。

第6条 求人者は、求人申し込みの際、業務の内容、賃金、労働時間、その他雇用条件を明示しなければならない。

第7条 本校の学生又は卒業生は、すべて求職の申し込みをすることができる。ただし、申し込み内容が法令に違反又は教育上不相当と認められるときは、これを受理しない。

第8条 職業紹介にあたっては、求職者にその希望と能力を考慮し、適切と思われる職業を紹介し、求人者にはその希望に適合する者を紹介するよう努めるものとする。

第9条 労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている求人者に対する紹介はこれを行わない。

第10条 本校の紹介業務により、雇用関係が成立したとき、又は成立しなかったときは、求職者及び求人者双方において、本校に対しその旨を報告するものとする。

第11条 職業紹介関係者は、この業務を行うにあたって知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、他に洩らしてはならない。

第12条 職業紹介にあたっては、すべての求職者及び求人者に対して公平に取り扱うものとする。

第13条 この規程に定めるもののほか必要な細則等は校長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年3月4日から施行する。

5-28 木更津工業高等専門学校いじめ防止基本方針

木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、及びこれらにのっとり策定された独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定）を踏まえ、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「木更津工業高等専門学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

（いじめの定義）

第1 「いじめ」とは、他者に対して行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第2 いじめの防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校をはじめ、機構、保護者、地域住民、その他の関係者の連携の下に行う。

（いじめの禁止）

第3 学生は、いじめを行ってはならない。

（本校及び本校教職員の責務）

第4 本校及び本校教職員は、法及び本校の基本理念ののっとり、本校学生の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等のための対策としてより実効性の高い取組を実施するため、本校は基本方針が実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う責務を有する。

（学校内の組織）

第5 いじめの防止及びいじめの早期発見のための対策については、学生委員会が、学生相

談室委員会、学級担任、寮務委員会及びハラスメント相談員等と連携を図りつつ、これに当たる。

- 2 いじめへの対処のための対策については、学生主事を中心に、関係する教職員による「いじめ対策委員会」を臨時に設置し、これに当たる。

(いじめの防止のための対策)

第6 いじめの防止のため、本校教職員は次に掲げる対策を講じるものとする。

学生の人権意識を高めるとともに、自己肯定感や社会性、共感的人間関係を育成するための指導を行う。

- ② 学生の自主的な取組を推進・支援する。

(早期発見のための対策)

第7 いじめの早期発見のため、本校教職員は次に掲げる対策を講じるものとする。

- ① 日頃から学生と対話し、いじめの兆候を見逃さないよう心がける。
② いじめに関する定期的な調査を行うとともに、学生及びその保護者が相談しやすい体制づくりに努める。

(いじめが発生した場合の対策)

第8 いじめが発生した(疑いを含む。以下同じ。)場合については、本校教職員は次に掲げる対策を講じるものとする。

- ① 教職員がいじめを発見した、又は、いじめが発生したとの通報を学生等から受けた場合は、問題を一人で抱え込まず速やかに学生主事に報告し、学校全体で迅速に事実関係を把握し、それに基づいた適切な措置を講じる。事実関係の把握に当たっては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を尊重しつつ、秘密保持を厳重に行う。
② いじめを受けた学生の教育を受ける権利等の擁護を図り、当該学生に寄り添う体制づくりに努めるとともに、教育的配慮の下、いじめを行った学生を指導する。

(インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策)

第9 インターネットを通じて行われるいじめの防止等のため、本校教職員は次に掲げる対策を講じるものとする。

- ① インターネット利用に関するモラル教育を継続して実施する。
② インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除するよう指導するとともに、必要に応じ、対応について警察や関係機関等の協力を求める。

(対策を講じるに当たっての留意事項)

第10 いじめの防止等のための対策を講じるに当たっては、教職員間の情報共有に努めるとともに、保護者や関係機関との連携を密にする。

(研修等の実施)

第11 いじめ問題に対する理解を深め、いじめの防止等のための対策を効果的に進めるため、本校教職員を対象にした研修等を実施する。

(いじめの防止等対応マニュアルの策定)

第12 基本方針を踏まえた、いじめの防止等のための対策を講じるに当たり、別に「いじめの防止等対応マニュアル」を定める。

(基本方針及び基本方針を踏まえたいじめの防止等のための対策の検証)

第13 基本方針及び基本方針を踏まえたいじめの防止等のための対策については、学生委員会を中心に、各学年担任会及び寮務委員会等で不断に検証に努め、必要に応じ見直しを行う。

(基本方針の周知)

第14 基本方針については、教職員及び学生、保護者等に周知する。

6 . 学 友 会 活 動

6 . 学 友 会 活 動

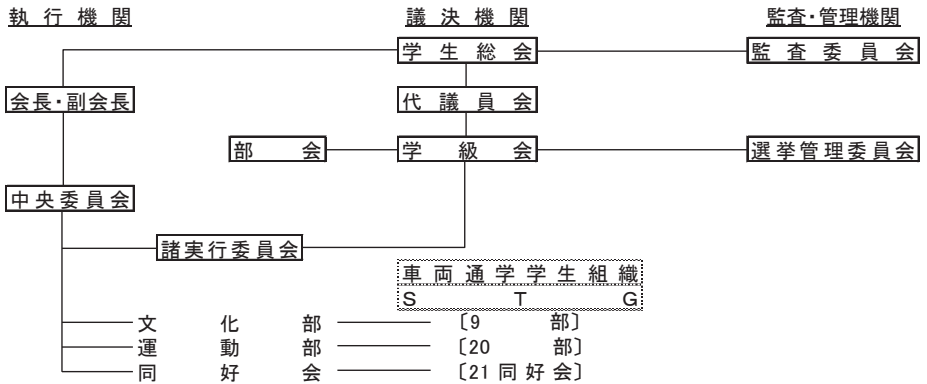
6-1 学友会の活動

本校では、勉学はもとより学生生活を通じて、自立・自考の精神を養うために、課外活動にも力を入れています。そのための学生組織として、**学友会**があります。現在、文化部（9部）、運動部（20部）そして同好会（21同好会）が結成され、活発に活動しています。

学友会活動の拠点として、**学友会館**があります。学友会館には、奏室や学友会室の他に、80名収容できる**合宿研修施設**があり、運動部等の強化合宿、文化部の合宿その他研修などに利用され、学友会活動におおいに役立っています。

また、本校には、**車両通学生組織**（略称 STG）があり、学生が車両で通学する場合の安全運転教育を行い、通学時の交通事故防止と運転の正しいマナーの指導を行っています。

学 友 会 機 構 図



6-2 学友会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、木更津工業高等専門学校学友会という。

第2条 本会は、学生の自啓自発の精神を基礎に、会員相互の協力と責任ある自治活動により、学生生活の充実、向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は、木更津工業高等専門学校**学生全員**で構成する。

第4条 本会に、会長1名、副会長1名を置き、会員の中から選出する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

3 会員は会長、副会長に対し、不信任案を出すことが出来る。不信任案に関する細則は別に定める。

第2章 議 決 機 関

第5条 議決機関として次のものを置く。

- (1) 学生総会
- (2) 代議員会
- (3) 学級会

第6条 各機関の会議は、その構成員の**3分の2以上の出席**をもって成立し、議決は**出席者の過半数**で決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第7条 各機関の議決事項は、校長の承認を経た後に執行するものとする。

第1節 学 生 総 会

第8条 学生総会は、全会員により構成される本会の最高議決機関であり、会長がこれを召集する。

第9条 学生総会の議長、副議長及び書記は、会員の立候補、または会長が会員の中から指名し、学生総会出席者の承認を得る。

第10条 学生総会は、**年1回以上開催**する。ただし次の場合は臨時に開催する。

- (1) 中央委員会が必要と認めたとき
- (2) 代議員の要請があったとき
- (3) 全会員の**3分の1以上の要請**があったとき

第11条 学生総会は次の事項について審議し、議決する。

- (1) 学友会規約の改正に関すること
- (2) 年度予算・決算、並びに事業計画と事業報告に関すること

- (3) 役員の就任、解任に関すること
- (4) その他代議員会又は中央委員会が必要と認めたこと

第 12 条 学生総会の議長が必要と認める場合は、本校教職員、関係者の傍聴又は発言を要請することができる。

第 2 節 代 議 員 会

第 13 条 代議員会は、学生総会に次ぐ議決機関である。

第 14 条 代議員会は、各学級及び各部・同好会から 1 名ずつ選出された代議員により構成される。

2 代議員会に議長、副議長及び書記を置く。

第 15 条 代議員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 年度予算・決算に関すること
- (2) 各単位代表より提出の議題に関すること
- (3) その他議長が必要と認めた議題に関すること

第 16 条 代議員会は、次の場合に開催する。

- (1) 議長が必要と認めたとき
- (2) 代議員の 3 分の 2 以上が必要と認めたとき
- (3) 学級会及び諸委員会の 1 単位の要請があったとき

第 3 節 学 級 会

第 17 条 学級会は、各学級の会員により構成される学級単位の議決機関である。

第 18 条 学級会には次の委員を置く。ただし必要に応じて他の適当な委員を置くことができる。

- (1) 学級会を代表する学級委員長（兼議長）1 名
- (2) 書記、会計、図書委員に各 1 名ずつ、文化、体育、環境衛生、交通安全推進委員に各 2 名ずつ
- (3) 代議員、選挙管理委員に各 1 名ずつ

第 19 条 学級会は、次の事項を行う。

- (1) 学級における問題の処理
- (2) 代議員会へ提出する議題の討議

第 20 条 学級会は、教職員の発言を要請できる。

第3章 執行機関

第21条 執行機関に次の委員会を置く。

- (1) 中央委員会
- (2) 査問委員会
- (3) 各種委員会
- (4) 実行委員会

第1節 中央委員会

第22条 中央委員会は本会の最高執行機関である。

第23条 中央委員会は、次の委員で構成する。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 1名 |
| (3) 書 記 | 1名 |
| (4) 会 計 | 1名 |
| (5) 学内広報局長 | 1名 |
| (6) 渉外局長 | 1名 |
| (7) 庶務局長 | 1名 |
| (8) 企画局長 | 1名 |
| (9) 学内広報局員 | 若干名 |
| (10) 渉外局員 | 若干名 |
| (11) 庶務局員 | 若干名 |
| (12) 企画局員 | 若干名 |
| (13) 顧 問 | 若干名 |

2 各委員の選出方法は次のようにする。

- (1) 会長、副会長の選出は本規約第4条に示す通りとする。
- (2) 書記、会計、学内広報局長、渉外局長、庶務局長、企画局長は学友会員の中から選出する。
- (3) 顧問は特別な理由がない限り前年度の中央委員会に在職した学友会役員が、その任務に当たらなければならない。

ただし中央委員会のほかの役職と重複した場合、この役職にはつかないものとする。また2年以上は在職できない。

- (4) 学内広報局員、渉外局員、庶務局員、企画局員は学友会員の中から会長が選出する。
- 3 各委員会の担当は次のようにする。
- (1) 会長は中央委員会の運営、総括を担当する。
 - (2) 副会長は会長を補佐する。
 - (3) 書記は、中央委員会における議事録の作成、その他の書類の作成を担当する。
 - (4) 会計は、会計事務を担当する。
 - (5) 学内広報局は学内における広報活動を担当する。
 - (6) 渉外局は渉外活動を担当する。
 - (7) 庶務局は中央委員会における備品の管理及び書類の管理、情報技術の管理を担当する。
 - (8) 企画局は、学友会主催のイベントの企画を担当する。
 - (9) 顧問は、委員会運営の補佐及び助言を与えるものとする。
ただし、議決権は有しない。
- 4 会員は会長、副会長を除く中央委員に対し、不信任案を提出することができる。
不信任案に関する細則は別に定める。
- 5 局員及び顧問を除く委員に、不信任案成立等の事情により欠員を生じた場合、選挙により委員を補充することができる。

第 24 条 中央委員会は、原則として**毎月 1 回開催**する。ただし、次の場合には臨時に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 学級会及び諸委員会、部等の 1 単位から要請のあったとき
- (3) 学友会館の運営に関すること
- (4) 学生総会、代議員会に提出する議案の整理に関すること
- (5) 学友会行事計画の執行に関すること
- (6) 会計業務に関すること
- (7) 部・同好会・各種委員会等との連絡に関すること
- (8) 車両通学生組織の充実及び交通安全に関すること
- (9) 必要に応じて、実行委員会を置く
- (10) その他、中央委員会が必要と認めたこと

第2節 査問委員会

第25条 会館の運営に関する細則は別に定める。

第26条 査問委員会は、会館の運営に関する本校学生の重大な規律違反について査問するための機関である。

第27条 査問委員会は、委員長及び委員により構成する。

2 前項の委員長は、会長がこれに当たる。

3 第1項の委員は、中央委員の中から会長が指名する。

第28条 査問に関する細則は別に定める。

第3節 各種委員会

第29条 中央委員会の下に次の委員会を置く。

- (1) 学級委員長会
- (2) 文化委員会
- (3) 体育委員会
- (4) 図書委員会
- (5) 環境衛生委員会
- (6) 交通安全推進委員会

第30条 各種委員会は次に掲げる構成により、それぞれの事業を行う。

2 各委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を決定する。このとき、副委員長は次年度の委員長に就任することとする。しかし、特別な事情において就任が不可能な場合は、新年度において委員会内より互選することとする。

3 各委員会には中央委員会の担当委員が参加する。

- (1) 学級委員長会は、各学級委員長1名ずつにより構成し、学級会相互の連絡及び当面の問題の処理に当たる。
- (2) 文化委員会は、各学級会の文化委員2名ずつにより構成し、学友会主催の文化活動の計画及び運営に当たる。
- (3) 体育委員会は、各学級会の体育委員2名ずつにより構成し、学友会主催の体育活動の計画及び運営に当たる。
- (4) 図書委員会は、各学級会の図書委員1名ずつにより構成し、学内での広報・編集の管理及び学生の図書館利用の改善・向上に関する主体的な活動の計画及び運営に当たる。

- (5) 環境衛生委員会は、各学級会の環境衛生委員2名ずつにより構成し、学園生活の充実、保健衛生及び学内環境の管理、向上、省エネルギーの推進を図る。
- (6) 交通安全推進委員会は、各学級会の交通安全推進委員2名ずつにより構成し、免許所持学生で構成する交通安全会と協力し、学生自らの交通安全の意識の高揚と交通事故防止に対して主体的に取り組む。

第4節 実行委員会

- 第31条 中央委員会は、必要に応じて、**体育祭、学園祭等の実行委員会**を置くことができる。
- 第32条 実行委員会は、状況に応じて各学級から選出された委員と、中央委員会の委員の中から選任された委員により構成する。
- 2 実行委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 第33条 実行委員会は、中央委員会から付託された事項を取り扱い、必要があれば学校側の委員とともに事項の実行を推進し、その事項の完了と同時に解散するものとする。

第4章 部及び同好会

- 第34条 本会は、体育系及び文化系の各種の部を置く。
- 2 本会会員は、原則として1つの部に属するものとする。
- 3 各部は、部員の互選により、部長、副部長、部会計及びその他の役員を置く。
- 第35条 同好会は、部に準ずる。ただし、**予算は伴わない**。
- 第36条 部又は同好会の新設及び廃部は代議員会及び学校の承認を必要とする。
- 2 昇格、降格、新設、廃部及び解散に関しては別に細則で定める。

第5章 監査機関

- 第37条 本会の監査機関として、監査委員会を置く。
- 第38条 監査委員会は、各学科の最高学年から1名ずつ選出された委員により構成する。
- 2 監査委員会は、委員の互選により委員長を決定する。
- 3 監査委員会は、委員全員の出席をもって成立する。
- 第39条 監査委員会は、本会のすべての会計の監査を行う。

第6章 選挙管理委員会

第40条 選挙管理委員会は、中央委員会の議決により設置される。

2 選挙管理委員会は、各学級から1名ずつ選出された委員により構成する。

3 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を決定する。

4 選挙管理委員会は、選挙が構成に執行されるよう管理する。

第41条 選挙に関する細則は別に定める。

第7章 役員

第42条 学友会役員の選挙は、選挙管理委員会が、その運営と管理を行う。

第43条 会長、副会長、中央委員会の選挙及び委員の欠員にともなう選挙（以下「補欠選挙」という。）は、**全会員の直接選挙**とする。

第44条 学友会役員の任期は、4月から翌年3月までの1年とする。ただし、補欠選挙によって選ばれた者の任期は当選したその日からとし、役員の残任期間とする。

第45条 代議員会、中央委員会及び選挙管理委員会の委員は、相互に兼ねることはできない。

2 監査委員会の委員は、他の役員を兼ねることはできない。

第8章 会計

第46条 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第47条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

第48条 本会の会費は、毎年、所定の金額の会費を納入する。会費の改定は代議員会が発議し、学生総会の承認を経て行われる。

2 会費は、年額10,300円とし、毎年4月に納入する。

3 入会金は、1,000円とし、入会と同時に納付する。

第49条 会計に関する細則は別に定める。

第9章 指導教員

第50条 本会は、木更津工業高等専門学校学生準則第32条による指導教員の指導を受ける。

2 教員と学生の連絡を密にして、校友会運営の円滑と、活動の充実を期する。

第 10 章 改 正

第 51 条 本規約の改正は、次の場合に学生総会で審議決定することができる。

- (1) 会員の 3 分の 1 の要求があった場合
- (2) 代議員会の規約改正要求議決があった場合
- (3) 会長が必要と認めた場合

附 則

1. この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
2. 木更津工業高等専門学校校友会規約（昭和 42 年 6 月 1 日制定）は廃止する。

（この間の附則省略）

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

6-3 学友会部細則

第1条 この細則は、学友会規約第37条に基づき、学友会の部及び同好会について規定するものである。

第2条 学友会の活動機関としての次の部を置く。

(1) 文 化 部	(2) 運 動 部	
電 気 部	野 球 部	ホ ッ ケ ー 部
写 真 部	バ ス ケ ッ ト ホ ー ル 部	テ ニ ス 部
自 動 車 部	バ レ ー ボ ー ル 部	ゴ ル フ 部
吹 奏 楽 部	卓 球 部	剣 道 部
茶 道 部	ソ フ ト テ ニ ス 部	女 子 バ レ ー ホ ー ル 部
囲 碁 部	サ ッ カ ー 部	女 子 バ ス ケ ッ ト ホ ー ル 部
美 術 部	柔 道 部	女 子 テ ニ ス 部
軽 音 部	陸 上 競 技 部	自 転 車 部
書 道 部	空 手 道 部	ダ ン ス 部
	水 泳 部	
	バ ド ミ ン ト ン 部	

第3条 学友会の活動機関として次の同好会を置く。

文芸同好会 ロボット研究同好会 テーブルゲーム研究同好会
地盤研究同好会 土木技術研究同好会 ドイツ語研究同好会
プログラミング研究同好会 電子創作同好会 生物研究同好会
地中海研究同好会 歴史研究同好会 音楽研究同好会 合唱同好会
ボランティア情報局 アウトドア同好会 ピアノ同好会 天文同好会
将棋同好会 デザイン同好会 スポーツチャンバラ同好会
ドイツゲーム研究同好会

第4条 部は次の条件を備えるものとする。

- (1) 部として活発な活動を経ていること。
- (2) 具体的な活動計画をもっていること。
- (3) 競技の最低人数を有する。取り決めがない場合においては、5人以上の部員を有すること。
- (4) 部の運営に必要な規則が整備されていること。
- (5) 活動場所を確保すること。

第5条 同好会は次の条件を備えるものとする。

- (1) 具体的な活動計画を持っていること。
- (2) 活動を行うに足る会員を有すること。

第 6 条 部及び同好会の設置にあたっては、学生主事の指導を受けるものとする。

第 7 条 新たに部又は同好会を設置しようとする者は、毎年 1 月末日までに第 4 条又は第 5 条の条件を備えた文書を中央委員会に提出するものとする。

第 8 条 部及び同好会は、新規部員又は会員の勧誘推奨期間を 4 月中とする。

第 9 条 部及び同好会は、毎年 5 月上旬までに役員並びに部員又は会員の名簿を中央委員会に提出するものとする。

2 前項の名簿に異動のあったときは、その都度中央委員会に報告するものとする。

第 10 条 部及び同好会は、毎年 2 月末日までに次年度の事業計画を中央委員会に提出するものとする。

2 前項の事業計画を変更しようとするときは、すみやかに中央委員会に届け出なければならない。

第 11 条 部又は同好会は、役員及び部員又は会員の名簿並びに部又は同好会の規則及び会計細則に定める帳簿を備えるものとする。

第 12 条 中央委員会は、部又は同好会にその活動経過の報告を求めることができる。

第 13 条 部が部としての要件を欠くにいたったときは、中央委員会は、その予算の執行を停止することができる。

第 14 条 部が解散したときは、監査委員会は学友会会計細則第 13 条第 2 項の規定により会計の検査を行い、中央委員会は物品の引き渡しを受けるものとする。

2 解散した部の部員は、整理事務終了まで連帯して会計上の責任を負うものとする。

第 15 条 部及び同好会が 5 月中旬の時点で必要な部員又は会員を有していない場合は、代表者及び指導教員と相談の上、部の廃部、同好会への降格又は同好会の解散をさせることができる。

附 則

この細則は、昭和 42 年 6 月 1 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

6-4 学友会選挙細則

第1条 この細則は、学友会規則第42条に基づき、学友会の役員、会長及び中央委員会の委員の選挙（以下「選挙」という。）及び補欠選挙について規定したものである。

第2条 選挙は毎年1回、補欠選挙はその都度投票によりこれを行う。

第3条 選挙管理委員会は、選挙及び補欠選挙を行う期日を定め、その日の14日前に公示しなければならない。ただし、補欠選挙は欠員が生じた日から14日以内に行う。

第4条 選挙及び補欠選挙に立候補しようとする者は、選挙の日の10日前までに選挙管理委員会に届け出るものとする。

2 5名以上の会員は、本人の承諾を得て、選挙の日の10日前までに責任者を定めて選挙管理委員会に候補者を推薦することができる。推薦者のうち1名は責任者となるものとする。

第5条 前条の候補者がいない場合、又は定数に満たない場合は、代議員会が、候補者を選挙管理委員会に推薦するものとする。

第6条 選挙運動の期間は、立候補届又は候補者推薦の日から投票の前日までとする。

第7条 選挙運動は、校内におけるポスター掲示及び演説とする。

第8条 選挙管理委員会は、ポスター掲示場及び演説会場を指定するものとする。

第9条 投票は無記名とし、会長、副会長及びその他の委員についてそれぞれ行う。

第10条 会長及び副会長の候補者が定数以内の場合は信任投票を行う。信任投票の成立は、学生総数の3分の2以上の投票をもってこれを認める。この場合投票総数の過半数の信任を得なければならない。

2 委員の候補者数が、定員に等しい場合は投票を行わず当選とみなす。

第11条 前条第1項の規定による信任投票の際、信任を得られなかった場合は再選挙を行う。

第12条 投票用紙は、選挙管理委員会発行のものを使用する。

第13条 開票は、投票締切後直ちに選挙管理委員会が公開で行うものとする。

第14条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの。
- (2) 候補者の氏名以外を記載したもの。
- (3) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

第 15 条 選挙及び補欠選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が処理する。

第 16 条 選挙に関する費用は、学友会が負担する。

附 則

この細則は、昭和 42 年 6 月 1 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

6-5 学友会会計細則

第1条 この細則は、学友会規約第50条に基づき学友会の会計について規定するものである。

第2条 収入及び支出は、すべてこれを予算に組み入れるものとする。

第3条 学友会の各機関（同好会を除く。以下同じ。）は、毎年1月末日までに次年度の事業計画に基づく予算要求書を作成し、中央委員会に提出するものとする。

第4条 中央委員会は、前条の予算要求書に基づいて予算案を編成し、代議員会の議を経て学生総会に送付するものとする。

第5条 予算が成立したときは、中央委員会は、各機関に予算を配賦し、併せて監査委員会及び第6条に定める会計機関に通告するものとする。

第6条 予算は、中央委員会会計委員（以下「会計委員」という。）が分担して管理するものとする。

2 各機関は、予算差引簿を備え常に収支の状況を把握しなければならない。

第7条 現金出納及び物品等の調達に関する事務は、各機関が行うものとする。

第8条 各機関は、物品等を調達するときは、調達請求書に指導教員の承認を受けるものとする。

第9条 各機関は、物品等の調達を行ったときは調達通知書に領収書を添えて会計委員に引き渡すものとする。

第10条 会計委員は、前条の調達通知書に基づき予算差引を行うものとする。

第11条 各機関は、物品の所在等を明確にするため備品管理簿及び消耗品受払簿を備えるものとする。

第12条 各機関は、毎年度終了後直ちに予算の執行状況及び物品の管理状況を中央委員会及び監査委員会に報告しなければならない。

第13条 監査委員会は、前条の報告書を調査し、その意見を学生総会に報告するものとする。

2 監査委員会は、必要と認めたときに各機関の予算の執行状況及び物品の管理状況を検査し、その結果を学生総会に報告するものとする。

第14条 監査委員会は、検査の結果改善の必要を認めたときは関係機関に勧告し、中央委員会に通告するものとする。

2 勧告を受けた機関は、勧告を受けた日から10日以内に答弁書を監査委員会に提出しなければならない。

第15条 中央委員会は、毎年度終了後第12条の規定により各機関から提出された報告を整理し、収入支出の決算報告書を作成して学生総会に報告するものとする。

附 則

この細則は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

6-6 学友会館運営憲章

学友会館は、学生の自発的な活動を通じてその人間形成を助長する学友会活動を充実促進させるための施設である。従って、学友会は、この憲章の趣旨に基づき、学校の指導のもとに、自発的、かつ、自主的に学友会館を運営する。

(目的)

第1条 人間は、本来社会的存在であり、本校の学生が、将来、その社会的機能を十分に果たすためには、豊かな人間性と創造的な個性の伸長をはからなければならない。そのためには、日常の学生生活において、幅広い交友の機会をもち、多様な人間的欲求に自由な発現の場を確保する必要がある。学友会館は、この目的のために設置された施設である。

(運 営)

第2条 学友会館は、学友会活動と同一の目的をもって設置されたものである。従って、学校は、学友会の運営については、学友会を深く信頼し、その責任能力に応じて最大限の自治を認め、学友会は、学友会館の適切な運営について、学校に対して責任を負う。

(仕 事)

第3条 学友会館の運営には、次のような仕事が含まれる。

- (1) この施設の運営規定の作成
- (2) この施設の内部における秩序維持、清掃、保全に関する日常事務の処理
- (3) 施設を利用する行事計画の調整及び行事の企画と実施
- (4) 運営規定上の規律違反者に対する責任の追及

(承 認)

第4条 学友会が学友会館を運営する場合、学生準則の定める学校の指導と助言を必要とする事項については、あらかじめ校長の承認を必要とする。又、前条第4号は、学校と学友会の協力組織によって行う。

(経 費)

第5条 学友会館の施設・設備は、学校が公費によって整備し、学生の利用に伴って必要となる設備の補修・補充・更新等の費用は、学友会予算の範囲内で、学友会が支弁する。

(効 力)

第6条 この憲章は、学校と学友会との相互信頼に基づく協力関係を前提とする。もし、この前提が失われたことを一方が他方に通知した時、又は、この憲章のめざす協力関係の持続が困難であることを当事者が合意した時は、この憲章は、その効力を失う。又、この憲章に基づいて学友会が行う自治的運営は、常に法令に基づく学校の施設管理の範囲内で行われるものとする。

昭和 57 年 3 月 11 日

木更津工業高等専門学校長

木更津工業高等専門学校学友会長

6-7 学友会館使用規程

第1条 木更津工業高等専門学校学友会館（以下「会館」という。）の使用については、法令及びそれに基づく諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 会館を使用する者は、本校の学友会が校長の承認を受けて定めた「学友会館運営細則」を遵守しなければならない。ただし、会館の指導員室については、この限りでない。

第3条 入学式、卒業式その他の学校行事及び学校が主催し、又は後援する行事に会館の施設を使用する必要がある場合若しくは特別の事情がある場合には、校長は、学友会に通知して、前条の規定にかかわらず、学校の直接の管理の下に、会館を使用し、又は使用を許可することがある。

第4条 この規程に定めるもののほか、会館の使用に必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、昭和57年3月11日から施行する。

6-8 学友会館運営細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、学友会規約第26条に基づき、学友会による学友会館（以下「会館」という。）の運営に必要な事項について規定したものである。

第2章 使用上の原則

(使用者の範囲)

第2条 会館の使用者は、本校の学生、教職員、学校関係者、学友会主催行事への参加者とする。

(開館日及び開館時間)

第3条 会館は、本校の休業日を除き、下表のとおり開館する。ただし、必要がある場合には、これを変更することがある。休業日に関しては別に定める。

区 分	期 間	開 館 時 間
月曜日～金曜日	通 年	7:00～19:30

(使用者の遵守事項)

第4条 会館の使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 禁酒、禁煙及び他人に迷惑を及ぼさないための配慮をすること。
- (2) 会館内に土足で立ち入らないこと。
- (3) 会館施設・設備・備品の保全、使用器具の過度の独占の排除及び備品を備え付け場所から持ち出さないこと。
- (4) 電気、水道等のエネルギー及び資源を節約すること。
- (5) 災害の防止、会館内の清潔整頓及び周辺環境の整備に協力すること。

2 使用者又はその代表者は、会館の設備・備品を破損、汚損、又は紛失した場合には直ちに学生課に届け出なければならない。

(会館内の掲示)

第5条 本校の学生は、館内の所定の場所に限り、自由に掲示物を掲示することができる。ただし委員長が不相当と認めた掲示物は取り除くことがある。

(特別行事)

第6条 学友会の企画による全学的な特別行事が行われる場合には、会館の使用を制限することがある。

(貸し切り使用の制限)

第7条 会館施設の貸し切り使用は、原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合には、許可することがある。

第4章 各室の使用方法及び使用手続

(フリースペース)

第8条 フリースペースはすべての使用者が自由に出入りして、休憩と交歓の目的のために使用するものとする。

(研修室)

第9条 研修室は、楽器演奏、音楽鑑賞、合唱、舞踏、演劇等の目的のために使用するものとする。

- 2 前項の目的のために定期的に研修室の使用を希望する団体は、半期ごとに学生課に申し込まなければならない。
- 3 前項の定期利用以外の団体は活動日の1週間前までに運営委員会に申し込まなければならない。
- 4 研修室を使用する者は、学生課にて鍵を借りるとともに、備え付けの使用簿に所定の事項を記入する。使用後は施錠しその鍵を学生課に返却しなければならない。
- 5 長期休業および休日は合宿所として優先利用する。ただし、合宿が行われていない場合は、指導教員の指導のもと使用することが出来る。合宿規定については別に定める。

(シャワー室)

第10条 シャワー室は合宿が行われているときに指導教員の指導のもと使用することが出来る。

- 2 シャワー室の使用後は利用団体の責任において清掃すること。

(湯沸室)

第11条 湯沸室は合宿が行われているときに指導教員の指導のもと使用することが出来る。

- 2 湯沸室の使用後は利用団体の責任において清掃すること。

(奏 室)

第 12 条 奏室は、楽器演奏、音楽鑑賞、合唱、舞踏、演劇等の目的のために使用するものとする。

2 前項の目的のために奏室を使用するものは、第 11 条 2 項と同様に申し込まなければならない。

3 奏室の使用について許可を受けた者は、設備・備品の使用について責任を負うものとする。特にオーディオ装置の使用については、一定の技術的知識を有する者の指導の下で使用しなければならない。

4 奏室を使用する者は、学生課にて鍵を借りるとともに、備え付けの使用簿に所定の事項を記入する。使用後は施錠し、その鍵を学生課に返却しなければならない。

(学友会室)

第 13 条 学友会室は、学友会の事務室として使用する。

(倉 庫)

第 14 条 倉庫は、学友会活動に必要な物品類の収納に使用する。

第 5 章 保 全 管 理

(日常業務の処理)

第 15 条 会館の日常業務は、次のとおりとする。

- (1) 通風・採光を調節するための窓・カーテン等の開閉
- (2) 主要設備・備品の点検
- (3) 電灯スイッチ・水道栓・エアコン・テレビの管理
- (4) 室内の清掃と整頓
- (5) ゴミ箱の処理及びトイレ用品の整備
- (6) 使用者の遵守すべき規律に対する違反の発見と報告

(規律違反者の処置)

第 16 条 本校学生は、会館の運営に関する規律の遵守と秩序の維持に努め違反を認めるときは、これに直接注意を促すとともに、委員長に報告するものとする。

2 本校学生が本校学生の重大な規律違反を発見し、その非違を糾明する必要があると認めた場合には、これを学友会の査問委員会に提訴するものとする。

3 委員長は、本校の学生以外の者について重大な規律違反があったと認めるときは、学生主事を通じて校長に報告するものとする。

附 則

この細則は、昭和 57 年 6 月 19 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

7 . 卒 業 後 の 進 路

7. 卒業後の進路

7-1 学科の就職

学科の卒業生の数は、約7,260人に達し、それぞれに大企業や特色ある中小の企業などの産業界、あるいは官公庁など、社会の様々な分野で目覚ましい活躍をしています。

本校創立以来、毎年就職率は100%で、29年度の求人社数は全体で約2,950社に及んでいます。次表に、過去3年間の卒業生の就職先を示します。

機械工学科	電気電子工学科	電子制御工学科	情報工学科	環境都市工学科
ANAライオネンテック	ANAヘブスメンテナン	jig.jp	Aiming	NEXCOメンテナン
IHI	ANAライオネンテック	JR東海	jig.jp	NEXCO東日本ハイウェイ・エンジニアリング
JALエンジニアリング	CTCシステムマネジメント	JXTGエネルギー	K S F	NTT-ME
JFEスチール	JNC石油化学	J X 日鉱日石金属	LIXIL	NTTインフラネット
JFE溶接鋼管	NTT-ME	K&Oエナジーグループ	MSK	NTT東日本-南関東
JNC石油化学	NTTファシリティーズ	LIXIL	NTT-ME	新井総合施設
M B M	NTT東日本-南関東	Loopp	NTTコムエンジニアリング	インターコム
Mテック	TBSテックス	NTT-ME	NTTデータ・エム・シー・エス	駒井ハルテック
NEXCO東日本エンジニアリング	アット東京	NTTファシリティーズ	Y 2 S	山九
SUBARUテクノ	池上通信機	TMCシステム	アイヴィス	ジェイアール総研エンジニアリング
曙ブレーキ工業	イシダ	アット東京	アルメックス	首都高技術
アマゾンジャパン合同会社	出光興産	アドバンスドプランニング	イチネンケミカルズ	シヨーボンド建設
安西製作所	キャンメディカルシステムズ	出光興産	大崎コムビーターエンジニアリング	通信土木コンサルタント
出光興産	協和エクスシオ	宇部マテリアルズ	ガルブネット	テツケン
内宮運輸機工	国光施設工業	エム・ソリューションシステムズ	キャンメディカルシステムズ	東海旅客鉄道
小笠原工業	国立印刷局	国立印刷局	サイバートラスト	東京水道サービス
鹿島石油	サントリースピリッツ	シーネット	サイビーンズ	東京電力ホールディングス
キャンメディカルシステムズ	サントリービール	資生堂	サクラ	東京湾横断道路
国立印刷局	サントリープロダクツ	シチズン時計マニファクチャリング	シー・エム・エス	日水コン
コビエーターハイテック	ゼイベック	ソニーイーエムシーエス	ジェイエスフィット	日鉄住金環境
佐藤製薬	資生堂	タクマ	新日本非破壊検査	三井造船
沢井製薬	ジャパンフーズ	竹田設計工業	テコラス	五洋建設
サントリースピリッツ	ジュビターコーポレーション	ティ・アイ・ディ	トランスコスモス	三井造船鉄構エンジニアリング
サントリープロダクツ	昭和産業	東京パワーテクノロジー	ドリームアーツ	川田建設
システムズ	新日鉄住金	東京電機産業	ニフティ	長谷川体育施設
シチズン時計マニファクチャリング	セイコーインスツル	東レ	ネオテック	東京ガスパイプライン
ジャパンマシンユナイテッド	セイコーエプソン	ドリーム・アーツ	パナソニックITS	東京水道サービス
ジュビターコーポレーション	西武鉄道	日鉄住金テックスエンジニア	富士重工業	東京湾横断道路
昭和阿ステック	ソニーイーエムシーエス	野村不動産パートナーズ	富士通エフサス	東日本旅客鉄道
シールド	武田テバファーマ	パナソニックシステムネットワークス	ボケラボ	国土交通省関東地方整備局
新日本非破壊検査	東海旅客鉄道	東日本高速道路	ヤマシステム開発	千葉県庁
セイコーエプソン	東京パワーテクノロジー	フアナック	東芝ITサービス	東京都庁3棟
サンゴロ・ホビーエンジニアリング&R&D	東京湾横断道路	富士重工業	日本システム通信	
大陽日酸	東芝電機サービス	富士ゼロックス東京	富士通	
タダノ	東芝プラントシステム	三井化学		
東京ガス	東芝メディカルシステムズ	三菱電機ビルテクノサービス		
東レ	ニコン	ムラテックC C S		
ナブコシステム	ニッペコ	明電舎		
成田エアポートテクノ	日本海洋掘削	メンバーズ		
成田空港給油施設	パナソニック アプライアンス社	森トラスト・ビルマネジメント		
ニコン	パナソニックシステムネットワークス	八重洲無線		
日揮プラントイノベーション	パナソニックシステムネットワークス	星光PMC		
日本海洋掘削	フアナック			
日本空港テクノ	福岡電設			
パーソナルR&D	富士重工業			
八興	本田技研工業			
ヒダン	舞浜ビルメンテナンス			
フアナック	三菱ビルテクノサービス			
富士重工業	メンバーズ			
富士石油	森トラスト・ビルマネジメント			
富士電機	三井化学			
三井製糖	森トラスト・ビルマネジメント			
三ネベア				
村田機械				
大和テクノシステム*				
ロイヤル				
東芝トランスポートエンジニアリング				
東日本高速道路				
東洋エンジニアリング				
日清紡ホールディングス				
日鉄住金テクノロジー				
日本貨物鉄道				
日本空港テクノ				
日野自動車				
放電精密加工研究所				

企業名：五十音順

7-2 学科の進学

本校は、創造性豊かな工業技術者を社会に送り出すことを目的に設立されましたが、近年では、高専を卒業して更に大学へ進学し勉学を続けたいという学生も多くなりました。そのため大学編入という道が開かれており、150以上の大学が高専からの編入学を受け入れています。

近年高専に専攻科が設けられ、本校にも平成13年度に設置されました。これにより、さらに進学の道が広がっています。

卒業後の約半数が高専専攻科及び大学に進学しています。

詳しくは学生課の「掲示板」及び「進学関係資料コーナー」で閲覧してください。

高専専攻科入学先

木更津工業高等専門学校	鈴鹿工業高等専門学校	久留米工業高等専門学校
豊田工業高等専門学校	松江工業高等専門学校	舞鶴工業高等専門学校
八戸工業高等専門学校	福島工業高等専門学校	奈良工業高等専門学校
鶴岡工業高等専門学校	都立産業技術高等専門学校	

大学編入学先

北海道大学	金沢大学	佐賀大学
室蘭工業大学	福井大学	長崎大学
北見工業大学	山梨大学	熊本大学
弘前大学	信州大学	宮崎大学
岩手大学	岐阜大学	琉球大学
東北大学	静岡大学	前橋工科大学
秋田大学	豊橋技術科学大学	首都大学東京
山形大学	三重大学	はこだて未来大学
茨城大学	京都大学	愛知県立大学
筑波大学	京都工芸繊維大学	大阪府立大学
宇都宮大学	大阪大学	埼玉工業大学
群馬大学	神戸大学	千葉工業大学
埼玉大学	和歌山大学	慶応大学
千葉大学	鳥取大学	東京造形大学
東京大学	島根大学	東京電機大学
東京農工大学	岡山大学	東京理科大学
東京工業大学	広島大学	日本大学
東京海洋大学	山口大学	明治大学
お茶の水女子大学	徳島大学	神奈川大学
電気通信大学	愛媛大学	長岡造形大学
横浜国立大学	香川大学	京都造形芸術大学
新潟大学	九州大学	長崎総合科学大学
長岡技術科学大学	鹿児島大学	東京情報大学
富山大学	九州工業大学	武蔵工業大学

7-3 専攻科の就職と進学

本校の専攻科は、平成13年4月に設置されました。本科5年間の一貫教育という特徴を活かしながらその上級コースとして、地域・産業界との密接な協力・連携のもとで、より高度な教育・研究指導を行い、研究開発能力や創造能力を備えた新しい型の実践的専門技術者の育成を目指しています。

現在、1期生から16期生までを合わせて、522名が専攻科を修了しています。

次表に、過去3年間の修了生の就職先の一覧を示します。専攻科16期生の就職率は約34.4%です。

修了年	14期生 (平成28年3月卒)	15期生 (平成29年3月卒)	16期生 (平成30年3月卒)
修了者	36名	25名	32名
就職先	アドヴィックス	ISAO	GMOペイメントゲートウェイ
	アルメックス (2)	NTT-ME	出光興産
	荏原製作所 (2)	NTT データアイ	荏原製作所
	システムタイズ	シンクロ・フード	大久保歯車
	ジュピターコーポレーション	テクロコ	テクノプロ
	湘南ステーションビル	ファナック	デジタルフィールド
	タマディック	メイテックフィルダース	ヒダン
	東亜道路工業	富士通マーケティング	ファナック (2)
	日機装	宇宙航空研究開発機構	国家公務員一般職 (土木)
	ニフティ	千葉県庁 (3)	千葉県庁
	日立製作所	東京都庁	
	フラッシュ・アップ	木更津市役所	
	ミライト		
	千葉県庁 (3)		
計	18名	14名	11名

次表に、過去3年間の修了生の進学先を示します。専攻科16期生の大学院進学率は約65.6%です。

修了年	14期生 (平成28年3月卒)	15期生 (平成29年3月卒)	16期生 (平成30年3月卒)
修了者	36名	25名	32名
進 学 先	千葉大学大学院(4)	東京大学大学院	東京大学大学院(2)
	筑波大学大学院(3)	宇都宮大学大学院	筑波大学大学院(5)
	東京大学大学院	北陸先端科学技術大学院大学	東京工業大学大学院 (5)
	茨城大学大学院	横浜国立大学大学院	電気通信大学大学院
	岐阜大学大学院	慶応大学大学院 (4)	埼玉大学大学院
	電気通信大学大学院(2)	産業科学技術大学院	慶応大学大学院(4)
	長岡技術科学大学大学院	青山学院大学大学院	北陸先端科学技術大学院大 (2)
	横浜国立大学大学院(3)		情報セキュリティ大学院大
	慶応大学大学院		
計	17	10	21
その他	1	1	0

8 . 資 料

8 . 資 料

8-1 本校の沿革

昭和 42 年

- 2月27日 木更津工業高等専門学校設置内定
6月1日 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和42年法律第18号)により、
本校設置。初代校長に 村上成一就任
同 日 開校式並びに第1回入学式挙行

昭和 43 年

- 6月15日 1期工事(本校舎、寄宿舍)竣工

昭和 44 年

- 3月18日 2期工事竣工

昭和 45 年

- 2月28日 プール竣工
3月20日 3期工事及び武道場、野球場竣工

昭和 46 年

- 2月25日 食堂竣工

昭和 48 年

- 7月1日 第2代校長に 渡辺哲利就任

昭和 51 年

- 11月20日 図書館竣工

昭和 52 年

- 11月1日 創立10周年記念式典挙行

昭和 53 年

- 2月28日 合宿研修施設(第1期工事)竣工

昭和 54 年

- 1月20日 合宿研修施設(第2期工事)竣工
6月16日 第3代校長に 西田亀久夫就任

昭和 57 年

- 3月1日 学生会館竣工

昭和 58 年

- 1 月 31 日 第 2 体育館竣工
- 4 月 1 日 電子制御工学科新設

昭和 59 年

- 2 月 28 日 第 2 研究実験棟竣工

昭和 60 年

- 3 月 25 日 寄宿舍（雄峰寮）増築
- 4 月 1 日 校長事務取扱に教授 河野晉を任命
- 4 月 2 日 第 4 代校長に 関根太郎就任

昭和 62 年

- 11 月 15 日 創立 20 周年記念式典挙行

昭和 63 年

- 3 月 30 日 講義棟竣工
- 4 月 1 日 第 5 代校長に 高野文雄就任

平成 2 年

- 4 月 1 日 情報工学科新設

平成 3 年

- 7 月 1 日 第 6 代校長に 宮野禮一就任

平成 4 年

- 3 月 26 日 第 3 研究実験棟竣工

平成 6 年

- 4 月 1 日 土木工学科を環境都市工学科へ改組

平成 7 年

- 4 月 1 日 第 7 代校長に 山田勝兵就任

平成 9 年

- 11 月 13 日 創立 30 周年記念式典挙行
校歌「風のランナー」制定

平成 12 年

- 3 月 14 日 女子学生寄宿舍（なのはな寮）竣工
- 4 月 1 日 電気工学科を電気電子工学科に改称
- 7 月 1 日 第 8 代校長に 北尾美成就任

12月28日 地域共同テクノセンター竣工

平成13年

4月1日 専攻科設置

平成14年

8月1日 第9代校長に 小田島章就任

平成15年

8月29日 総合教育棟竣工

平成16年

4月1日 独立行政法人国立高等専門学校機構木更津工業高等専門学校となる。

平成17年

4月1日 第10代校長に 河上恭雄就任

平成18年

5月8日 「生産システム工学」プログラムが日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を受ける

平成19年

3月28日 平成18年度高等専門学校機関別認証評価を受審し、高等専門学校評価基準を満たしていると大学評価・学位授与機構によって認定される

平成20年

10月1日 教育研究支援センターの設置

平成22年

4月1日 第11代校長に 工藤敏夫就任

平成23年

5月16日 「生産システム工学」プログラムが日本技術者教育認定機構（JABEE）の継続認定を受ける

平成24年

3月23日 女子寄宿舎（なのはな寮）増築

平成25年

3月22日 図書館とネットワーク情報センターを融合した改修を行い、「図書・ネットワークセンター棟」に改称

8月30日 旧エネルギー棟を講義棟Bとして改修

平成 26 年

- 3 月 7 日 旧ネットワーク情報センターを講義棟 C として改修
- 3 月 26 日 平成 25 年度高等専門学校機関別認証評価を受審し、高等専門学校評価基準を満たしていると大学評価・学位授与機構によって認定される
- 4 月 1 日 第 12 代校長に 前野一夫就任

平成 27 年

- 2 月 5 日 講義棟 A を改修し、保健室・学生相談室及び教育研究支援センターを移設

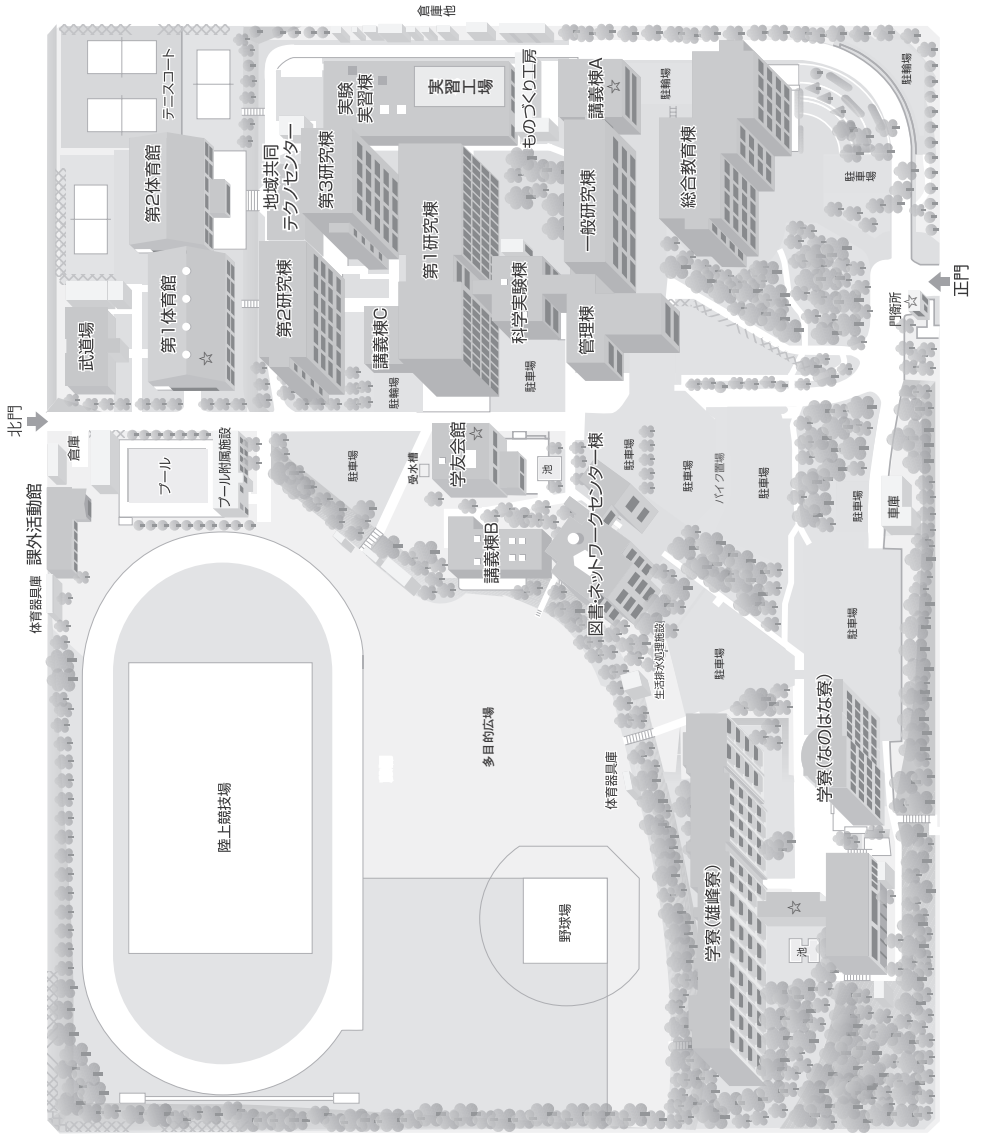
平成 28 年

- 3 月 25 日 ライフライン再生（給水設備）改修

平成 29 年

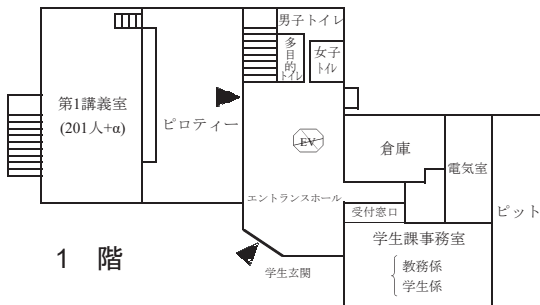
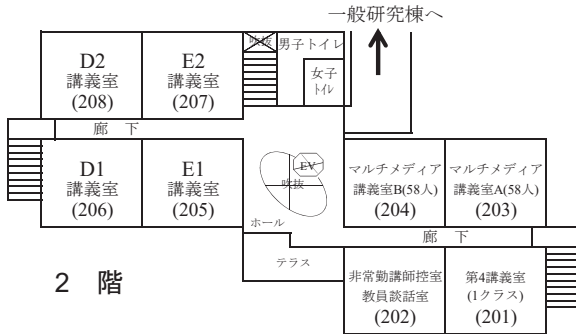
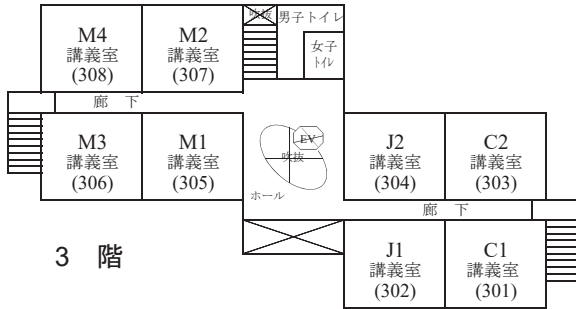
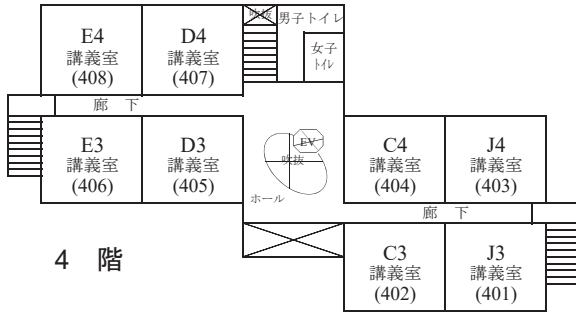
- 3 月 3 日 「生産システム工学」プログラムが日本技術者教育認定機構（JABEE）の継続認定を受ける
- 11 月 18 日 創立 50 周年記念式典挙行

8-2 学校配置図



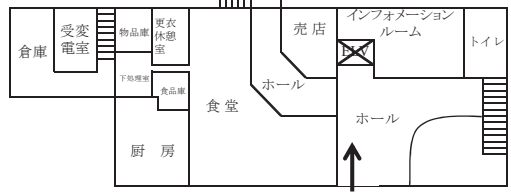
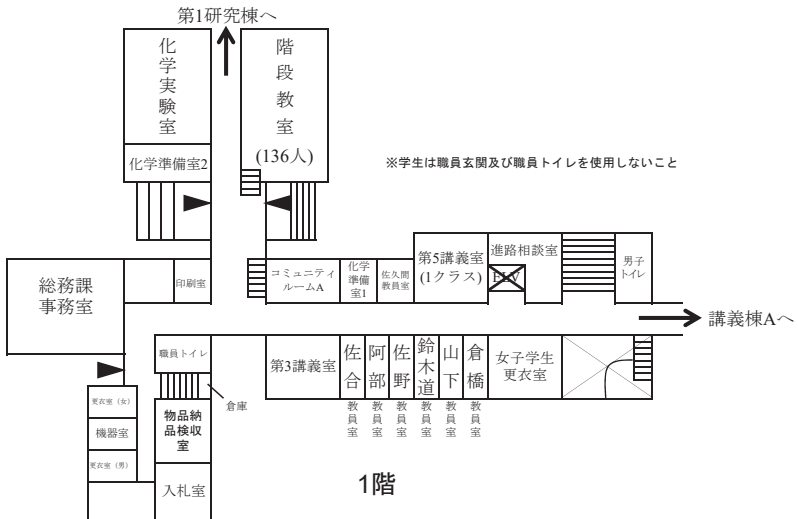
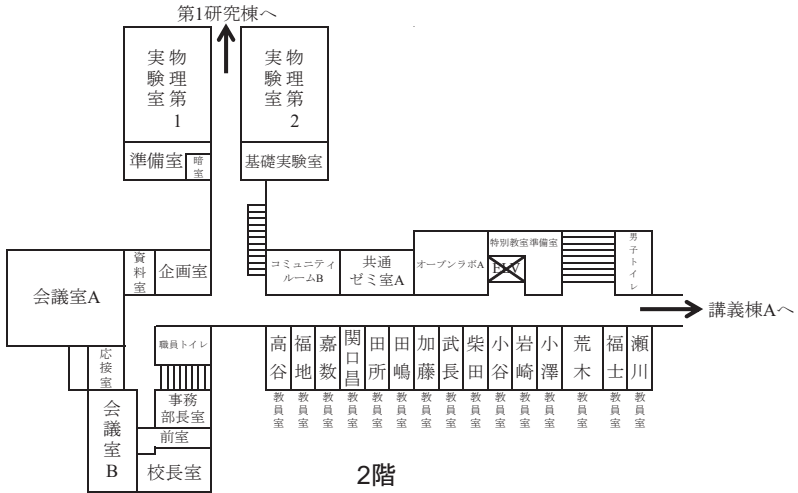
☆…AED設置場所

総合教育棟

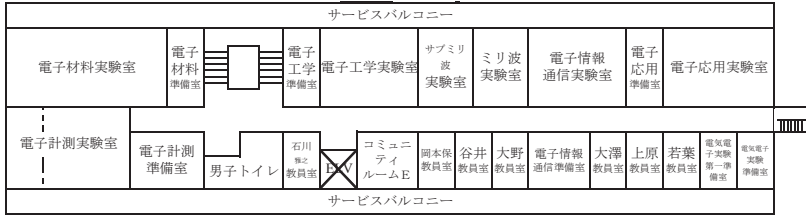


☆門衛所内AED(自動体外式除細動器)設置

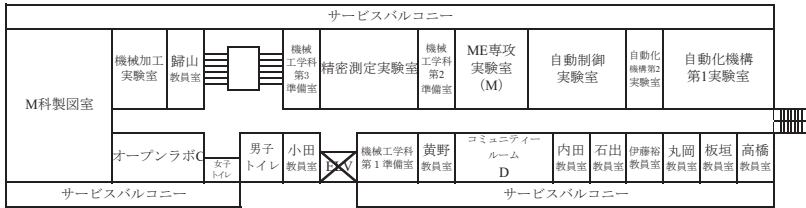
管理棟, 一般研究棟, 科学実験棟



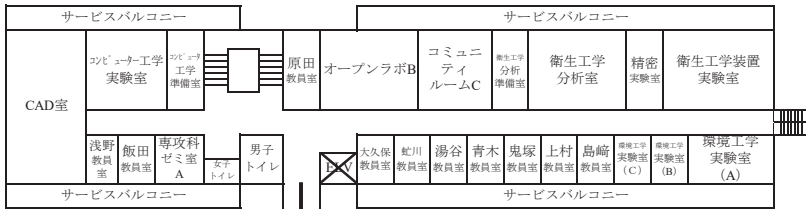
第1研究棟



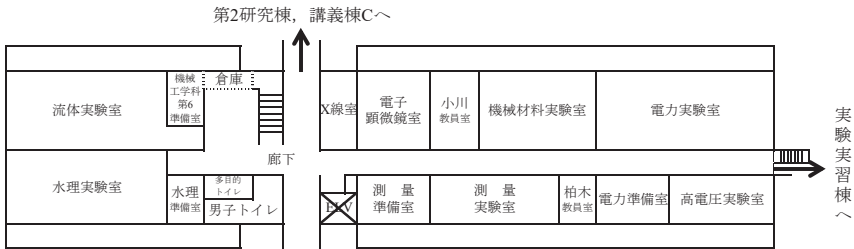
4階



3階

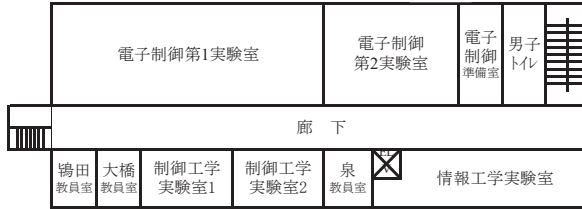


一般研究棟へ 2階

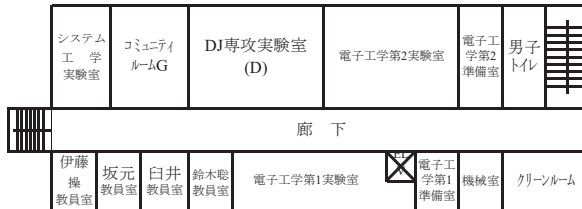


1階

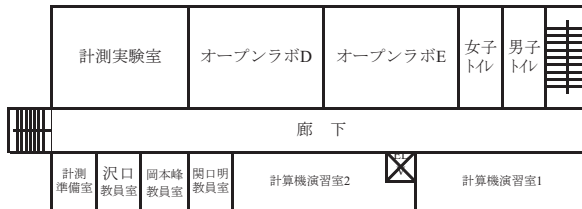
第2研究棟



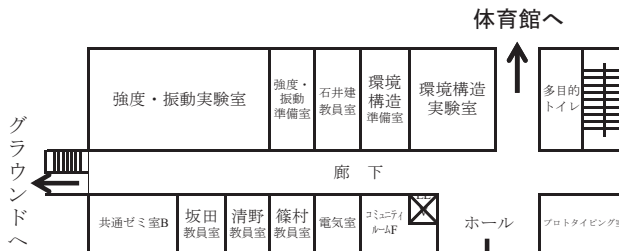
4階



3階



2階



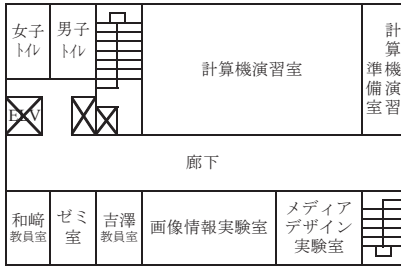
1階

第1研究棟, 講義棟Cへ

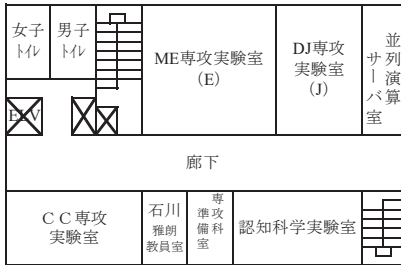
グラウンドへ

体育館へ

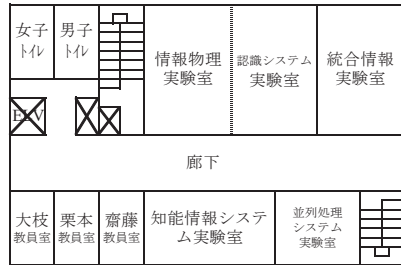
第3研究棟



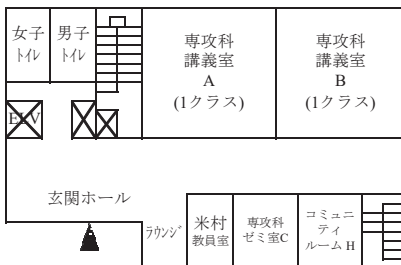
3階



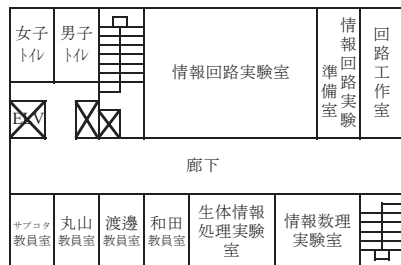
2階



5階

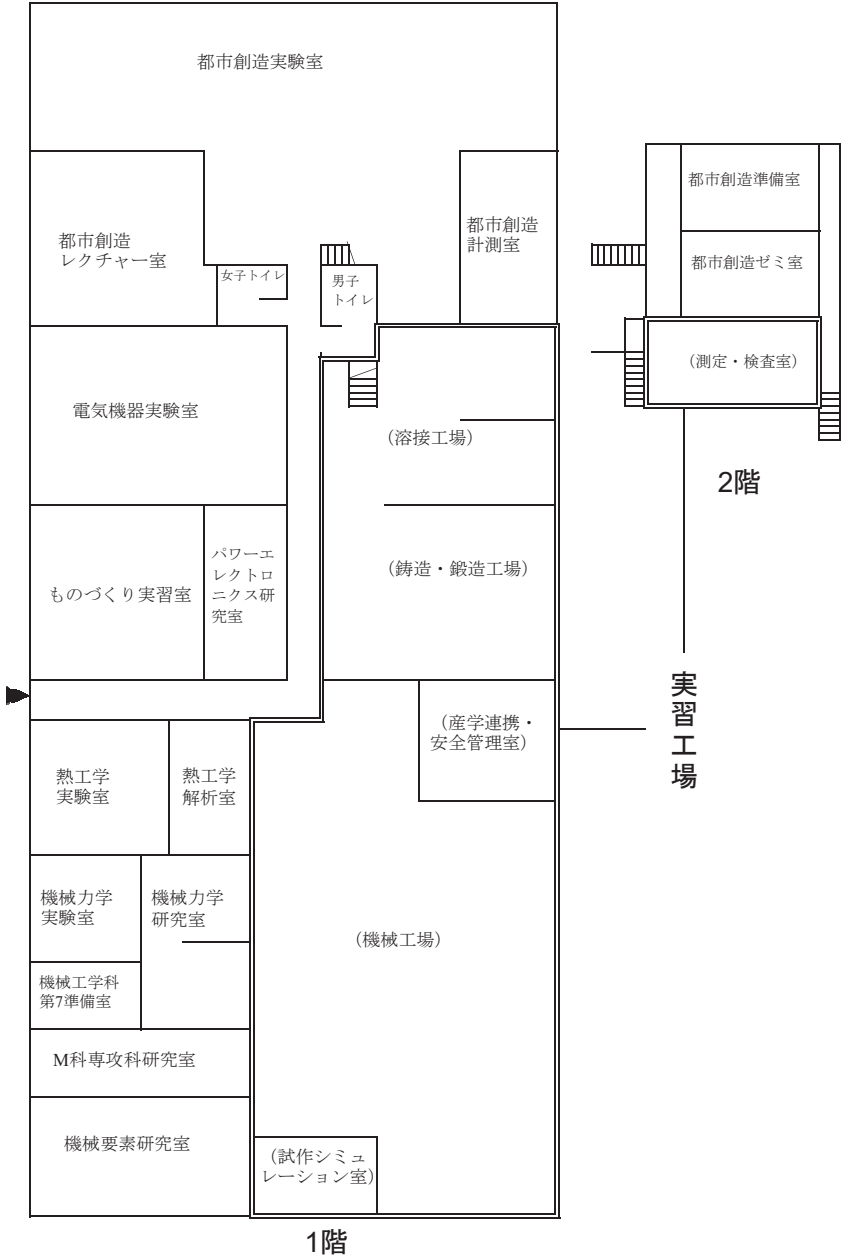


1階

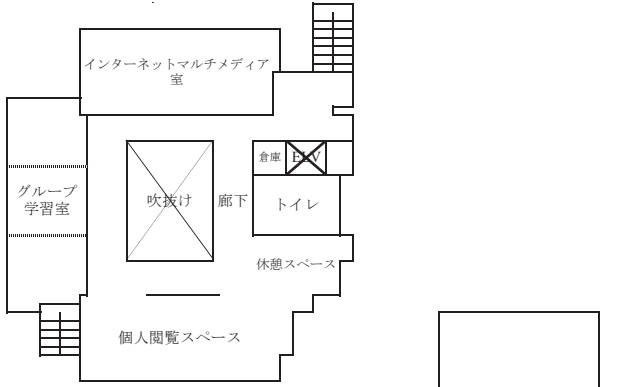


4階

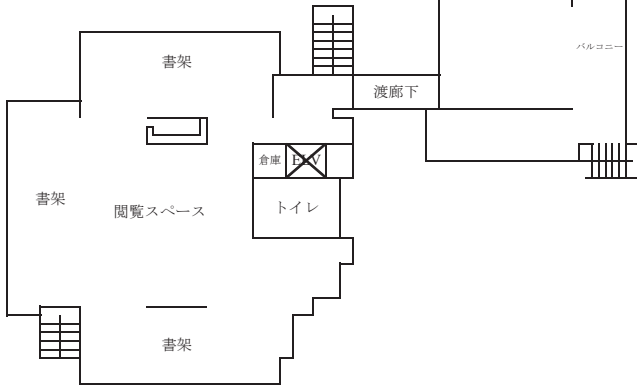
実験実習棟



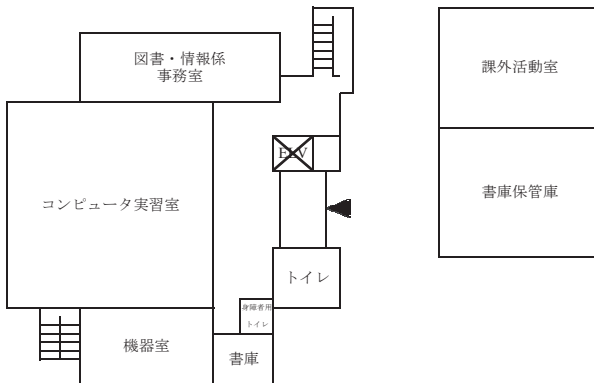
図書・ネットワークセンター棟



3階 (図書館)



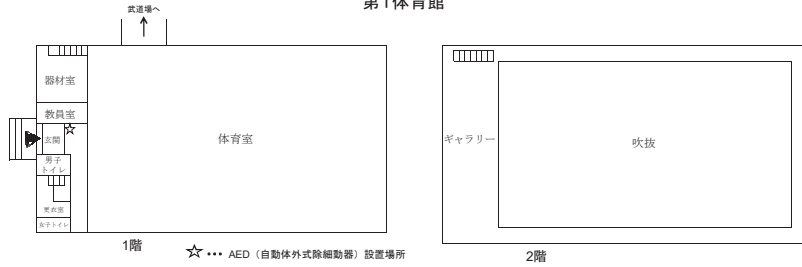
2階 (図書館)



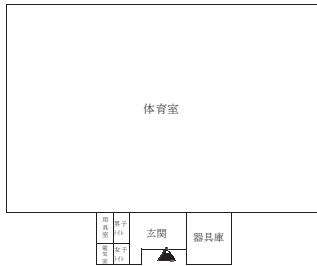
1階 (ネットワーク情報センター)

体育館・武道場・地域共同テクノセンター

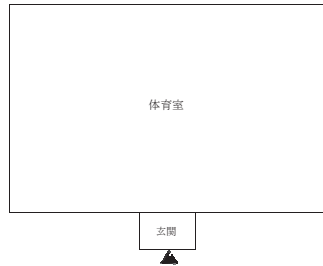
第1体育館



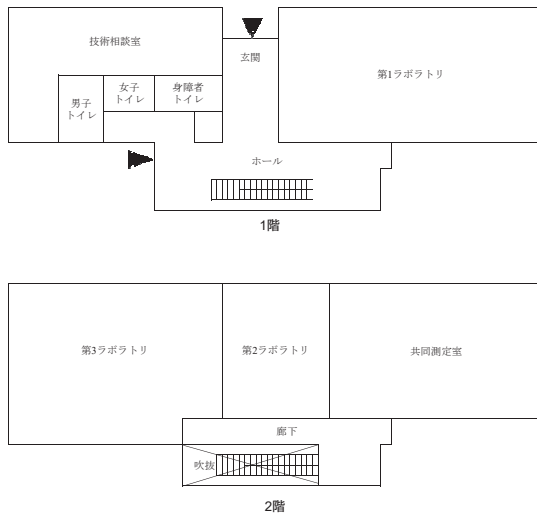
第2体育館



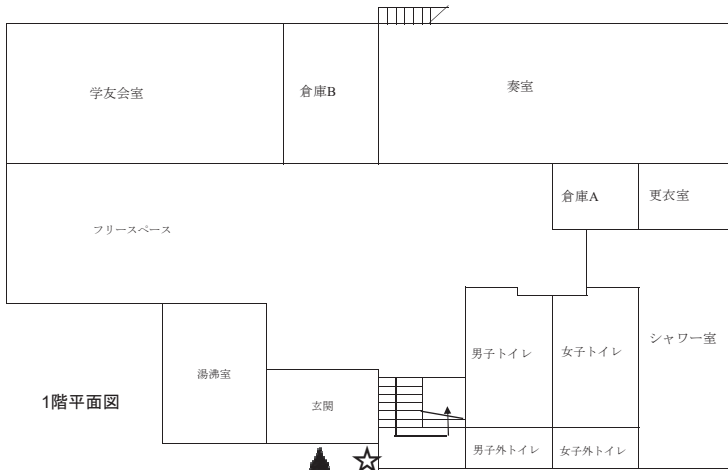
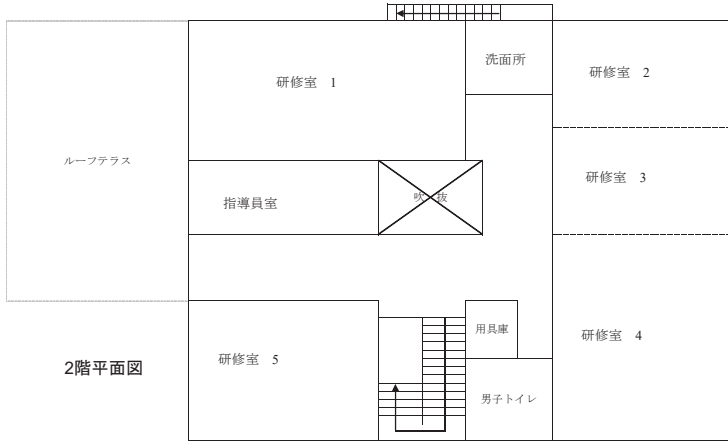
武道場



地域共同テクノセンター

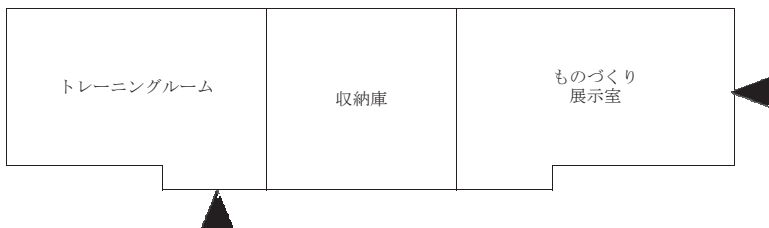


学友会館



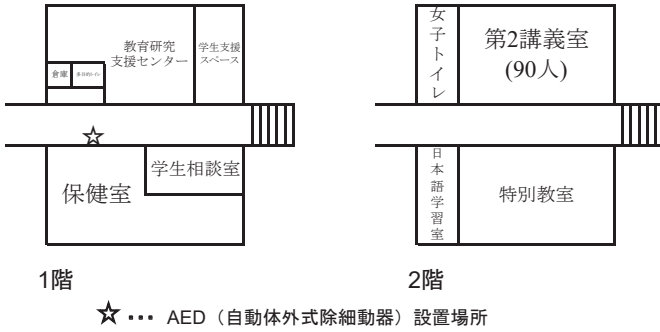
☆ ●●● AED (自動体外式除細動器) 設置場

課外活動館

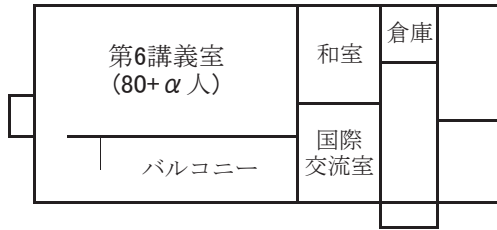


講義棟A,B,C

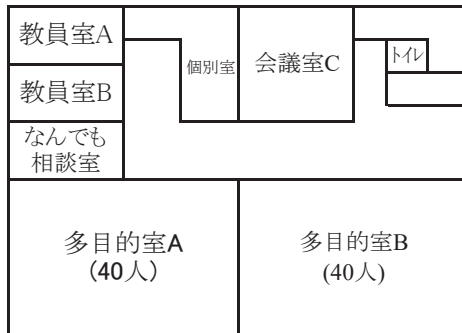
講義棟A



講義棟B



講義棟C



8-3 職員名簿

平成 30 年 4 月 1 日現在

○ 校長・副校長・主事・主事補

校 長 佐久間 研二					
副校長 (教務主事)	内田 洋彰	副校長 (学生主事)	山下 哲	副校長 (寮務主事)	清野 哲也
副校長 (専攻科長)	上村 繁樹	副校長 (地域共同センター長)	鈴木 聡	副校長 (総務担当)	大澤 寛
教務主事補	板垣 貴喜	学生主事補	佐合 智弘	寮務主事補	倉橋 太志
〃	石井 建樹	〃	吉澤 陽介	〃	米村 恵一
〃	岩崎 洋一	〃	伊藤 裕一	〃	若葉 陽一

○ 学科・学系主任

人 文 学 系	坂 田 洋 満	電 子 制 御 工 学 科	臼 井 邦 人
基 礎 学 系	福 地 健 一	情 報 工 学 科	栗 本 育 三 郎
機 械 工 学 科	石 出 忠 輝	環 境 都 市 工 学 科	青 木 優 介
電 気 電 子 工 学 科	岡 本 保		

○ 専攻科長・専攻主任

専 攻 科 長	上 村 繁 樹	専攻主任	
副 専 攻 科 長	大 枝 真 一	機械・電子システム工学専攻	石 出 忠 輝
		制御・情報システム工学専攻	栗 本 育 三 郎
		環境建設工学専攻	青 木 優 介

○ 学 級 担 任

○印は学年主任

学科 学年	機 械 工 学 科	電 気 電 子 工 学 科	電 子 制 御 工 学 科	情 報 工 学 科	環 境 都 市 工 学 科
1	高谷 博史	小澤 健志	沢口 義人	阿部 孝之	○鈴木 道治
2	田嶋 彩香	○篠村 朋樹	武長 玄次郎	丸山 真佐夫	田所 勇樹
3	○小田 功	大野 貴信	柴田 育子	関口 昌由	大久保 努
4	小川 登志男	谷井 宏成	大橋 太郎	渡邊 孝一	○鬼塚 信弘
5	歸山 智治	上原 正啓	坂元 周作	大枝 真一	○島崎 彦人

○ 学 校 医 等

氏 名	担 当	医 院 等 名	電話番号(市外局番 0438)
山 口 敏 広	内 科	やまぐち内科クリニック	4 1 - 7 7 0 2
李 元 浩	外 科	か ず さ 整 形 外 科	3 0 - 5 0 6 8
飯 田 勉	眼 科	飯 田 眼 科 医 院 長	9 8 - 9 7 5 0
瀬 戸 和 仁	歯 科	瀬 戸 歯 科 医 院 長	2 5 - 8 8 4 1
山 口 治 彦	学 校 薬 剤 師	薬 剤 師	
花 澤 寿	カウセリング	精 神 科 医	
愛 甲 修 子	カウセリング	臨 床 心 理 士	

○ 学 校 近 隣 の 医 療 機 関

医療機関名	診 療 科	所 在 地	電話番号 (市外局番 0438)
やまぐち内科クリニック	内科・循環器内科	高柳 1-5-28	4 1 - 7 7 0 2
大 日 方 医 院	内科・消化器科・呼吸器科	朝日 3-2-35	2 2 - 2 0 2 5
清見台整形外科内科	内科・外科・整形外科	清見台南 4-2-7	9 7 - 1 6 6 7
きさらづ皮膚科クリニック	皮膚科	大和 2-21-16	2 2 - 2 4 6 9
か ず さ 整 形 外 科	整形外科	清見台南 1-4-9	3 0 - 5 0 6 8
中 西 整 形 外 科	整形外科	ほたる野 3-24-8	3 0 - 5 7 8 0
小関耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科	太田 4-16-5	2 5 - 1 1 8 7
飯 田 眼 科 医 院	眼科	清見台東 2-2-1	9 8 - 9 7 5 0
瀬 戸 歯 科 医 院	歯科	朝日 2-1-30	2 5 - 8 8 4 1
かみくぼ耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	請西南 5-25-11	3 6 - 0 0 0 2
君 津 中 央 病 院	総合診療	桜井 1010	3 6 - 1 0 7 1
木更津東邦病院	内科・整形外科・皮膚科・脳外科	菅生 725-1	9 8 - 8 1 1 1
房総メディカルクリニック	循環器科・内科・歯科	ほたる野 3-24-19	7 2 - 9 9 1 6
は ぎ わ ら 病 院	内科・外科・整形外科	木更津 1-1-36	2 2 - 5 1 1 1
君津郡市夜間急病診療所	内科	中央 1-5-18	2 5 - 6 2 8 4

8-4 学友会クラブ等指導教員一覧

文化系クラブ

	クラブ名	指導教員	
1	電気部	泉源	石川雅之
2	写真部	小田功	
3	自動車部	関口明生 板垣貴喜	鈴木聡
4	吹奏楽部	大澤寛	齋藤康之
5	茶道部	柏木康秀 和田州平	小澤健志
6	囲碁部	石出忠輝 丸山真佐夫	SAPKOTA ACHYUI
7	美術部	渡邊孝一	関口昌由
8	軽音部	佐野照和 柴田育子	福地健一 倉橋太志
9	書道部	加藤達彦	鬼塚信弘

同好会

	クラブ名	指導教員	
1	文芸同好会	武長玄次郎	加藤達彦
2	ロボット研究同好会	伊藤裕一	嶋田正俊
		坂元周作 小澤健志	関口明生 内田洋彰
3	テーブルゲーム研究同好会	倉橋太志	
4	地盤研究同好会	鬼塚信弘	石井建樹
5	土木技術研究同好会	青木優介	
6	ドイツ語研究同好会	柴田育子	荒木英彦
7	プログラミング研究同好会	大枝真一	丸山真佐夫
8	電子創作同好会	和崎浩幸	
9	生物研究同好会	上村繁樹	湯谷賢太郎
10	地中海研究同好会	関口昌由	
11	歴史研究同好会	大久保努 武長玄次郎	上村繁樹
12	音楽研究同好会	齋藤康之	和田州平
13	合唱同好会	鈴木道治	
14	ボランティア情報局	湯谷賢太郎 加藤達彦	岡本保
15	アウトドア同好会	島崎彦人	
16	ピアノ同好会	小谷俊博	田嶋彩香
17	天文同好会	瀬川直美	谷井宏成
18	将棋同好会	阿部孝之 田所勇樹	佐合智弘
19	デザイン同好会	吉澤陽介	
20	スポーツチャンバラ同好会	白井邦人	原田健二
21	ドイツゲーム研究同好会	嘉数祐子	

運動系クラブ

	クラブ名	指導教員	
1	野球部	高橋秀雄	鈴木聡
		板垣貴喜	
2	バスケットボール部	岩崎洋一	加藤達彦
		飯田聡子	大枝真一
3	バレーボール部	篠村朋樹	米村恵一
		大野貴信	
4	卓球部	丸山真佐夫	栗本育二郎
		若葉陽一	
5	ソフトテニス部	岡本保	山下哲
		島崎彦人	
6	サッカー部	米村恵一	谷井宏成
7	柔道部	清野哲也	鈴木道治
8	陸上競技部	坂田洋満	沢口義人
		小谷俊博	佐合智弘
9	空手道部	浅野洋介	島崎彦人
		大野貴信	
10	水泳部	大橋太郎	荒木英彦
11	バドミントン部	小川登志男	歸山智治
		嘉数祐子	佐久間美紀
12	ホッケー部	原田健二	鈴木聡
		板垣貴喜	
13	テニス部	若葉陽一	佐久間美紀
14	ゴルフ部	高谷博史	佐久間美紀
15	剣道部	田嶋彩香	内田洋彰
16	女子バレーボール部	上原正啓	篠村朋樹
		米村恵一	谷井宏成
17	女子バスケットボール部	飯田聡子	岩崎洋一
		加藤達彦	
18	女子テニス部	佐久間美紀	若葉陽一
19	自転車部	坂元周作	
20	ダンス部	佐合智弘	高谷博史

S T G 指導教員	学生主事補
------------	-------

主顧問

「学生の声」について

1. 「学生の声」は、アンケート等では吸い上げ切れない学生の皆さんの意見や要望を聞くために設置されたものです。
 2. 意見等を提出する場合は、以下のいずれかの方法に従ってください。
 - (1) 「意見等の提出用紙」に必要事項を記入し、「学生の声」のポストに入れる。
 - (2) gakuseinokoe@kisarazu.ac.jp 宛にメールを出す（当メールの利用方法については、本校のホームページを参照してください）。
- ※ 「学生の声」のポストへの投書は、学生課長が取り出し、副校長（教務主事）に渡しますが、(2) のアドレスに出されたメールは直接副校長のところにいきます。
3. 提出された意見等は、副校長の判断により、要望および内容等に応じ関係者に送られます。対処結果等については、副校長より意見等の提出者に報告されます。
 4. 匿名を希望する場合は、秘密を厳守します。なお、内容により、掲示により対処結果について公表することもあります。

木更津工業高等専門学校

〒292-0041

千葉県木更津市清見台東2丁目11番1号

TEL 0438 (30) 4000 (代表)

FAX 0438 (98) 5403 (学生課)

平成30年3月発行

工学専攻
工学科

第

学年

氏名